

平成23年第1回

# 予算審査特別委員会会議録

平成23年 3月10日 開会

平成23年 3月11日 閉会

上士幌町議会

3 月 10 日

平成23年 3月 第1回 上士幌町議会 予算審査特別委員会 会議録

招集年月日	平成 23 年 3 月 10 日								
招集の場所	上 士 幌 町 議 会 議 場								
開会・閉会 日時及び宣告	開会	平成23年 3月10日 午前10時00分				委員長	大内輝夫		
	閉会	平成23年 3月10日 午後 4時58分				委員長	大内輝夫		
応(不応)招委員並びに 出席及び欠席委員  出席 10名 欠席 一名 欠員 一名  ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公務欠席 遅刻 早退		氏名	出欠 の別		氏名	出欠 の別		氏名	出欠 の別
	委員長	大内輝夫	○	委員	伊東久子	○			
	副委員長	山本和子	○	委員	中島卓蔵	○			
	委員	佐々木 守	○	委員	渡部信一	○			
	委員	杉山幸昭	○	委員	角田久和	○			
	委員	堂畑義雄	○						
	委員	山本裕吾	○						
会議録署名委員	2番 杉山幸昭 委員				3番 山本和子 委員				
委員会に職務のため 出席した者の職氏名	議会事務局長	河村 義 憲		議会事務局主査	櫻井 淳 史				
委員会条例第19条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町 長	竹中 貢		企画財政課主査	青木 弘 彦				
	副 町 長	千葉 与四郎		町 民 課 長	(会計管理者兼務)				
	会 計 管 理 者	馬場 久 男		保健福祉課長	柚原 幸 二				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄		保健福祉課主幹	河野 和 子				
	総 務 課 主 査	高 田 清 蔵		保健福祉課主幹	佐藤 桂 二				
	総 務 課 主 査	富 川 裕 士		保健福祉課主査	浅井 尚 幸				
	企 画 財 政 課 長	野 中 美 尾		保健福祉課主査	長野 徹 也				
	企 画 財 政 課 主 査	平 田 佳 伸		保健福祉課主査	木下 由季子				
	企 画 財 政 課 主 査	深 瀬 一 輝		保健福祉課主査	佐藤 眞由美				
企 画 財 政 課 主 査	杉 原 祐 二		保健福祉課主査	森本 宏 典					

委員会条例第19条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	保健福祉課主査	塩澤尚弘	建設課主査	渡部洋
	保育課長	山口準二郎	建設課主査	杉森誠志
	保育課主査	西保洋子	建設課主査	田中義朗
	農林課長	近野達夫	ナイタイ高原牧場長	松岡秀行
	農林課主幹	谷尻常盤	教育委員会教育長	江波戸明
	農林課主査	菅野茂	教育委員会教育次長	綿貫光義
	農林課主査	吉永雅一	教育委員会事務局主幹	石王良郎
	農林課主査	有賀孝行	教育委員会事務局主幹	須田修
	農林課主査	佐々木幹	教育委員会事務局主査	佐藤泰将
	商工観光課長	早坂清光	教育委員会事務局主査	大塚利晃
	商工観光課主幹	関克身	教育委員会事務局主査	藤倉徳夫
	商工観光課主査	小林達也	農業委員会事務局長	斉藤明宏
	商工観光課主査	宮部直人	農業委員会事務局主幹	馬場俊之
	建設課長	高橋智	農業委員会事務局主査	渡辺正史
	建設課主幹	老月公輝	代表監査委員	須田吉一
	建設課主幹	尾形昌彦		
	建設課主査	船戸竜一		
	建設課主査	名波透		
	建設課主査	羽田野泰弘		

(午前10時00分)

○河村義憲議会議務局長 それでは、ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長よりごあいさつを申し上げます。

○委員長（大内輝夫委員長） このたび、平成23年度各会計予算の審議に当たり、予算審査特別委員会の委員長を務めさせていただいております。不慣れでございますが、皆様のご協力によりましてスムーズな審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに、本日の本委員会傍聴の取り扱いについてご協議いたします。

お諮りいたします。

委員会条例第17条の規定により、本日の委員会傍聴の申し出がある場合は、これを許可することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長（大内輝夫委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本日の委員会傍聴の申し出がある場合は、これを許可することといたします。

次に、本委員会の説明員の出席要求については、委員会条例第19条の規定により、町長等の町理事者及び各課部局の課長職の出席を求めています。また、このほかに町長等の町理事者が説明のために、主幹及び主査の職にある職員に委任または委嘱した職員も、委員会条例第19条の規定により本委員会に出席を求めています。したがって、各課部局の主査以上の職員が本委員会に説明員として出席しておりますので、ご承知願います。

次に、会議録署名委員の指名方法についてお諮りします。

本特別委員会の会議記録は、後日、町民の閲覧等の公開の用に供するものでありますので、この会議記録の署名委員を会議規則第119条の規定を準用して、委員長において指名したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長（大内輝夫委員長） 異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の会議録署名委員は、委員長において指名することに決定いたしました。

それでは、本特別委員会の会議録署名委員を指名いたします。2番、杉山幸昭委員、3番、山本和子委員。

お諮りいたします。

ただいま委員長において指名いたしました2番、杉山幸昭委員、3番、山本和子委員を本特別委員会の会議録署名委員に指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) ご異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の会議録署名委員は、2番、杉山幸昭委員、3番、山本和子委員に決定いたしました。

次に、付託事件の審査に入る前に、日程及び審査方法について協議いたします。

本特別委員会の開催日程については、議会運営委員会で決定し、既にご案内しているところでもあります。このことから、本特別委員会の開催日程については、議会運営委員会であらかじめ決定したとおり、本日より3日間とし、審査方法は一般会計予算は各ページごとに、5特別会計予算は各会計歳入歳出ごと一括して審査を進めることにしたいと思います。

また、特別会計の審議は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計を先に審議し、その後に水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計を審議することといたしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

本特別委員会の開催日程は、本日より3日間とし、審査方法は、一般会計予算は各ページごとに、5特別会計予算は各会計歳入歳出一括して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) ご異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の開催日程は、本日より3日間とし、審査方法は一般会計予算は各ページごとに、5特別会計は各会計歳入歳出一括して審査することに決定いたしました。

これより、本特別委員会に付託されております案件の審査を行います。

本特別委員会に平成23年3月8日に付託されました議案第22号から議案第27号までの平成23年度上土幌町一般会計予算及び5特別会計予算の6案を一括して議題といたします。

平成23年度各会計予算の提案説明は、3月8日の本会議において行われておりますので省略いたします。

それでは、議案第22号平成23年度上土幌町一般会計予算から質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は、34ページからページごとに質疑を行います。

34ページから36ページまでの質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 次に、37ページ、質疑ありますか。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) それでは、次に38ページから39ページまで質疑ありますか。  
3番、山本和子委員。

○3番(山本和子委員) 国民保護協議会経費9万2,000円なのですが、従来、年1回程度の開催を行っておりますけれども、この協議会費については当初どういう内容を想定して予算組んでいるのか質問いたします。

○委員長(大内輝夫委員長) 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいまのご質問の国民保護協議会の経費でございますが、当初予算につきましては9万2,000円で予算計上しております。内訳につきましては、国民保護協議会の開催経費を1回分と、本年度、平成22年度に整備しておりますジェイアラートの機器の修繕料という形で予算計上させていただいておりますが、国民保護協議会の開催経費の予算計上につきましては、これは国の法律に基づきまして市町村は国民保護計画を策定しなければならないというふうに規定されております。その計画を変更する必要が生じた場合につきましても、軽微な変更を除きまして市町村の国民保護協議会に諮問し、変更しなければならないという規定になっております。このような変更等が必要となった場合に備え、国民保護協議会の開催経費を予算化しているものでございます。  
今現在、当面変更する予定は想定しておりませんが、そういう事態が生じた場合に備えて予算計上をさせていただいているところでございます。

国民保護協議会につきましては、昨年度、平成22年度に一部変更が必要だということで、昨年10月に1度開催をさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○委員長(大内輝夫委員長) いいですね。

次に、40ページから41ページまで質疑ありますか。

3番、山本委員。

○3番(山本和子委員) 自衛隊協力会の経費なのですが、従来でしたら8万5,000円ずっと組んできたわけですが、23年度は7万円と減になっておりますが、その理由について、どのような活動をされているのか質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 自衛隊協力会への補助金についてでございますが、平成16年以降、8万5,000円ということで予算計上させていただいております。これにつきましては、実は平成22年度も予算額自体、8万5,000円で予算計上させていただいていたんですが、実際の交付は平成22年度も7万円で交付させていただいております。

減額の理由なんですけど、自衛隊協力会自体の会計上ですね、見させていただいているんですけど、繰越金もかなりあるという実態もございます。自衛隊協力会の役員会の皆さんにもご説明して、交付額を減額させていただいたところがございます。これに基づきまして、平成23年度も自衛隊協力会等の繰越金の状況も勘案しまして、平成22年度と同額の7万円で予算計上をさせていただいているところがございます。

ただ、自衛隊協力会のほうとの協議の中では、この先、会計の状況が繰越金等の状況を見て厳しくなれば、また8万5,000円に戻すことも検討させていただくということで協議させていただいているところがございます。

自衛隊協力会自体の活動でございますけれども、道東自衛隊、鹿追駐屯地でございますけれども、いろいろ災害時とか、そういうときにいろいろご協力をいただいているということもございます。そういった協力活動等もございますので、交流とか協力会内部のいろいろな行事等の開催、そういった活動をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） いつか忘れましたが、補助金等について結構厳しくなりまして、収支決算からいろいろ書類出さなきゃいけないという時期が何年か前にありました。そのときに、結構補助金については厳しい審査というか、申請等があると思うんですが、繰越金があり、従来やっているものをどうのこうの言うわけではないんですが、活動についてきちんと把握をしながら交付すべきというふうに思っております。その点については、答弁があればと。

それから、予算書が大幅につくり方が変わりました。行政区交付金というのが従来あったんですが、今回ちょっと見当たらないんですが、ないわけではないと思うので、その点どのようになっているのか質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 自衛隊協力会への補助金につきましては、先ほども申し上げたとおり補助金ですので、団体の収支状況も見させていただきながら対応していくということ



は、今後も続けていきたいというふうに考えております。

それから、行政区の運営交付金につきましては、金額的には従来どおり昨年度同様の金額で予算計上させていただいております。予算書的には37ページの中段の右側のほうに二重丸で行政区運営経費というところがございますが、総額で529万5,000円を予算計上させていただいております。

内訳につきましては、行政区長さんへの報酬ということで419万9,000円、それから費用弁償が1万8,000円、それから行政区への交付金が107万8,000円という形で予算計上させていただいております。

以上です。

**○委員長（大内輝夫委員長）** それでは、42ページから43ページまで質疑ありますか。

6番、山本委員。

**○6番（山本裕吾委員）** この開町80周年記念事業についてお尋ねします。

先般もご案内がありましたように、記念事業費ということで349万1,000円、さらに花火大会等で補助金を出されているわけですけれども、ここに主要概要にも書いてあるように先人の偉業と感謝と、これからの80周年を祝って、今後の上土幌町の発展のためということで、官民一体と申しますか、町民こぞってこの件についてはお祝いをしなければならないと思いますが、こういう記念事業に関しては、長年の行政に対する、あるいはいろいろな教育、文化、いろいろな方面で関係者が集ってやられるかと思いたすけれども、本当の意味で例えば花火大会ですとか、間接的にはそういう事業ということでございますけれども、町民と一体となって喜ぶという周知の仕方といいますか、こういうことをやるんですよと、こういう80周年で今後の、今までの振り返ってのことと、あるいはこれからの本町の行く末について皆で期待を含めながら話をして、そして進んでいこうじゃないかという、そういう官民一体の気持ちの広報といいますか、そういうような形はどのようにして、広報を上土幌町でもするんでしょうけれども、例えば看板を立ててお祝いの表記をすとか、そういうようなことは考えておられないのか、この際お聞きしておきたいと思いたす。

**○委員長（大内輝夫委員長）** 総務課長。

**○高嶋幸雄総務課長** 80周年記念行事でございますけれども、総務課関連では約349万1,000円ということで予算計上させていただいておりますが、関係各課、部局で予算計上もさせていただいている部分も含めて、約1,000万の事業費という形で事業を行うこととしております。記念行事の決定に当たりましては、町内の各種団体等からも行事の提案も募る中で決定させていただいたところでございます。当然、記念行事を行う、80

周年ということで、お話ありましたように町広報紙等でもその行事の内容等含めて周知も行っていきたいというふうに考えております。それから、役場庁舎等にも懸垂幕等もつくる中で、そういう80周年を祝うというか、そういうことも行うというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） ほかにありませんか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、44ページから45ページまで入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に46ページから47ページに入ります。

6番、山本裕吾委員。

○6番（山本裕吾委員） 47ページの地上デジタル無線共聴施設設置事業、先般もどこかでお話されたかと思いますが、非常に難聴地域が、殊にこの本町の市街の東側のほうにございます。この庁舎の上に、その集合施設を立てるというやに聞いておりますけれども、徹底した調査と、そして今やもうメディアとしてはテレビというものは日常生活で必要不可欠なものですし、デジタル化ということで、これは一部チューナーを買って各家庭で設置されるかと思いますが、デジタルのそういう受像機ですね、ほとんど7月に導入されるということになるでしょうけれども、この辺の町としてはこの設備をするわけですが、町民全般に必要な不可欠なテレビ受像機の視聴に対して、町民向けに行政はどのようなところまで現在進めているのか、この完了に当たってはどのような方向性なのか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 深瀬主査。

○深瀬一輝企画財政課主査 それでは、お答えさせていただきます。

市街地におけます新たな難視地区と呼ばれる、アナログ放送は受信できますがデジタル放送のときには不安定な受信が見受けられる地区というところで、国の指定を受けているところでございます。おっしゃるとおり、現在は役場の屋上に無線の共聴施設を立てまして、そういった新たな難視地区に対する難視対策を行うというところで、今国と放送事業者が組織しております協議会とともに、一番最善の方法を協議しているところでございます。

その中で、通常チューナー、受信機というもので国のほうの支援がございます。1つは、NHK全額世帯における簡易的なチューナーの無償提供、昨年12月24日に新たに

追加された分でございます、世帯全員が非課税の世帯にもチューナーの支援が受けられるというような国の対策がとられているところでございます。町としましては、新たな難視地区に対する共聴施設を設置後、各世帯におけますアンテナの向きを変えていただく、またはテレビのチャンネルを変えていただくということが出てきますので、今後町の電気業者さんと協議しながら、町民の方々の負担がなるべくかからないような形で事業のほうを展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本裕吾委員。

○6番（山本裕吾委員） 質問の仕方が悪かったかもしれませんが、これは町民の方から申請するのか、それとも行政で総務省と協議会というんですか、そちらのほうからの財政負担も含めて自発的に行政側に申し出るのか、それとも行政側が調べていただいて受信機あるいは簡易チューナーの設置に対してのご案内をされるのか、その辺はどんなふうなことになっているのでしょうか。

○委員長（大内輝夫委員長） 深瀬主査。

○深瀬一輝企画財政課主査 NHK放送受信料全額免除世帯並びに市町村民税非課税世帯の方々につきましては、これまでも広報紙等でご紹介させていただきました。また、NHK放送受信料全額免除世帯につきましては、保健福祉課の福祉担当のほうで窓口となっております、そちらのほうでそういった世帯の方々が来たときにはご紹介させていただいております。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番。

○6番（山本裕吾委員） そうすると、このシステムが役場の本庁舎の上に共同の受信機、アンテナがつくことによって、完成される日時というのは大体どの辺が目途にされているのでしょうか。

○委員長（大内輝夫委員長） 深瀬主査。

○深瀬一輝企画財政課主査 現状のスケジュールにつきましてご説明いたしたいと思えます。こちらのほうは国の補助を受けて、辺地共聴施設整備事業という補助金、国の3分の2の事業をいただきながら設置していく事業となります。残り3分の1につきましては、過疎債を使って設置するわけでございますが、現状その交付金の要望調査並びに交付申請につきましては、国の担当者のほうもいつごろというところがスケジュールが明確に出てきていない状況でございます。ただ、こちら町からの要望としては、本年には、年末には無線の共聴施設のほうは伝送したいという旨の要望を出しておるところでございます。

今後、国の2次要望というところで、昨年以前から考えますと、8月、9月あたりにはそういった交付申請のほうが出てきて、設置のほうに取りかかれるのではないかとというスケジュールでございます。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 10番、角田委員。

○10番（角田久和委員） 同じく地上デジタル無線共聴施設の件なんですけれども、これは市街地ということでね、ぬかびらの源泉郷地区はどういう扱いになっているのか質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 深瀬主査。

○深瀬一輝企画財政課主査 ぬかびら源泉郷地区につきまして、今対策ということですが、現在もNHK様とぬかびらの共聴組合のほうで共聴施設によりテレビのほうを受信していただいている地域でございます。こちらのほうは、昨年12月2日にNHK様がぬかびら源泉郷地区の住民の方々に説明会を行いまして、その中では2通りの対策をとっていくと。

1つ目は、現在ある共聴施設から地上デジタル放送を試験的に伝送すると。試験的にということは、1年じゅう木が生い茂っていたり、そうではない地域もありますから、1年間安定的に受信できるかというのを試験的に実験すると。あわせて、途中で伝送できないおそれもありますから、共聴施設内に衛星放送の対策をとります。衛星で受信した東京基局の地上デジタル放送をアナログに変換して、今の共聴施設から各戸に伝送するという仕組みになっております。こちらにつきましてはNHKに問い合わせたところ、本年の3月までに工事が完了するということで聞いております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 10番。

○10番（角田久和委員） 10番、角田です。

衛星から受けるということは、東京からの放送だから北海道の放送が受信できないと、そういう可能性があるというふうに考えていいですか。

○委員長（大内輝夫委員長） 深瀬主査。

○深瀬一輝企画財政課主査 衛星による対策につきましては、あくまでも一時的な対策ということで東京キー局のテレビ放送を受信していただく形となります。

○委員長（大内輝夫委員長） 7番、中島委員。

○7番（中島卓蔵委員） 46ページのコミセン用地の調査測量事業についてなんですけれども、これどういう内容の調査測量なのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 今ご質問ありましたコミセン用地の測量調査事業でございますが、これにつきましては旧東居辺小学校と旧上音更小学校が廃校になりまして、現在、町長部局のほうで財産管理しているわけでございますが、この校舎等につきましては町のほうで利活用計画を持つということで、現在検討を進めているところでございまして、今後具体的に検討を進めるというふうになってございます。その検討のために、現在、校舎等につきましては、そういう形で利活用を含めて検討することになっているわけですが、コミセン部分等につきましては町の管理でそのまま進むということになります。そういう利活用のために、町で利用する部分と今後別途利活用を検討する部分の敷地につきまして区分する必要があるということで、測量をひとつかけるということがございます。

それから、実際個別には旧東居辺小学校の部分につきましては、グラウンド敷地にもともと国の管理であります河川敷地がありまして、その部分につきましては町のほうに財産の譲渡を受けているところでございますけれども、この面積の確定がされていないということもございます。それも含めまして、面積の確定をするということで、東居辺につきましては考えております。

それから、上音更地区につきましては、地域の方々とも協議させていただいているんですけども、グラウンド部分及び学校部分につきましては今後も地域のほうで管理していきたいというふうにお話をいただいておりますので、その辺の部分も面積的に区分けをして確定していきたいということと、隣接する農地との境界の部分も現在、実際ははっきりしていない部分もございますので、その部分も含めて測量をかけたいというふうになってございます。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、48ページから49ページに入ります。

2番、杉山員。

○2番（杉山幸昭委員） 上土幌町ふるさと会交流推進事業についてお尋ねをしていきます。

予算的には、ほぼ去年と同額という予算、多少の差はありますが、同額という形で、この経費については多分今、昨年までやられております帯広会、東京会の2カ所の経費のことだというふうに思うわけです。

そこで、ちょっとお尋ねをしたいわけですが、この交流会についてはそれなりというよりも、町長が今まちづくりのコンセプトにしている健康、環境、観光という

らえ方の中から、地域おこしであるとか、あるいは協力隊であるとか、農商工連携あるいは2地域居住とか、移住定住というようなことを含めて、それなりというよりも、効果が上がっている事業だというふうに思うわけです。

そこで、過去は釧路会、それから札幌会というのも開催されておったけれども、今それが休止状態になっているということだというふうに認識をしているわけです。そういう観点からいくと、どこをどうするという事ではないですけども、過去にやられていたところも今休止状態です。今後、それらを含めた中で、特に札幌会あたりは北海道の中心という形の中で、町の情報とか、いろいろな面でまちづくりの協力を得ていくという観点からも、帯広、東京含めて必要なふるさと会になるのではないかとというふうに思っておるわけですけども、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 杉原主査。

○杉原祐二企画財政課主査 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ただいま、杉山委員のほうからご指摘のありましたとおり、札幌会、釧路会の関係でございますけれども、釧路会につきましては議会等にもご報告させていただきましたが、平成19年に解散をされるということで現状はない状態になります。札幌会でございますけれども、ご指摘のとおり平成16年に最後の総会が開かれまして、その後、札幌会のほうの役員体制がなかなか構築できないということで、以降開催されていないという状況でございます。この点につきましては、東京会、帯広会もそうでございますけれども、会の独自性の中で運営されて、基本的にはさせていただいて、町がそれに支援をしていくという考え方でございますが、ただいまの札幌会のご指摘につきましては再度、現状の役員の方に連絡をとりながら、今後の会の活動についてご協議をしていきたいというふうに思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 2番、杉山委員。

○2番（杉山幸昭委員） 釧路会の情報は、状況については解散という形で私も認識しておったわけですけども、札幌会については16年以降、役員体制等々の事情があって今休止という状況でございますけれども、札幌には相当人数のそれなりの人脈の方とか、あとは上士幌町、ふるさと出身の方が大勢おるといふふうに私はとらえているわけです。私も毎年、札幌でクラス会をやっておるわけですけども、相当の人数が集まってくるといふ中で、やはり私なりに上士幌町の状況をお知らせすると、そういうことをやっているのかという形の中で、そういうことであれば私どもも協力したいというような方もいらっしゃるわけでございますので、多分今、杉原主査のほうから答弁ありましたように、これからの役員体制を充実していきたいということでございますけれども、16年

以降、町のほうも早く体制をつくってくれというアタックをしていなかったんじゃないかと、そういう声もないというような話も聞いていますので、ぜひこの機会にその辺の体制を構築して、札幌会もぜひ復活できるように要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（大内輝夫委員長） 杉原主査。

○杉原祐二企画財政課主査 札幌会の部分につきましては、先ほども触れましたとおり働きかけを進めていきたいと思えます。

今、杉山委員のほうからありましたとおり、そういう担い手もいるというようなお話もいただきましたので、皆様のご協力をいただきながら、そういう働きかけを進めてまいりたいと思えます。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） 49ページの13委託料の中の土壌分析業務の内容についてご説明をお願いします。

○委員長（大内輝夫委員長） 杉原主査。

○杉原祐二企画財政課主査 佐々木委員のほうからご質問のありました土壌分析業務でございますけれども、旧苗畑にございました廃屋の処理を平成21年度に解体撤去してきているところがございますけれども、住民の皆様の方から、その廃屋の中に薬剤等があってどうなんだろうというような声があったところがございます。その不安を解消するために、今回土壌汚染対策法に沿った調査を行うために、この予算50万1,000円を計上させていただきました。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） 恐らくそれだろうというふうに思ったんですけれども、考えてみればこれは旧苗畑、営林署、所管からいけば林野庁の所管の土地であったというふうに思うんです。その土地が町で買ったら、住民の話で50数万円もの費用をかけて土壌分析、それもこれは土壌分析と書いてあるけれども、恐らくダイオキシン等の残留濃度を調べるような高度な内容のものだというふうに思うんです。通常僕らが農家で行っている土壌分析というのは、養分や特別な成分が含まれているかどうかという検査をする程度のものでありますから、それが住民からそういった通報があってそうなったというふうに、今後、町の運用上はこの予算に反対するものではありませんし、そういった安全性をきちんと高めなければいけないというふうに思うんですが、これ国の責任はどうなんだろうということをちょっと考えるんです。

人体に害を与える可能性のある残留農薬が存在する土地を、国は町に対して、幾ら町

が欲しいという要望があったにせよですね、何の調査もせずに渡したというのは、ある意味これは問題が残る話ではないかというふうに思うんです。そういう話があったということについては、注意はしなければいけないんですけども、それが事実か否かということについては、これ林野庁はどのような回答をしているのかどうか。当然、住民からそういう話があったにしても、林野庁としてどうですかということとは聞かなければいけないわけですね、元の持ち主なんですから。その持ち主の答えも、いやそういう調査が必要かもしれませんということなのかどうか、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 杉原主査。

○杉原祐二企画財政課主査 林野のほうでございますけれども、署のほうではその部分の安全性と申しますか、そういった部分の確認はしておりませんが、ただ現状今ありましたとおり、その場所が工場跡地ですとか、そういう化学物質をつくっていた工場跡地ですとかという部分ではございませんので、その部分はとりわけ向こうのほうでは認識はしていなかったというふうに思います。

町のほうといたしましても、今ありました部分でございますが、一応今回の土壤汚染対策法に沿った調査でございますけれども、土壌、ガス、これが11項目、湧出量調査で14項目、含有量調査で9項目の、これは土壤汚染対策法に沿ったものの調査ということでございます。こちらのほうにつきましては、今後の利活用も考えまして、この調査を行って、安全であるというようなことを含めまして活用策を検討していくというような認識でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） ちょっとそのことに反対はしないんです。ただ、責任がどこにあるのかという問題はしっかりしなければいけない。特に、私有地であれば、よく記憶になかったとか、そういうことがあったかもしれないというようなことがあるかもしれませんが、私有地を町有地に購入した場合には。国が管理をしていた用地を町が取得したときに、安全性に疑問を抱くようなものについては、調査の前にきちんとその安全性についていかがなんですかということとは聞かなければいけないというふうに僕は思うんです。その上で、そういう疑いがさらに残るとなれば、出所がないのであれば、今地権者、所有者である町がそういったことをするということについては問題はありません。

営林署がどういう判断をするのかというのは、きちんとやっぱり僕は聞くべきだと。そうしないと、このままずるずるいって、逆に出たらどうなるかという問題ありますよね。そうしたら、町はそういう危険な物質が土中に存在するような用地をだまされて買



ったとか、知らないで買った。普通は、そういう用地については通常、そういう疑いがあるとか、そういうおそれがあるというふうに言わなければならない、売買の上ではと僕は理解をしているんです。通常の土地取引の売買で、ここは過去埋立地でしたとか、ここは過去、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、工場用地でありましたとかという話は、普通は土地要件を交渉するときには、その用地の説明の内容として加えるのが通常のものであると。逆に、それを全く言わないで、後で不利益をこうむったら、これは約束違反でないのかというのが、僕はよくこういう話を議会でしますが、世間の常識なんです。

国との間で、そういった世間の常識が通用しないことがあって、町が何もなしに話をする、あるいはもしかしたらだれかがそんなうわさ聞いたから、町大丈夫なのかと言われて、費用をかけるということにはなりませんよね、やっぱり事前に地権者にきちんと確認をし、その安全性をきちんと踏まえた上で、危険性を感じるのであれば、こういった調査をして新たな用地の展開をするということになるというふうに理解をするところですが、そういったことについての見解や考え方をこの際お聞きをしたいというふうに思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 佐々木委員さんのおっしゃるとおり、地権者の責任というのは大きいかと思います。今回、町が取得したということで、取得後にあそこに農薬庫があったということで、住民の方からそういったお話があったということで、そういったところでこれから利活用するために安全性も含めてということで、先ほど杉原主査が申し上げたような土壌汚染対策法にのった調査ということで、町が取得したということもありまして、今は町の土地だということで調査費を設けさせていただきました。

今後、その調査の結果いかによりましては、やはり害があると、問題があると、大きな人災も含めてですね、そういったところでこれはまずいというような状況になりましたら、今回の状況も含めて当然、林野庁さんのほうに状況もお話させていただきながら、調査の結果に基づいてしかるべき対処を町のほうから逆に林野庁さんのほうにお話をさせていくような形をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） 事前に、やっぱり地権者にそういう話をすべきだと思うんですよ、僕は。その上で、さらに疑念があると。逆にこれね、全く通常の土壌だったら、その町民何言ってんだという話になりますよ、これ。50万も金かけて町はやった、人の

うわさで勝手に、町にそういう通報したのかという話になりますよ。だから、やっぱりそれは責任の所在も含めて、試験をしなければならない、取るに足りる確認をした上で調査に入るとというのが僕は基本だと思うんですが、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 佐々木委員のおっしゃるとおりでございます。今回は、林野庁さんのほうに、このたびの件については状況を含めてお話しはしていなかったということで、この調査の、町が調査費は一応予算計上させていただきましたけれども、まず林野庁さんのほうに状況報告をして、そこら辺の取り扱い含めて調査に入る前に林野庁とちよっと調整をさせていただいて、今後の協議ということで検討させていただいた上で、この予算執行にするのかということで対応させていただきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 町長。

○竹中 貢町長 苗畑を取得して何年かたっておりますから、これから学校の廃校のところもありますし、あわせて利活用を進めていきたいなど、そう考えております。当初、あそこに薬品が置かれていたということがありますから、基本的には心配ないだろうと、そんなふうに思っておりますけれども、この苗畑がいろいろな用途に使える可能性があるというふうに思っているんです。

例えば、畑に使うということもあるだろうし、それからほかの利活用もあるんだと思いますけれども、そのときにより安全な、あるいはどんなところにそれが適当に使えるのかというところは、確かな情報というのはこちらのほうも持っていて、それを相手方にも伝えていくということが、これが必要だろうというふうに思っております。

基本的には、営林署のほうの見解ということについては、これは事前に聞いておくという必要があるだろうと思いますけれども、そのいかにかわらず、この苗畑がどのような土壌の状況になっているのかと、これは町としてこれから出すための事前の資料収集調査としてやっていきたいなど、そんなふうと考えておりますから、ひとつご理解いただきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） ほかにありませんか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、50ページと51ページに入ります。

2番、杉山委員。

○2番（杉山幸昭委員） 新年度の新しい事業のまちづくり活動支援事業というのが予算計上されておるわけですがけれども、この内容を見ますと町内でボランティア活動や非常

利活動をしているグループや団体等が公益的なまちづくり活動をするための経費について側面的な支援を行うという形でうたわれておるわけですし、この内容についても負担金とか、あるいは補助金、交付金で措置をするというような内容でございますけれども、この内容については多分この予算が決定すれば、町民に周知をされるんだというふうに思うわけですが、この内容を見ていますと、ともすれば既存事業のアダプトプログラムですか、これと比較的似たような事業でもいいのかとかですね、そういうような混同性も生まれるのかなというように、私が見ている範疇では思いますので、今わかりでしたら、考えられる公益的な活動というようなことからいくと、どのようなことを考えられているのか。そして、住民からボランティアとか団体とか、非営利団体から要望がたくさん上がってきたときには、この160万という予算の範疇では到底及ばない事態もあるいは想定されるということになれば、補正をされるのかとかですね、その辺をあわせてお聞きをしたいと思っておりますけれども。

○委員長(大内輝夫委員長) 平田主査。

○平田佳伸企画財政課主査 杉山委員の質問にお答えしたいと思います。

まちづくり活動支援事業につきましては、平成22年度途中で補正で行っております。事業の中身につきましては、事業区分が3つございまして、1つ目、公共施設等の整備活動支援事業ということで、公共施設等の整備の活動ということで、これにつきましては町内の公園に行政区のほうでベンチとテーブルのほうを設置したという事業の実績がございます。

2つ目の事業といたしまして、地域活性化支援事業ということで、こちらのほうは主に講演会だとか、これから野球教室だとか行うところもあるんですけども、そのような形で5名以上の住民団体が実施するような形で行っておりますけれども、公益的ということで、その団体だけでやるのではなくて、町民に広く周知してくださいよというような形の中で、講演会なり野球教室なり、そういうことを求めてございます。

3つ目としまして、まちづくりの調査研究活動支援事業ということで、こちらのほうも22年度で1件ございまして、こちらにつきましては町内の公園につきまして調査研究をして、町のほうに提案書というような形で提出をしてくるというような形になっております。その事業につきましては、さらにレベルアップということで、公共施設というところの調査でありますので、次年度以降に公共施設等の整備活動支援事業を使いまして、さらに何かできないですかというような話も投げかけてございます。

アダプト事業とのすみ分け等々含めまして、アダプトにつきましては公園の整備だとか、花植えだとかとありますけれども、そこでできない部分についてはまちづくりの支

援事業で対応できる部分については対応をしていきたいと考えておりますし、予算についても当初10件分の160万円の予算措置していますけれども、もしこれが足りなくなるようなことであれば、補正などをして対応をしていきたいなというような形で、住民周知につきましても4月号広報、3月末に出ます4月号広報で周知をして、より一層使っていただくような形で周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 2番、杉山委員。

○2番（杉山幸昭委員） そうしますと、今説明の中では22年度も一部実績ですね、やられているというような説明があったわけですが、表示では新という言葉がついているので、その事業の事業内容の拡充という形の中で新規というとらえ方をさせていただいていいのか、その辺の確認をしたいと思っておりますけれども。

○委員長（大内輝夫委員長） 企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 去年は、年度当初からスタートした事業ではございませんで、補正対応させていただいたんです。それで、今年度は年度当初でいくと新規という形でちょっと上げさせていただいたんですが、実は昨年から補正させていただいて始まった事業ということでございます。

○委員長（大内輝夫委員長） ほかにありませんか。

6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） イムノリゾートと2地域居住についてお尋ねしておきたいと思いますが、昨年から見るとこのイムノリゾートが16万ほど増になっておりまして、この下のアドバイザーだとか、いろいろなことで分記されているんですけども、この辺の説明と、そもそもイムノリゾートが来年度どんな形でこれは推進されていかれるのか、これまでも検証も含めて、どんな考えをお持ちなのかお聞きしておきたいと思っております。

それと、この移住促進事業については、昨年から見ても、私の見方では150万ほど減額になっているような感じがしますが、これはこの2地域居住はほかの面で本町では町長が非常に強く推進されていることでもございまして、この辺の数字の見方というのはどのようにとらえていいのかお聞きします。

○委員長（大内輝夫委員長） 杉原主査。

○杉原祐二企画財政課主査 山本委員の質問にお答えいたします。

まず、イムノリゾートの関係につきまして私のほうからご説明させていただきます。

イムノリゾートにつきましては、健康、環境、観光をキーワードとしたまちづくりということで進めておるものでございまして、人、物とが都市と農村の交流を目指してお

りまして、移住交流事業であったり、農林商工連携事業であったり、健康増進事業であったり、環境事業を展開しているということで、それぞれの個々の事業につきましても各課、部局のほうで施策として行われているものでございます。

今回の予算の中身でございますけれども、カーボンオフセットのクレジットが今年度発行されます。その手続につきましては、農林費のほうで予算計上させていただいておりますけれども、実際にクレジットが発行された後に、そのクレジットを企業等に買っていただくという作業が出てまいります。そのための活動経費ということで予算計上をさせていただいているところでございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 商工観光課長。

○早坂清光商工観光課長 移住促進と2地域居住の関係での予算額が前年度予算より下回っているのではないかとございまして、前年470万ほど当初はあったかと思っております。今回、その1つ、二重丸上のほうに新しい公共担い手育成事業ということで新しい事業を予算計上しているわけでございますけれども、移住の取り組みについては交流と居住を促進する会を中心としながら、各商工会等と連携をしながら取り組みを進めているわけですが、そうした中で役場で体験の受け入れから、すべてを私どもの職員がやっていたわけですが、一部業務について民間に移していきたいということで、新しい公共ということで委託をしていくということにしておりまして、そうした中で従前、移住促進、2地域居住の予算の中で体験ハウスの電気代だとか、水道代だとか、ガス代等、そうした光熱水費の部分をその予算の中で見ていたわけですが、その分の予算を新しい公共担い手育成事業の委託料の中に変更させていただいておりますので、そうしたことで予算額が下がっているという形で見えるかというふうに思いますが、予算額としてはそういうふうなことで、総体の予算額としては変わっていないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） これ昨年と違って、この予算書の表記の仕方が変わったから、ちょっと見づらいというわけでもないですが、こういうふうに分かれているわけで、非常に私としてはわかりづらいんですが、そもそも本町が人口減になってきて、移住、2地域居住というのは町長がこの町のために、そして町民のためにということで、これ始めたことでしょう。

それで、この新しい公共担い手事業では、体験の受け入れは民営化にしていくというのは結構だけれども、この町のために2地域居住とかしていくというのであれば、もうちょっと今までの検証とさ、そしてこれからのこういうふうなありようでありますよと

というようなね、要するに行政がきちんと2地域居住の事業をするんだというようなことの明確化した説明みたいなものがあってしかるべきだと私は思うんです。

それと、イムノリゾート構想についても、これもやや先ほど申し上げたように、本町のための本町の人口減含めて、本町の今後のありようのことを含めた事業だと私思っていますよ。やはりイムノリゾートも2地域居住も、私同じようなコンセプトでないかと思っていますよ。この辺の説明が何ら私、いろいろ今まで本町の役もいろいろさせてもらったし、議員も8年近くなりますが、よく私わからないです、説明してください。

○委員長（大内輝夫委員長） ここで15分間休憩といたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせします。

(午前10時58分)

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時11分)

---

○委員長（大内輝夫委員長） 企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 まず、私のほうからイムノリゾートの推進ということでございまして、ちょっとお話をさせていただきたいんですが、平成16年からイムノリゾート構想ということで、まちづくりを推進するために健康、環境、観光という3つのキーワードでまちづくりを進めてきたところでございます。これも、山本委員さんがおっしゃるように人口減、その歯どめ策としてということと、あとは町の活性化ということも含めて、そういったキーワードとした取り組みを進めていくということで、住民の健康だったり、畑の健康であったり、いやしの森林浴だったり、そういうようなことでいろいろな施策を講じてきているということでございます。それは大きなまちづくりの健康、環境、観光という中のくくりの中で、健康でいえば例えば40歳の健康づくり事業だとか、観光でいえば農林商工連携だとか、それから環境でいえば今年度はカーボンオフセットの購入企業の対応経費というようなことで、それぞれ施策の取り組みをさせていただいて、事業予算、今回予算書が変わったんですが、イムノリゾート推進事業ということで企画費でこういうネーミングは使っていますけれども、まちづくり全体でイムノリゾートの推進ということで、それぞれの分野において予算化をしているので、事業費、例えば定住、移住促進、2地域居住と、保健福祉課でいえば40歳健康づくりと、そういうふうに予算上そういう事業費が分かれているということで、大きな意味でイムノリゾ

一ト推進事業というのは、この予算書の中に全部組み込まれているというようなご理解でいただきたいというふうに思っております。

○委員長（大内輝夫委員長） 商工観光課長。

○早坂清光商工観光課長 山本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、予算の部分の記載の部分で内容がちょっとわかりにくいというようなことのお話だったかというふうに思いますけれども、2月に行われました所管の総務文教委員会のほうで資料を提出してご説明をさせていただいているところでございますが、移住、2地域居住の取り組みにつきましては、今回新しい公共担い手育成事業ということで439万5,000円、それから移住促進、2地域居住事業ということで321万2,000円ということで2本の柱で計上させていただいているところでございます。

上段の新しい公共担い手育成事業につきましては、これまで上土幌に体験、滞在をしたいということのご連絡等があった場合なり、その受け入れの事務あるいは体験ハウスの清掃だとか、布団を借りるだとか、そういう事務をすべて私どもの職員がやっていたということになります。そうした中で、我々が全部すべて行政でやるということではなくて、民間に移せる部分については民間に移してやっていただくことのほうが効率的で早いと、あるいは要するに軽費で進められるということがございまして、例えば移住、定住、あるいは2地域の相談があったときの対応ですとか、あるいは体験ハウスに体験したい、あるいは来られたときの案内だとか、体験ハウスの清掃だとか、あるいは体験ハウスの管理というようなことを民間に移して委託をしていきたいというような考え方がございまして、そうした部分の経費をこの新しい公共担い手育成事業ということで、委託ということでお願いをしていくということを考えています。そのほか、従前からやっている部分、それらの経費を新しい公共のほうに計上させていただいて、下段の部分については従前同様の予算で、先ほど申し上げましたように光熱水費等の経費を新しいほうに移しておりますので、この2つの事業を合わせますと760万ほどの予算計上させていただいていることで、決してこの取り組みを後退をさせているという意味合いではございませんので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） 説明書類もいただきましたので、理解しました。

先ほどの、まずイムノリゾートの件ですけれども、今、企画財政課長からお話ありましたように農林商工連携始まりまして、カーボンオフセットがこれから始まるわけでございます。40歳の健康づくり、この農林商工連携、カーボンオフセットの件は、これはもちろん当町が膨大な森林を抱えているわけですし、国有林も含めてですね、これは私

は入っておる所管の委員会でも大いに関連するところでございますし、イムノリゾート  
一くくりにすると総務文教常任委員会ということなんでしょうけれども、やはりこうい  
うように細分化されてイムノリゾート自身が新しい方向性を見い出していくというんで  
あれば、当然至極ですね、その所管にかかわらず、全庁的な動きをするということなわ  
けですから、これはやはり議会の中においても広く皆さんに、議員お一人お一人の方に  
理解をいただきながら進めていくべきだと私は思っていますので、今後のことに対して  
期待しておきたいと思えます。

それと、この移住促進、2地域居住の件もある程度理解できました。職員がやってい  
るものを民間のほうに委託してやるということで、そうするとこの件については321万  
2,000円が計上されているけれども、書類にもこれ書いてあるけれども、東京、大阪、  
名古屋方面での本町のPR活動だとか、そういうことはもう一定の役割を果たして、こ  
れからはどんどん人が来て受け入れ体制が充実しておかなければいけないんだと、こ  
ういうことで減額なんですか、この辺いかがですか。

○委員長（大内輝夫委員長） 小林主査。

○小林達也商工観光課主査 今のご質問にお答えいたします。

東京、大阪、名古屋等、プロモーションのほうを実施しておりました。そして、今年  
も次年度に向けて新しい公共の担い手ということで、民間との協働で事業を進めていき  
ますが、すべて町が手を引くという形ではない予定です。例えば、今までのプロモーシ  
ョンも2名で行っていたものを町のほうから1名、民間団体から1名というような形で、  
いきなりすべてを移すのではなく、町と協働で実施をしていきたいなと考えていると  
ころでございます。

以上でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） わかりました。

ともかく、先ほど冒頭に申し上げたように、このイムノリゾートが平成16年から始ま  
りまして、移住促進、2地域居住ということで、これもプラスになりまして、本町の先  
ほど課長おっしゃられたような本町の活性化と人口減に対する施策ということで、この  
辺を今後も町民全般も含めて、我が町の行政の方向性をきちんと、私自身も議員の一人  
としてよく理解できていない、勉強不足かもしれませんが、この辺は周知徹底を  
されて、そしてこのイムノリゾートの関係と2地域の居住がどうしても本町の活性化あ  
るいは人口減に役立つものだという十二分に行政側として、今後も広報等を含め  
て、あるいはいろいろな諮問機関ですとか、いろいろなまちづくり委員会ですとか、い



ろいろなところで大いに議論を活性化、活発にされるべきではないかと、こんなふうに思っていますから、この質問を最後にして終わりたいと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（大内輝夫委員長） 副町長。

○千葉与四郎副町長 広く住民への周知ということも含めてお話があったかと思います。今、課長のほうからもお話ありましたけれども、この移住、2地域居住の関係については所管が総文ということで具体的な数字も含めて総務文教常任委員会のほうにはご報告をさせていただいた経緯がございますけれども、これに限らずですね、今、山本委員おっしゃったようにいろいろな総合的にかかわる部分がたくさんございますので、内容によっては所管委員会ということだけでなく、場合によっては産経のほうにもご報告させていただくと、これは内容によりますけれども、その辺は十分内容を見ながら、そういった対応をとってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 上士幌町交流と居住を促進する会というのは、平成19年3月に設立された会だと思うんですが、いろいろな名称はこの名称使っているんですけども、予算上ずっと見ましたときに上士幌町移住促進する協議会に補助するという形で22年まで予算上は名前載っていて、今回、上士幌町交流と居住を促進する会というふうになったと思うんです。その名前がどうして、その関係について説明をお願いしたいのと。

それから、生活体験の2棟ありますね、あれは引き続きこの交流と居住を促進する会のほうが管理等をするんだと思うんですが、それが使用料等については私なかなか予算書見るのが難しくて、52ページの使用料及び賃借料の144万というふうにとっていいのかどうか、それはいずれ居住者が多ければ出すお金が減るので、差し引き減額になることもあるのか、その点について確認したいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 小林主査。

○小林達也商工観光課主査 ただいまの山本委員の質問でございますが、まず移住事業につきましては平成16年、北海道が北の大地への移住促進事業という形でスタートしております。その翌年の平成17年度に上士幌町もパートナー市町村ということで移住事業のほうを本格に進めてまいりました。その際に、受け入れ体制を、サポート体制をどのように整備していくのかということで、一応仮称ということで上士幌町移住促進協議会ということで平成18年度に何回か検討を進めております。なので、上士幌町移住促進協議会としては一応仮称のまま、各団体さんのお考えとかをいろいろと聞き取りをしまして、

その後、平成19年3月の上士幌町交流と居住を促進する会のほうに移っている状況でございます。

続きまして、モデルハウスの管理費の件ですが、これは従前、今年度、平成21年度までと同様、町のほうで各建設業協会さんのほうにお願いした2事業者と個別の契約を結んでおりますので、現在のところ賃料はこれまで同様、町が支払っていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 予算書上、どこに出てくるのかということを知りたかったんですが、すみません。

○委員長（大内輝夫委員長） 小林主査。

○小林達也商工観光課主査 すみません、52ページの一番上の14番、使用料及び賃借料144万でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 総合計画策定事業について質問したいと思います。

私も、いろいろ資料は整理しているつもりなんですが、この関係について……

○委員長（大内輝夫委員長） 52ページじゃないの、入ってないよ、まだ。

それでは、次に52ページから53ページに入ります。

3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） すみません、事業がつながってましたので、ページ数間違えました。

総合計画策定事業の関係なんですが、私が手元にある資料というのは全協でもらった資料しかないものですから、その後、委員会に報告があったかどうか、私もちょっと定かではないんですが、今の策定状況について質問したいと思います。

スケジュール表でいきますと、3月までに基本構想の案ができることになっておりますし、議会のほうには適宜、進捗状況について報告をするとありますが、構想案ができているのかどうか、まず質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 平田主査。

○平田佳伸企画財政課主査 山本委員のご質問にお答えいたします。

総合計画の進捗状況につきましては、3月16日に開催予定の総務文教厚生常任委員会と産業経済建設常任委員会でご報告を予定してございますけれども、今まで各種アンケート調査の実施だとか、地域別懇談会、団体懇談会等を実施してまいりまして、あと住

民と役場職員で組織しましたまちづくり委員会のほうで町に対して提言書も出てきておりますし、第4期の総合計画の検証なども進めてきております。当初の予定より少しおくれぎみで、今月には基本構想の骨格案をまとめて、同時に現在、各課、部局に対しまして基本計画の策定のための平成24年度以降の事業の洗い出しを各種アンケート結果だとか、懇談会結果、まちづくり委員会からの提言書等々を参考に、計画に多く反映していただくような形で取りまとめしている状態でございます。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 詳しく、そのときにはまた委員会にかけられました節も質問等をしたと思うんですが、この委託料の関係、228万9,000円とありますが、これはできるだけ町の中でいろいろな資料を参考にしながら案をつかって計画をつくべきだと思うんですが、どのようなことを委託するのか質問をいたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 平田主査。

○平田佳伸企画財政課主査 委託経費につきましてですけれども、委託につきましては今年度と来年度、2カ年で委託してございます。委託の内容につきましては、総合計画全般のサポートというような形で業者のほうにお願いをしてございまして、アンケート調査の調査分析だとか、地域別懇談会の支援、策定審議会やまちづくり委員会の支援、あと将来像や基本構想の策定支援、基本計画の支援等々、総合計画全般にわたる支援のほうをいただいております。また、総合計画と総合計画の概要版の策定に関して委託してございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） そうしますと、こういう基本計画の案ができる冊子といいますか、今までのいろいろな業務ありますけれども、それは調査の分析とかはいいんですが、基本計画の案をつくる時に、そもそも論から始まっていろいろなことを業者に委託して文書をつくってもらう形になるのかということ質問したいんですけれども、できるだけやっぱり、であればの話で、何か今までいろいろな案つくるときに、もうそもそもこうなって、何か前段が長くて、本当に町民の要求なり、町の庁舎内のことがきちんと反映されたものになっているんだろうかというように、ちょっと疑問視することもあったので、その点について確認したいと思います。質問わかりますか。

○委員長（大内輝夫委員長） 企画課長。

○野中美尾企画財政課長 この策定業務につきましては、業者の委託ということでございますけれども、あくまで支援をいただくということで、丸投げをする形ではありません。

当然、業者さんとも常時協議をしながらいろいろとこれまでの、昨年はアンケートを住民のニーズを把握ということで昨年はそういった業務で支援をいただいたということですが、24年度からはこれから本格的な素案づくり、骨格案づくりと、計画書に向けてということで、当然皆さんのいろいろなご意見をもとにして、業者さんとすり合わせしながら、そういったいろいろなまちづくりに対するものを反映できるような内容に、協議をしながら進めていくという形でしております。

ですから、2カ年の債務負担行為で契約はさせていただきましたけれども、最終的に総合計画、それから概要版につきましても、あくまで原案の要するに一つのものとしてつくり上げるその支援ということでありまして、中身につきましても当然、町の庁内プロジェクトを含めて議論しながら素案づくりしていきたいというふうに考えております。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） 私も質問しようと思ったところも、山本和子委員が質問されていたんで、そのほかの分野についてちょっと質問したいと思っておりますけれども、そもそもこの総合計画というのは年度ごとに国の指導もございまして、これはつくられてくるわけでございますけれども、この第1期からの総合計画から見ますと、本町のありようもかなり変わってきたわけございまして、この委託料とか製本代とかって、いろいろなことが出てくるんですけれども、先ほど山本和子委員もおっしゃられたように委託料というのはほとんどが企画といいますか、この中身を精査していく部分ではないかと思っておりますけれども、まちづくり委員会とか、あるいは総合計画策定審議会では非常にある程度の部分ができたところでもまれてくるわけですが、町長の諮問機関ということはこれももちろんのことですけれども、やはり先ほど山本委員もおっしゃられたように町が昔と、この第1期から見るとかなり様相も変わってきているわけで、しかも公共施設も大きな柱になると思っておりますけれども、保育所だとか、あるいは児童会館だとか、消防署だとか、こういう大きな行政施設も非常に老朽化していると、あるいは不便を感じているような状況に至っているというようなことで、これは大きなことの今後の本町のありようが今回の総合計画策定にかかってくることございまして、国際的な農業経営基盤だとか、いろいろなことも含めて商工業、観光、非常に状況変わっているわけなんですよ。

ですから、まちづくり委員会あるいは総合計画策定審議会では話を積み重ねてきたことと、これからしていくこと、これは十二分に町民ニーズ、この町の町民の皆さんのためになるかどうか、このことが一番ここに含まれなければいけないことだと私思っているんですよ。

ですから、これまでの総合計画のあり方、1期から4期までのあり方は、従前に沿ってやってきているんでしょうけれども、非常に未曾有な日本の経済、政治も含めて変わってきているんです。ですから、町民の絶大なニーズにこたえるべく行政運営していくためにも重要な策定事業だと私思っているんですよ。その辺のところの今回の、昨年が305万6,000円ですか、今年こういうふうなことで計上になっておりますけれども、この辺は今後この事業計画に当たってどんなふうに現状で取り上げて進めていっているのか、この予算に対しての質問をさせていただきます。

○委員長（大内輝夫委員長） 企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 昨年の委託料、2カ年の債務負担行為ということで、22年度は240万円ということで委託経費ですね、させていただいております。今年度が228万9,000円ということでございます。

山本委員さんおっしゃるように、本当に大きな時代の変化ということで、少子高齢化もさることながら農業問題、本当に大きな分野の中で大きく変わってきているということで、今後5年間の基本計画、10年間の基本構想、5年間の5カ年の基本計画ということで策定していくわけですが、町民の皆さんのそういうご意見、今回もアンケート調査、いろいろな回収率が低かったということは確かにありますが、中身を見ますと本当に多角的な観点で皆さん本当にたくさんのご意見をいただいております。そういったことで、本当に課題も山積しているということも受けとめております。そういったことも含めて、十二分に住民の皆さんの声、ニーズを極力盛り込みながら、これからの基本計画、大事な計画ということで策定してまいりたいというふうに考えております。

（「暫時休憩してください」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 暫時休憩します。

（午前11時34分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） 今、後段のほうに課長のほうから、このアンケート調査と生涯学習センターの町民の皆さんの意見を聴取すると、お聞きするというので私も参加させていただきましたけれども、人数もあのようなことでございましたし、あの件についてはこの総合計画に当たってのそういう催し物であったと思いますけれども、やはり生

涯学習センター1カ所に集まるということではなくて、町内には4カ所の集会所もあるわけですから、もっとひざを詰め合わせたですね、行政側から歩み寄った町民の皆さんにお聞きして、新しい今の本当にこの時代に即したものをつくり上げていくんだと、そういう意気込みが必要だったのではないかと思っております。これはつけ加えておきます。

それと、先ほどの305万6,000円、昨年度のですね。これは、昨年の予算書私見でお話してございますので、その辺はご理解いただきたいと思っておりますけれども、どうぞひとついま一度申し上げますけれども、この総合計画というのは本当に先ほど言ったように大きな3本柱のこういったハード事業というのも抱えておりますので、その辺の十分な理解の上に立って進めていかなければならない、本町の財政を本当にこれは大きく使っていくようなことも含まれておりますので、この辺のところについていま一度質問して終わりたいと思っております。

○委員長（大内輝夫委員長） 企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 喫緊の課題ということで、大規模なハードの事業ということも当然課題として出てきております。そういったところでは、プロジェクトチームをですね、検討委員会を立ち上げながらスタートをしてきているところでございますし、そういった議論の中で、それから住民の皆さんのいろいろなご意見を参考にしながら、向こう10年間、5カ年の計画というのは本当にそういった面では上土幌町に本当に住んでよかったと、そういった町民の皆さんが思えるような計画をつくり上げたいということで、これから頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） ほかにありませんか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に54ページと55ページに入ります。

質疑ありますか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、ないようですので、56ページから57ページに入ります。

ありませんか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、ないようですので、次は58ページから59ページに入ります。

質疑ありますか。

(「すみません、ちょっと55ページ、戻っていいですか」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 55ページ。10番、角田委員。

○10番(角田久和委員) 55ページの職員研修経費なんですけれども、私はこれ非常に大切なことだと思っております。

それで、旅費で200万計上してあるんですけれども、これが講師の旅費分と多分、職員の方が出張されるときの旅費、両方入っているんじゃないかなと想像するんですけれども、そのちょっと区分を説明お願いいたします。

○委員長(大内輝夫委員長) 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 職員研修費の旅費の部分でございますけれども、これにつきましては職員に関するものでございます。内訳につきましては、多種あるんですが、職員研修センターに研修に出す部分見ておりますが、これにつきましては17名分を見ておりまして、この部分で86万5,000円ほど予算を見ております。そのほか、主なもので申し上げますと、北海道からの職員の派遣を受ける、来年度も受ける予定で今考えておりますけれども、その赴任旅費等、約20万ちょっとですが、失礼しました、40万弱ですか、帰任と赴任両方ありますので、その旅費も見ております。そのほか、人事異動等で職員が異動するわけなんですけれども、その異動に伴って専門的な研修を行う必要がある場合に備えて40万ほど職員の旅費を見ております。主なものにつきましては、以上のような状況でございます。

以上です。

○委員長(大内輝夫委員長) それでは、次に60ページから61ページに入ります。  
ありますか。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) それでは、次に62ページから63ページに入ります。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) ないので、次に64ページから65ページに入ります。  
ありませんか。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) それでは、次に66ページから67ページ目に入ります。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) それでは、ここでちょっと暫時休憩いたします。

(午前11時41分)

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時42分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、68ページから69ページに入ります。

6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） 社会福祉協議会の事業推進費についてでございますけれども、昨年に比較しましても81万余り増えているわけございまして、この負担、昨年の予算書と違うんですけれども、負担金補助及び交付金と、これはどんなふうに見たらいいのか、この負担金補助及び交付金の積算根拠をちょっと教えてもらいたいですけれども。

○委員長（大内輝夫委員長） 浅井主査。

○浅井尚幸保健福祉課主査 今の委員の質問に対してお答えしたいと思います。

まず、社会福祉協議会に係る補助金の増額ということで、前年度と比べまして81万5,000円ということなんですが、そちらについての説明をいたします。

あと、先ほど言われました負担金補助及び交付金については、こちら補助金ということになっております。

それで、社協の補助金につきましては、補助対象事業を精査、確認した結果、事業の見直しで実績等ともあるんですけれども、減額した事業もあるんですが、前年度と比べて今回81万5,000円増額となります。増額となった主な事業なんですが、まず1つは移送サービス事業ということで、こちらは土幌の透析患者の方の移送等々で使っております。こちらの移送事業が帯広の定期通院者が増えている状況にありまして、20年度で371回の利用だったんですけれども、21年度で614回ということで実績が増えています。22年度についても、約800回ということで見込みが出ておりまして、こちらの分、運行回数ですとか走行距離が増えるということで、事業量が増額しております。

もう一つが、今社協さんが力入れている事業なんですが、ふれあいサロン事業というのがあります。こちらが今市街地で月1回の定例サロンということでやっているんですが、今後ぬかびらですとか、あと農村部の地区、そういった地区について地域独自のサロンサークルを立ち上げるということを考えておりまして、そういったところで高齢者の見守りも含めて活動を図りたいということで、この部分力を入れる、社協さんの出前サロン等々、積極的に展開をしていくということで増額ということで出ております。

もう一つ大きなものとしまして、今回新規事業としまして認知症高齢者見守り支援事業というのが上がっております。こちらの内容につきましては、認知症高齢者が実際町



内を徘徊した場合を想定した模擬訓練ですとか、あとグループホームでの認知症高齢者との体験交流という事業メニューということで考えております。こちらの事業につきまして、国のほうでも今高齢者の徘徊事案が増加傾向にありまして、対策として新たな事業準備を国のほう進めております。町としても、社協の新規事業に対して補助を行い、認知症高齢者への町民への理解を広めていきたいということで考えております。社協の補助金については、これらの事業の内容を実績も確認を行いまして、その積み上げで補助金額を整理させていただいております。

以上になります。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） この移送サービス事業371回から800回を超えるということで、町内で透析が必要な患者さんと申しますか、そういう方が増えてきていると、こういうことですね。それと、ふれあいサロン事業、それと認知症の見守り事業、これが全部足されて81万5,000円の増加ということでいいんですね。

この認知症の見守り事業、これは予算のことだけで私質問しているんですよ、中身のあれですよ。予算にこれを出すことに対しての質問ですからね。

この認知症見守り事業をやるのに対して社協にお願いして、社会福祉のほうでやるんですけれども、ほかに民生委員だとか、そういう形でうちの町はほかの地域に対して、あるいは行政区だとかに対しての横のつながりといいますか、そういう活動されている方もおられます。この辺の仕組み、所管は柚原課長のところだと思いますけれども、この辺の横のつながりというのは、これをどんなふうに構築されているのか。

それと、社会福祉協議会の81万5,000円を除いた事業に対しては、今現状で町の社会福祉に対する姿勢はどのように思っておられるのか、この2点を質問させていただきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） ちょっと休憩します。

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（大内輝夫委員長） 浅井主査、どうぞ。

○浅井尚幸保健福祉課主査 補助金の積み上げということで、前年度と比べまして81万5,000円増加ということなんですけど、減額している事業もあります。もちろん、社協さんのほうで見直し等、あと力入れていく部分は力入れていくということで増額しているものがありまして、今言った移送とふれあいサロンの部分が最も大きな部分かなと思っ

て上げさせていただきました。

ほかに、新規事業のものと、あと福祉団体の活動費ということで、こちら若干増額させていただいております。こちらは、今町にある身障分会さんと遺族会の2団体に補助を今までしているんですが、そちらのほうから要望もありまして、団体の会員さんが高齢化進んで低所得の方が増えているという状況もありまして、事業精査させていただいて増額している部分もあります。

あと、ほかに上がっている部分につきましては、ひとり暮らし高齢者親睦会事業というものがあります。こちら、今高齢化が進んでいまして、参加者が増加しているという状況で、若干これも上がっております。

そのほかは、下がっているものがほとんどなんですが、例えば要援護高齢者等訪問サービスという事業があります。こちらは対象となる方、利用する方というのが少ないという状況にありますので、こちらについては下がっていると。あと、小地域ネットワーク事業につきましては……

(「委員長、すみません。要は協議会の事業は何々で、減った事業は何々で、トータルで80何万という説明して」「課長、文書でそれ出ないの」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) ちょっと休憩します。

(午前11時52分)

---

○委員長(大内輝夫委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時54分)

---

○委員長(大内輝夫委員長) 課長。

○柚原幸二保健福祉課長 今の山本委員のご質問にありました事業の積算根拠で、ちょっと整理した資料を用意させていただきますので、後ほどご提案させていただきたいと思っております。

(「民生委員のも」の声)

○柚原幸二保健福祉課長 民生委員さん、委員ご承知のとおり確かに民生委員さんというのは認知症だけじゃなく、高齢者全体の町民の安心・安全を守るために活動させていただいておりますし、当然特に今ご説明した認知症の方については町内高齢化だんだん伸びてきていますので、民生委員さんとも横のつながりは当然持っていかなければならないだろうし、社協さんで今実施しようとしている事業についても協力願えるんであれ

ば、社協さんとも共同して実施をしていきたいなど、そんなふうに考えております。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） 実施をしていきたいというのは、実施をしていくのは社協のほうですから、それはやはり保健福祉課長のほうから補助をする以上、やはり町内全般の公共的社会福祉の件を含めてご指導いただいて、町民のためにこの分野、これから高齢化社会へ向かうわけで、もっといえば教育関係もこういうようないろいろな事件も起きておりますし、かつて上土幌町もいろいろなことがありましたけれども、そういうところに膨らませて横のつながりを束ねるのは行政の仕事だと私思っておりますので、そういうところを補助をする以上、きちんとした指導をされるべきではないかと、こういうふうに思っておりますのでいま一度ご答弁ください。

○委員長（大内輝夫委員長） 柚原課長。

○柚原幸二保健福祉課長 今おっしゃられたとおり、社協さんだけにかかわらず、町と連携する機関というのは多種多様あります。そういったことで、やっぱり町民の安全・安心のためには、そういった部分とはいろいろ協議しながら協力しなければならんと。そして、社協さんの事業もより深い意味での実効が上がるような形にしていきたいなど、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、先ほど言った資料が出てきた時点でまた再度審議しますので。

それでは、次に70ページから71ページに入ります。

3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 緊急通報電話機設置事業について質問いたします。

設置の工事費の関係が平成22年に比べまして倍に増えていますが、設置する、決算でも聞いたんですが、なかなか設置の普及が余り伸びていないということがありましたが、その点についてどのように設置する予定なのか質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 塩澤主査。

○塩澤尚弘保健福祉課主査 ご質問にお答えします。

緊急通報システムの機器につきましては、これまで5台ずつ毎年度購入してきております。新規の設置希望者に対応してきてはいるんですけども、年度内で約平均5件くらい新規設置しております。これまで購入してきた台数、適正ではあったんですけども、過去に設置している機器ですね、古いものでは平成6年に設置したものがありますので、そちらの古い機器を順次更新していきたいというふうにも考えております。新規につける5台分と過去につけた更新分の5台ということで、合計10台の新規の購入費と

ということで上げさせてもらっております。設置台数の目標数というのは設定はしていないんですけれども、設置を希望されまして緊急時の対応が予測されるような疾患ですとか、障害を持っていらっしゃる方などについては事業対象として設置を進めてまいりたいと思っております。それらの事業の周知につきましても、介護サービス事業と同様に広報による周知ですとか、あとその他相談による訪問活動の中で紹介ですとか、説明を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） わかりました。倍に増えたんで、倍対象者がいるのかなと喜んでんですが、そうではなくて従来どおりの台数を確保していきたいと。

それから、周知の関係なんですけど、ひとり暮らしの方が結構おりますし、いたって元気は元気なんですけれども、いざ倒れるというのはいつ何時、全然わからない状況で不安に思っている方が結構おります。そのときに、ひとり暮らしでいろいろな不安要素がある方が対象になると思うんですが、その方含めてやはり倒れるというのはいつ何時わかりませんので、ぜひ周知をしながら、あとは本人は今必要ないとか、元気だから必要ないと言うんですが、そうでなくて倒れるというのはどこで倒れるかわかりません、その辺についてはやっぱりきちんと把握しながら設置を進めるようにしたらどうかと思っておりますので、答弁があればお願いいたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 塩澤主査。

○塩澤尚弘保健福祉課主査 お答えします。

緊急通報システムのシステム自体が実際、電話機に備えつけのボタンと寝室のハンズフリーボックスといいますか、ワイヤレスで飛ばせるボックスと、あとペンダント式のワイヤレスという形での3点で、そのほかガスによる探知機と熱の感知によって回線を通じての通報になります。家の中で、例えばトイレですとか、浴室の中でもし倒れるような心配がある方については、そのペンダントですとか、ワイヤレスの方法で使ってくださいねというような説明を加えて設置しております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、ここで休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(午後 0時01分)

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、午前中にちょっと中断しておりました資料要求の件が出てきておりますので、この説明を課長からお願いします。

○柚原幸二保健福祉課長 午前中の件の資料の関係についてご説明申し上げます。

この社会福祉協議会に関する補助事業でありますけれども、事業としては大きい1本のくくりなわけなんですけれども、補助対象の内訳としましてここに示した一覧ということで18事業ございます。それで、昨年と比較しまして大きく増えた金額のみちょっとご説明申し上げますけれども、福祉団体活動費は先ほど説明したとおり19万2,000円の増です。それと、増えたのは老人福祉の認知症高齢者見守り支援事業、これ新規で29万円、それと移送サービス事業32万1,000円、ふれあいサロン事業49万7,000円、そのほか細かい増がありまして増額が137万8,000円で、減額となったのが大きい部分でいけば要援護高齢者等訪問サービス事業で32万8,000円の減、それと小地域ネットワーク11万5,000円で、減合計が56万3,000円で差し引き81万5,000円の事業費の増となっております。以上でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） 社会福祉の中身のありようについては、やはり本来、行政がやらなければならないことに対しまして、社会福祉法人という法人格にお願いして補助金をしてやっておるわけでございますけれども、その時代背景によって、また国の政策等によって、この事業の内容も変化してくるのではないかと、こう承知しておるわけでございますけれども、この資料をいただいた中で認知症高齢者見守り支援事業が新規ということで、在宅福祉の件で要援護高齢者等訪問サービス事業、これが減額になったと。片方は認知症で、片方は要援護ということでございますけれども、同じ高齢者に対してのは変わらないかなと、このサービスに際しては変わらないと思いますけれども、これはほとんど人件費とあるいは交通費とか、そういうことでございますか、内容と中身のところについてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 課長。

○柚原幸二保健福祉課長 山本委員おっしゃるとおり、この事業総体につきましてはそれぞれ社協さんのほうで旅費だとか需用費だとか、そういった部分あるいは労務費等、それぞれ積算していただいてこの事業に当てはめていただいているものですから、事業の増減によっていろいろ補助の対象経費が動いているというような状況であります。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に72ページから73ページに入ります。

3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 72ページの介護サービス利用者負担軽減措置助成事業なんですが、これは平成21年から23年度までの事業ということで、過去にはそれを延長してそれが23年度まで延びているんですが、今年ちょうど23年になりますけれども、来年度以降についてぜひ延ばしてほしいというのと。

それから、過去には3%の……

（「24年度と言った、今」の声）

○3番（山本和子委員） 23年度。

今後どうするのかということについて、できるだけ基礎助成額を増やす方向で検討してはどうかと、質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） ちょっと休憩します。

（午後 1時04分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時04分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） ほかありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次、74ページから75ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） ないようですので、76ページから77ページに入ります。

3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 高齢者福祉等バス事業についてなんですが、22年度から農家のほうも回るようになってはいますけれども、例えばぬかびらのほうで今年からふれあいサロン等始まっていますが、そういう要望がないのかどうか、まず質問したいのと。

それから、障害者地域支援事業なんですが、これは委員会の中で説明は昨年12月ごろに受けたんですが、これはふれあいサポート白樺への協力隊の派遣といいますか、人件費等についてだと思っんで、どのようにその方々と密に連絡とかとりながら進めるのか質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 長野主査。

○長野徹也保健福祉課主査 ただいまの山本委員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の高齢者等福祉バスの運行につきましてですけれども、ぬかびら地区か

らそういった要望が上がってきているかというご質問だったかと思うんですけども、現在のところこちらのほうでそういうご要望は承ってはおりません。

続きまして、2つ目の地域おこし協力隊、障害者福祉支援員の進め方についてのご質問だったかと思えますけれども、この障害者福祉支援員の方にどういったことをやっていただくかということを含めて、法人の理事者、スタッフといった方々と内容については打ち合わせ等々やってきております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） この協力隊の方は、具体的にはその施設のほうなりに行ってお手伝いをしたりとか、この中では授産事業の立ち上げの準備等、いろいろ書いていますが、そこの方々の立ち上げて大分なりますけれども、どういう要望があって、どういう作業手伝うことがあるのかと、それからそこに来ている方々をどういうふうにフォローするかということを中心に打ち合わせをしながらいかないといけないのではないかと、いうふうに思います。

例えば、町の中の職員であれば、町の職員なのでいいんですが、いわゆるあそこはNPO法人ですので、別団体のところに人を派遣するときには、その団体の意向とかなりをきちんとくみながら、その会を発展させる方向でぜひ支援してほしいなと思って質問させてもらいました。ご答弁があればお願いいたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 長野主査。

○長野徹也保健福祉課主査 ご要望ということでお承りしましたけれども、一応補足で説明いたしますけれども、障害者福祉支援員につきましては一応町で採用という形になりますので、町でもお仕事をさせていただきます。障害者の就労支援の準備というか、お手伝いもさせていただきますし、サポートセンター白樺での仕事をさせていただくと、交互に行っていただく形になるのかなということで、こちらのほうでは考えております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、78ページから79ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、80ページから81ページに入ります。

ないですね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、82ページから83ページに入ります。

3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 今話題になっている子ども手当の関係について質問させていただきます。予算が本当に流動的で、けさの新聞でしたか、つなぎ法案を提案をしたいというようなことがありましたが、とりあえず初めに聞きたいのは、今回の予算につきましては従来どおりといたしますか、国の分と町の方と従来どおりの形で予算が提案されているのかどうか、従来どおりというのは22年度の児童手当の分は町が負担する分ありますので、その点について確認させていただきます。

○委員長（大内輝夫委員長） 浅井主査。

○浅井尚幸保健福祉課主査 ただいま質問に対してお答えさせていただきます。

子ども手当につきましては、委員ご指摘のとおり町の負担割合は平成22年度も同様の扱いとなっております。

以上になります。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） それで、例えば3歳未満を2万円にしたりとか、いろいろ3歳以上は1万、いろいろ当初の案はありますけれども、国会のほうでなかなか通る見込みがちょっと厳しいんじゃないかと、その場合についての町の対応がどうなのか、これ本当に3月のぎりぎりまでかかると思うんですが、最悪の場合通らなかつたら従来の児童手当に戻るのではないかと、システムがどうのこうのなるのではないかと。

それから、つなぎ法案では22年度と同じ方向でいくのではないかというような議論になっていますので、すごくその辺の対応というのは今すぐ答えられるかどうかわかりません。もし、その辺についてどのように対応するのか質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 浅井主査。

○浅井尚幸保健福祉課主査 町といたしましても、現時点では政府案どおりの事業実施を想定して平成23年度の予算を積算を行っております。支給の準備については進めているんですが、今後の国会での審議状況を注視しつつ、国や道からの情報収集に努めまして、あらゆる状況を想定して、状況に変化があつたとしても可能な限り迅速な対応ができるように心がけていきたいなと思っております。

以上になります。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） 今の山本和子委員に関連してですけれども、これはもう全くもって今の国会での動向がはっきりしていないものですから、あくまでも見込みというか仮定の話ということではなくて、やはり実態としてつなぎ法案が通るかなとは思いますが



れども、しかしながらこれは流動的なところもございまして、実際にこの子ども手当、あるいは前の法律でありました児童手当も含めて、今の子供たちを育てなければならない我々先輩者としての義務、あるいは行政としての責務というような中で、実際にもらった中で活用がどんなふうに行行政として、いわゆる使い方というか、手当いただきますよね、それは保護者というか、児童・生徒自身が活用すると、そのことに対してこれはあくまでも仮定の話というふうにとらえないでいただきまして、現実問題として4月以降にもらえなかった場合、どんなことが想定されているのか、あるいは行政自身は暫定的なことの措置か何かされるのか、その辺の現時点でのお考えだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 確かに、山本委員おっしゃるとおり仮定の話で今どうなのかという部分でいけば、最悪の想定も当然我々事務方としては一定程度想定しております。万が一法案通らなかつたら、児童手当、従来の小学校まで5,000円なり1万円なりという金額が下がる。子ども手当そのままであれば、中学生卒業まで当たるということで全員1万3,000円、そういった部分とつなぎ法案で何カ月になるんですかわかりませんが、今のままいくかどうか、ある程度は頭には入ってはいるんですけれども、今、委員おっしゃるとおり児童手当が復活しますと中学生全員がもう4月分からは当たらないということで、2月、3月は当たるんですけれども、4月、5月は当たらなくなると当然今まで子育てに22年度なんですけれども、親ごさんは当然そういった部分で経済的な負担軽減をなさっていたんでしょけれども、なくなるということになれば、その分は多少経済的な負担が増えるのかなという部分は想定されますけれども、それに対して町で補てんするという事は、今のところ想定しておりません。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） はい、わかりました。

やはり実生活、子供を育てなければならない、保護者にしてみれば手当だとか、そういうものをきちんと、今すぐに手続をしたからといって4月1日に手当が出されるわけではないでしょうけれども、やはり国会も我が町も各市町村も、今行政手続という時間は必要ですけれども、実際は受益者たる人たちのためになるかどうかということで国も各市町村も、自治体も行政手続をしていくわけですから、ですから受益者のための最善の手当をぜひともお願いしておきたいと思ひます。ご答弁あれば。

○委員長（大内輝夫委員長） 保健福祉課長。

○**柚原幸二保健福祉課長** 今の民主党の政権になりましてから、国全体で子供たちをはぐくみ育てようという目的でありまして、これは国が全部責任持つんだよということの発端で子ども手当が1万3,000円ですか、行く行くは2万何ぼという話もあるんですけども、そういった部分では今子ども手当に関してはあくまで我々事務サイドでは国が責任持つんだろうなということでは想定してしまして、それがなくなったからいきなり町のほうで子ども手当分を何らかの形で補てんするというのは、ちょっと今のところ考えてはいませんけれども、できれば国のほうは何らかの形で児童手当なり、子ども手当なりの形は残してほしいなと私個人的には思っております。

以上です。

○**委員長（大内輝夫委員長）** 次に、84ページから85ページに入ります。

3番、山本委員。

○**3番（山本和子委員）** 保育所の関係の劇団公演謝礼の関係なんですけど、ここずっと10万2,000円という金額なんですけど、今年開基80周年ということもありますので、予算をもうちょっと増やしなから、せめて15万ぐらいだとかかなり選べる範囲が広がるんではないかと、その点についてまだ劇団名等多分決まっていなと思うんですけど、その点について質問いたします。

○**委員長（大内輝夫委員長）** 保育課長。

○**山口準二郎保育課長** 山本委員の質問にお答えをしたいと思います。

劇団公演につきましては、21年度の決算ときにもお話をさせていただいておりますけれども、例年、北海道公演に合わせまして私どものほうで何がいいかを選ばせていただいております。最少の経費で子供たちが喜ぶものということで、私どももやっておりますので、開基80周年ですということで予算を増やすと、また24年度以降が減額ということになるでしょうから、今の段階ではこの経費で子供たちの喜ぶものを選んでいきたいというふうに考えております。

○**委員長（大内輝夫委員長）** いいですね。

それでは、次に86ページから87ページへ入ります。

3番、山本委員。

○**3番（山本和子委員）** 87ページの児童保育教育調査研究事業について、事業説明の中にも若干触れてはいるんですけど、どのようなことを調査研究するのか説明お願いいたします。

○**委員長（大内輝夫委員長）** 山口課長。

○**山口準二郎保育課長** お答えをしたいと思います。

総合計画の中でも、老朽化している保育所の改築を今検討を始めようとしております。保育所と支援センターの施設が離れているということで、これを一体化した施設を含めて、今後のそういった保育の体制なり、施設のあり方等について道内ちょっと視察をして、よりよい施設を検討していきたいというのが1点です。

もう一つは、当然、保護者の方のいろいろなご意見を聞かなければなりませんので、講演会を開催して今後の保育のあり方等について保護者と一緒に理解を深めながら、よりよいものをつくっていきたいということの調査研究をしていきたいということでございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 大きく施設の関係の調査と、それから保育内容についての講演会と2つだと思うんですが、ぜひ要望等、これからお母さん方も出てくると思うんですが、いろいろな要望がある中で保育所の時間の問題から、施設のことも含めて総合的にきちんと検討してもらって、次の施設をどうするかというふうに検討してほしいなと思っています。

例えば、支援センターは今離れていますので、支援センターが離れていると、どうなるかわかりません、こども認定園の認定も受けられませんので、同じ施設の中に支援センターがあることが第1条件になってくると、そういうことも含めて、それからお母さん方の要望がどうなのかと。それから、極端な話、国がいろいろシステムの解約といいますが、しようというようなこともありますので、その点含めて総合的にきちんと研究されて、施設だけじゃなくて保育のあり方についてもぜひ調査研究の中に入れながら、十分活動してほしいなと思っていますので、答弁があればお願いいたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 山口保育課長。

○山口準二郎保育課長 委員おっしゃるとおり、当然保護者の方のご意見等含めて、委員おっしゃったような調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） ただいま課長のほうから、総合計画の中での保育所の老朽化ということでお話がありましたけれども、昨今、隣町の土幌なんかもそうですが、認定こども園ということで厚労省と文科省の国で進めている幼保一体化ということもございしますので、これは時代背景によって随分こういう形が僕は増進していくのではないかと思っています。そういった中で、施設を見学して、それを生かして今後の改築にということですけども、この辺のところは十分に先を見通した形での施設のあり方が一番望ましいかと、こう思っていますので、そこら辺の考えが、ここの関連ということでご答弁

いただきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 山口保育課長。

○山口準二郎保育課長 今、国では幼保一体化ということでの昨年から検討を進めてきております。具体的なことは、今国会で提案されるのかどうかわかりませんが、法案の提案をしたいというようなことが言われていました。これは25年度から、この幼保一体化を進めて、平成35年までの10年間で整備をしていくというような中身でありますけれども、まだ具体的などういった形にしていくかというのは、まだ定まっていないようです。

当然、そういうことを私ども見据えていかなければならないというふうに考えておりますけれども、いずれにしても上土幌でどういう保育がいいのか、どういった幼児教育がいいのか、この辺は十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、それでは88ページから89ページに入ります。

8番、伊東久子委員。

○8番（伊東久子委員） 学童保育のことについてお聞きしますけれども、昨年から見たら相当額が増えておりますが、この内容についてお聞きいたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 山口保育課長。

○山口準二郎保育課長 伊東委員のご質問にお答えをしたいと思います。

学童保育につきましては、定員が45名ということになっています。今年保育所を終了する児童が44名おまして、この方のうち今残留保育という形でやっている人数が29人おります。今回、希望を取りまとめたところ、ほとんどの方が学童を申し込むと。当然、3年生まで残っている児童もおりますので、定数を上回る希望があったというのが1つの要因です。

それと、本年度から障害を持つお子さんも入所希望がございまして、そのために指導員が1名必要になってくるというようなことで、指導員今まで2名体制のものを3名体制とプラスパートさんをお願いするというふうな人件費の関係で、昨年から比べますと400万ほど増額をさせていただいて運営をお願いするという形になっております。

○委員長（大内輝夫委員長） 8番、伊東委員。

○8番（伊東久子委員） そうすると45名、定員以上入る形になるということではよろしいんですか。

それと、あとお母さんたちの希望で、昨年も質問したかと思うんですけれども、保育所が6時までの時間なのに対して学童が5時半、今までの先生が時間外をしているんだけれども、それが算定されていないということもあるようなので、ぜひこの際この学童保育も6時まで時間延長、職員体制がきちんとできれば6時までの延長できるのでは

ないかと思いますが、そこら辺の考えあれば教えてください。

○委員長（大内輝夫委員長） 山口保育課長。

○山口準二郎保育課長 学童保育所につきましては、保育所もそうなのですが、開設時間というのを条例上設置をしております。それはあくまでも5時半までと。先生の勤務時間が6時までということで、6時まで先生がいますので、たまたま子供たちも6時までいて、親が5分、10分おくれて迎えにくるというような状況は何度かあるようです。当然、長時間保育、保育所もそうですけれども、長時間保育ということになれば、それなりの保育士なり指導員を確保しなければならないというようなことで、今の状況からいくと定員が増と、障害児の入所ということで、指導員、パートさんを若干増やしておりますけれども、そういった体制がとれるかどうかは運営をお願いしている社協さんとも十分検討していかなければならないと思いますし、そこに働く指導員の方と協議も進めていかなければならないということになりますので、4月以降すぐという対応はちょっと難しいんですが、その辺も検討はさせていただきたいというふうに……

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 学童保育の関係ですが、今定員45ですけれども、ちょっと今資料そこまで持ってきていなかったんですが、当初、町立保育所にするときに条例だったと思うんだけど、35と決めて、それ改正して45になったので、条例改正が必要になってくるのではないかと、要綱なのかちょっとわかりませんが。

なぜかという、そのときに私は、ほかの委員さんも、やっぱり希望者を全員入れたいねという希望があって、人数をどうするかとすごい議論になったんですよ、あの当時は。それで、施設の条件からいったら35人しかだめだと、ロッカーがどうのこうのになって、それでその後について壁をぶち抜いたりとか、ロッカーの場所等の移動をやって部屋を広くして45と変えたんですが、条例改正必要になってくるのではないかとというのがまず1つと。

それから、今、町の町立で担当が保育課で、委託して、施設は教育委員会で、その三者が常に何といいますか、連携とらなければいけない形になっているんですが、私がかつて町立保育所にしたらどうかと言ったときには、ちょっと資料は10年ぐらい前になって古いんですが、どこに置くかというのは管内でも本当にばらばらですね、教育委員会に置いていくところもあれば、保健福祉課に置いているところもあれば、保育課に置いているところもあるので、それは多分議論していいところに置くのが一番いいんだと思うんですよ。私自身は、教育委員会に置くのがいいのかなと私自身は思っていますが、その点について答弁があればお願いいたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 山口保育課長。

○山口準二郎保育課長 1点目の定数の関係でございますけれども、現状45名という規制数で、今年は若干定数を上回ると。見通しとしては、この上回るのが現状のままの人数でいきますと、大体2年から3年というふうに私ども見込んでいます。その都度、条例改正するのも、すればいいんですけれども、運用の中で多少させていただきたいということで、今回条例改正の手続はとっておりません。ということで、多少運用、1割強の定数増でございますので、この辺はちょっと運用でさせていただきたいなというふうに思っています。

それと、担当の関係でありますけれども、現状の青少年会館についてもかなり老朽化をしていて、あの場所でいいのかどうかという議論も出ております。これもいずれ建てかえということになってくると思うんですけれども、今の保育所と同一施設がいいのか、これは保護者の方との協議も当然必要になってきますし、教育委員会でやっていたということになれば、これも昨年の決算のときにお話ししましたけれども、放課後子どもプランという形で文科省と厚労省が一体となって進めている事業にシフトをしていかなければならないといった部分、放課後子どもプランになれば保育に欠ける児童でなくても十分遊べると。ただ、新たにプランをつくる指導員を置かなければならないとか、いろいろな課題も出てきますので、今ある施設を建てかえる、保育所を建てかえる、それにあわせて現状からどうしていくのがいいのか、その辺もあわせて検討させていただきたいというふうに思いますので、現状今の3つの団体にまたがる形で進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 条例ではなく、規則だったような気がしますので、その辺は条例となるとやっぱり問題が出てきますので、その辺私は希望者は入れる方向でぜひ検討してもらえれば、私は構いません。

それから、教育委員会に置くかどうかについては、すぐにどうのこうの難しいです。教育委員会は教育委員会の考えがあるので、少なくとも委託したり社協と施設管理している教育委員会と保育所とがきちんと連携とりながら、いい保育を目指すようにぜひ連携とってほしいなと思っていますので、よろしくと、要望になりますね、よろしくをお願いします。

○委員長（大内輝夫委員長） ほかありませんね。

それでは、ここでちょっと人の入れかえもありますので、休憩します。

（午後 1時32分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時32分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 90ページから91ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に92ページから93ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次、94ページから95ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に96ページから97ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に98ページから99ページに入ります。

3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 後期高齢者の検査費についてなんですけど、前年に比べてだんだん増えてきていますけれども、22年度の実績どれくらいだったのか、まず質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 河野主幹。

○河野和子保健福祉課主幹 山本和子委員のご質問にお答えいたします。

平成22年度実績につきましては82名となっております。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 当初、20年は60人で21年はちょっと記憶忘れたんですが、22年は82名と増えてはきてはいるんですが、道内的にもまだまだ受診率が低いんじゃないかと私は思っていますが、その点についてと。

それから、私心電図が75歳の方の検査項目にないと聞いたんですが、それはどうなのかなというふうに、ある方が75歳前までは心電図あったんだけど、今度行ったらなくなっただというので、それは検査項目に入っていないんだよと私の記憶にあったものですから言ったんですが、その点については項目に入っていないのか、それを町独自でするようなことはできないのか、まず質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 河野主幹。

○河野和子保健福祉課主幹 1点目です。後期高齢者健康診査の受診率の関係なんですけれども、平成21年度、全道平均が9.27%、町が7.09%で平成21年度の受診が57名でした。それで、平成22年度につきましては受診が82名ということで、平成22年度の受診率は上がるのではないかと考えております。平成23年度も105名で予算を見ておりますので、もうちょっと受診率は上がるということで見込んでおります。

2つ目のご質問ですが、後期高齢者健康診査の中に心電図が外れたのではないかとというご質問なんです、そもそも健康診査につきましては特定健診ということで国保が現在やっております特定健診と、その中に詳細検診ということで心電図と眼底検査が入っております。後期高齢者健康診査につきましては、過去の一般健康診査という中身において、確かに心電図ということも入っていたんですが、それについては選択ということで、実際には心電図については現在やっておりません。その理由につきましては、かなりの高齢者が既に医療機関に受診していたり、検査を済んでいる方が多いという理由で、検査項目から外れております。それについて今後どうするかということについては、ちょっと今のところ検討しておりません。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に100ページから101ページに入ります。  
ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） ちょっと休憩します。

（午後 1時37分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時41分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、102ページから103ページに入ります。

1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） 本年の農業委員会の任期後は農業委員の定数も減るということで、さきの議会で決定をしている経緯があるわけでありましてけれども、諸般の農業情勢を勘案してちょっとお聞きをしたいんですが、農地あっせんに関して従来は耕区単位でのあっせんという形になっていたというふうに理解をするんですが、それは申し合わせとしてなっているのかどうか、そういうふうにちょっと記憶しているんですが、そういう申し合わせがあるかないかも含めて、ちょっとこの際まずお聞きをしたいというふうに思います。



○委員長（大内輝夫委員長） 齊藤局長。

○齊藤明宏農業委員会事務局長 佐々木委員おっしゃるとおり、基本的には耕区内でまずあっせんについてのご連絡を差し上げて、ない場合については全町で公募をかけるという基本でこれまで進めております。今後についても、そのように考えております。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） 今、例えばTMRセンター、こういった共同飼料供給施設というか、そういったことも農協が主体になって、行政も協力をしてという形で進んでいます。そういった中で、農地のあっせん状況というのは大きく変化するのではないかと、いうふうに考えております。それはどういうことなのかというと、従来はみずからの農地の中の生産物を使って酪農するというのが基本でした。ところが、TMRセンターというのは実は持っている飼料畑を全部、多い人も少ない人も全部一括して、その中で今度は逆に、計算は当然個々の試算から生まれるものですから、農地から生まれるものすから、当然計算はありますけれども、それを返却するという形になると。一番問題になるのは、今多頭化が進んでいて自分が所有する耕作面積が、飼育頭数が耕作面積を超えても購入飼料等で牛を飼っているという人が非常に多くなってきています。そういう背景があって、上土幌の畜産というのは実は80億あるいは90億というような単位まで伸びているというふうに理解をしているんです。

そういうときに、耕区だけでという形で耕区の農業者を優先してあっせんという対象にすると、どうしても必要度の高い地域とそれほどでない地域と格差が非常に生じてきているというふうに、現実にはそういう状況があるのではないかと。つまり、本町でいえば南地域に当たる部分については非常に供給度高いけれども、山すそと言われる萩ヶ岡、北門の隣町境というのは非常に単価も落ちてきているということもあるんですが、ただそれだけではなくて供給度合いというか、必要度合いというのは非常に落ちてきていると。そういう中で、先ほどのような農業の振興のあり方をすると、必要な農家とそれほど必要でない農家というのに従来のような状況でのバランスではないバランスが生じてくるのではないかと。

ですから、これは今後の中で考えられるということのかわかりませんが、1つは農業委員の定数についても見直しをして、あるいは農業委員会の従来の組織内容についても幾分変更を加えるというふうに実は聞いているわけでありましてけれども、そういった中でいま一度農地のあっせんに関して、農用地の利用状況とか供給状況というものをもう一度見直して、その辺の従来の取り扱いについての考え方を検討する必要があると思うんですが、その辺についてもこの際考え方があればお聞きをしたいというふう

に思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 齊藤局長。

○齊藤明宏農業委員会事務局長 今、佐々木委員おっしゃったとおりのような問題というのは、今後については多分出てくるんだろうと思います。

ご指摘ありましたように、農業委員会、今農地部会は2つの農地部会でやっていますが、これにつきましては2名の委員さんが減になるということで、7月の選挙が終わりましたら1つの農地部会の中でこれから論議していくこととなりますので、これまではそれぞれ2つの部会の中で地域を分けて土地の分配についてもそれぞれの地域により密着した問題として解決していたんですけれども、これからは全町を1つの農地部会の中で検討するということとなりますので、ご指摘のあったような件についても今後の課題として協議をしていくということになると思います。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） ほかありませんね。

それでは、104ページから105ページに入ります。

ありませんか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、106ページから107ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、108ページから109ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、110ページから111ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に112ページから113ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 114ページから115ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、116ページから117ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、118ページから119ページに入ります。

ありませんね。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 次に、120ページから121ページに入ります。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) それでは、122ページから123ページに入ります。

ありませんね。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 次に、124ページから125ページに入ります。

ありませんね。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 次に、126ページから127ページに入ります。

(「ちょっと休憩」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 暫時休憩します。

(午後 1時50分)

---

○委員長(大内輝夫委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時02分)

---

○委員長(大内輝夫委員長) 126ページから127ページに入ります。

ありませんね。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 次に、128ページから129ページに入ります。

6番、山本委員。

○6番(山本裕吾委員) 128ページ、観光費でふるさと創生基金の積立金利子を活用してとのことですが、この観光費にふるさと創生基金の積み立て利子を活用した目的についてお尋ねしておきたいと思います。

○委員長(大内輝夫委員長) 企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 山本委員のご質問にお答えします。

予算書の128ページということで、ふるさと創生基金、観光費に活用されている理由ということですが、ここではふるさと創生基金、積立金で積んだその利子が発生するというので、利子の積み立てということで観光費に充当を配当しているわけでは、今年度の23年度は充当予算は組んでおりません。去年は駅舎の看板の作成に使わせていただ

きました。今年度、23年度の予算においては充当ではなくて、あくまで生み出された利子の積み立て分ということでございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） 80周年記念の花火大会50万の助成が出ているんですが、この助成は事業費用が、つまり事業費が幾らであっても、この50万出すという考え方なのか、事業費がある程度になった段階で50万。つまり、どういうことを言いたいのか、事業費用が総額で65万円でもやるのか、そのうちの50万円は町の持ち出しだということもあり得るわけです。

本来、補助という部分でいえば、最大でも5割ぐらい、つまり50万の経費を商工会の皆さんが考えているとすれば、そのうちの幾らかという形で、それが50万だということであれば理解ができるんですが、これの支給というか、助成の内容についてこの際考え方があればちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 関主幹。

○関 克身商工観光課主幹 ただいまのご質問に関してですが、まず1つはこの花火大会の主催者ですが、商工会の商工青年部のほうが中心となって寄附行為をそれぞれ行って原資を生み出しております。今回、要望がありましたのは、従来150万の総額の予算で寄附行為をして行っていた行為にプラス50万円の要望がきております。その50万円の要望の中身ですが、基本的に今回の80周年記念を町民に広く知っていただくということで、仕掛け花火とか、今までにないような花火を行って、町民の方々にこの町の80周年だということをしっかりとアピールするとともに、自分たちの活動をPRしたいんだということで、増額をしてその分をPRとしてやりたいということで、従来からの寄附の上乗せ分の要望ということになっております。

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、それでは130ページから131ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、132ページから133ページに入ります。

6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） 133ページの北海道バルーンフェスティバルの開催についてお尋ねします。

昨年、口蹄疫の関係で本町においては中止という判断で、これは全国的なことでの自治体での判断ということで、やむを得ないかなと思ってございますけれども、この北海道バルーンフェスティバル、30数回、本町で開催しているわけですが、昨年中止ということにして、今年また再開の方向ということで予算化ということでございます

ようけれども、各この全国的な形で本町においでいただきまして、執行していただくわけでございますけれども、昨年が中止されていますので、今年はバルーンミーティングは開催はされてはいますけれども、その中止にされたことと、またこの口蹄疫を含めた中で、こういう催し物を再開したということに際して、ちょっと関係者からの意見お聞きしますと、そういう告知が全国的になされていなかったのではないかと、そういったことで30数回重ねてきております、もはやもう北海道では指折りの観光事業、そして全国的にはこのバルーンニストにしてみれば、上士幌は聖地とさえ言われていると、そんなようなことも聞いてございますので、再開するに当たってこの辺の組織の再固め、そして熱気球の関係者との意思の疎通、この辺は再開に当たって今年この1,000万円の例年どおりの予算でございますけれども、どのような形でお進めになるのか、その詳細についてお尋ねします。

○委員長（大内輝夫委員長） 関主幹。

○関 克身商工観光課主幹 ただいまの山本委員さんのご質問のお答えをしたいと思います、まず昨年度中止をしたということに関してのどういった全国的に情報を発信したかということなんですが、基本的には全パイロット、これは日本気球連盟が所属しておる住所録を連盟の事務局からいただきまして、こういった事情でご理解をしていただきたいということで、全パイロットに対して中止のご案内を差し上げました。

それと、もう一つは、日本気球連盟の総会のほうに出席させていただきまして、地域が抱えている問題、それから苦渋の選択としてバルーンフェスティバルを中止せざるを得ないということで議題に上げていただいて、そこでコンセンサスをとらせていただいて、後のいわゆる広報紙があるんですが、そちらにも掲載させていただきました。

ただ、それはそういったも競技者のほうの参加者側のほうに対するPRだったと思いますが、それ以外いわゆるお客様に対してということなんですが、できる限りの行為は行ったつもりなんですが、やはり周知の一部いかないところもあたりとかということでお話は聞きますが、おおむねやむを得ないなというような世論の状況をいただいておりまして、今年度は終了しております。

次年度ですが、これもやはり全国的にやるかやらないかということで興味を持たれていますので、早い段階で日にちの決定、これは農協さんだとか商工会さんだとかも十分に打ち合わせさせていただきますが、早い段階で決定し、町のあらゆる媒体を活用しながら広報を努めていきたいと思っております。また、町内のもちろん気球関係者の方にも早い段階で会議を招集して、しっかりとこのイベントが盛り上がるような事業展開をしたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） 内容わかりました。

それで、この1,000万円、先ほど申し上げたように35回、36回ですか、今年なるわけですけれども、本町の観光、3つの所管であります観光のためと、そしてまたさらに十勝全体、十勝観光連盟を含めた十勝全体、あるいは先ほど申し上げたように北海道観光そのもののいわば夏の観光事業の責務の一角を担っているようにも感じます。私も、長年この件に関しては携わってまいりましたので。

あとは、これを継続してやっていくのに対して、いま一度やはり町民の方々の皆さんとコンセンサスを得ていきながら、もちろん先ほど主幹がおっしゃられたように農業関係ですね、これはもう今までこのフェスティバルやるに関して、多大な農業関係者の方々にはご協力をいただきながらということでの推進ということをございまして、これをさらに継続していくために行政側としてはそのコンセンサスを含めて、これを実施するに当たりどのような考えを持っているのか、この際お聞きしておきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 関主幹。

○関 克身商工観光課主幹 先ほどの町内的な今度はコンセンサスの、いわゆる町民挙げてのバルーン大会にどうつなげていくかということのご質問かなと思いますが、まず1つにはどうしてもこの地域で欠かせないのは、やはり会場となる農地、それから農業者のご理解というところが大きな点になると思います。そういった面に関しては、非常に一昨年ぐらいから小麦の状況も踏まえて作付の内容が変わっているということも踏まえて、農協の方と十分に議論をさせていただいております。また、農協の方々もせっかくの機会を、やはり地元の産品をどうとらえるかということで、牛乳の消費拡大運動の場面をここに持ってきたりとか、そういうことでのご協力をいただいておりますので、さらにですね、あと農業者の方の青年会の方々がトラクターを持ってきていただいたりとかということで、これまでも十分にご協力はいただいているんですが、さらにご協力がいただけるようなタイミングでの開催が好ましいかなというふうに思っております。

それとあと、商工会のほうですが、今年は今年度のバルーンフェスティバルがなかったために、非常にビジネス的にロスが出たということで、そのビジネスをしっかりと取り返すということも、やはり自分たちも活動しなければいけないということも認識されていまして、今年の要望の中にも来年度に向けてバルーンフェスティバルを盛り上げたいということの意味も踏まえて要望がありましたので、来年は今年度になできなかった分も踏まえて町民一丸となってこのイベントでお客様を迎えるような体制づくりをしたいな

というふうに思っております。

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、134ページから135ページに入ります。

2番、杉山委員。

○2番（杉山幸昭委員） 今年度の新しい新規事業という形の中で、魅力発信キャンペーン事業という形で当初予算の概要の中にも道東道が開通になるということで書いてあります。それで、ぜひこのことについては強力に推進をしていただきたいと思うわけですが、お尋ねをしたいのはこの事業については予算書で5割程度が道の補助対象のようですね、そして残りが一般財源という形のようにすけれども、この事業を行うに当たって補助を受けるという形で道当たりの縛りというのかな、くくりが一定程度はあるのかということがまず第1点と。

さらに、ここで説明で書いてありますように、観光案内業務等推進事業という形で、この観光案内業務推進事業をどのような考え方で事業を起こそうとされるのか。それにまた、ぬかびら源泉郷滞在型観光推進事業、これらについて2点目、どういう考え方か。

それに、総合案内所業務推進事業、総合案内というのもぬかびらに限定されるのか、地域の魅力ということですから農商工含めた形の中で推進をされていくんだと思うわけだけれども、この辺の3点についてまずお聞きをしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 関主幹。

○関 克身商工観光課主幹 ただいまの杉山委員さんのご質問の中身でございますが、まず今回大きく分けまして観光案内業務、それからぬかびらの源泉郷滞在型観光の推進、それから総合案内所、それから魅力発信ということで、それぞれ事業を立てさせていただいております。

大きくは、まずその案内所業務にかかわる、いわゆる特定財源のところの道と書いてある部分でございますが、これは北海道の緊急雇用、それから雇用による創設事業のいわゆる人的にかかわる経費が北海道で支援していただいているということですので、その人が動くにかかわる諸経費も補助対象になっておりますので、最大限にその補助金を活用させていただいて、まず1つはぬかびらの滞在型観光の推進事業ということと、観光案内所の推進業務というのを行っていきたいというふうに思っております。

その事業の中身でございますが、ぬかびらの滞在型観光という内容につきましては、従来のNPO東大雪ガイドセンターのほうでございますが、そことタイアップをして修学旅行をどう受けとめてきたらいいかとか、新しい滞在型観光のもう一歩進んだようなサービスがどういうふうに見えるかと、これは将来のぬかびらのいわゆる中核的な役割を担うような施設がどう生きるかということも踏まえて、ここで検討をしております。

もう一つなんです、魅力発信推進事業でございますが、これは以前から道東道が開通するという、それからこの地域が地域としてしっかり観光を発信していかなければいけないということが以前から多方面からご指摘がありました。今回、今年につきましてはその事業、いわゆる高速道路が開通すると、もう一つは十勝帯広空港がダブルトラッキングになるということ、この外的要因をしっかりとチャンスととらえて発信をしていこうと。昨今の非常に原油高の懸念で、なおさら観光業が厳しい状況に置かれる可能性もあります。そういった中で、地域がどうやって魅力を高めていって発信をするかということが大きなテーマになりますので、今回のこの魅力発信推進事業につきましては、1つはその道央圏からしっかりと誘客をするために事業発信をしていく、もう一つは首都圏からも発信していくということがありますが、もう一つ大事な観点は町民の皆さんが地域をしっかりと対外的にアピールできるような行為をしよう。それは、やはり町民の方がもしかしたら気づいていなかったことをしっかりと気づいていただきたいというようなものの発信もしっかりしていこうと。やはりロコミが一番でございますので、そういったような事業も踏まえて柱を組んでおります。この事業につきましては、しっかりと観光協会、商工会、それから農協さん等も踏まえて議論をしてきて、十分でないんですが、4月に向けてしっかりと発信していきたいなというふうに思っております。

○委員長（大内輝夫委員長） 2番、杉山委員。

○2番（杉山幸昭委員） 中身的には理解をさせていただきました。

それで、魅力を強力に今発信していくという形の中で、ぬかびら源泉郷の滞在型の観光は今既存の東大雪のNPOのほうを主流にしてぬかびらの滞在を含めて、修学旅行も含めてやっていくという説明でございまして、この総合案内とか観光案内等々の総合案内というのは今農協含めてこれから連携とっていくという話のようですけれども、窓口というのかな、それは役場の商工観光課になっていくのか、あるいはどこかのNPOに委託しようとしているのか、その辺もう少し具体的に考え方があればお聞かせをいただきたいと思えますし、あとぬかびらの滞在型で意見を言わせていただければ、やはり町長も常日ごろ言っておるように、非常に上士幌は環境にもいいということですので、いい食材がたくさんそろっているということで、最近盛んに修学旅行とタイアップするという温泉等々タイアップするんで、農業者との農を知ってもらう意味での農家へのファームインという、こんな形もぜひこういうせっかくの機会ですから、やっぱり農商工という形の中で農の魅力も都会の子たちに発信していくという観点で、そういうこともできればひとつ考えていただいて取り組んでいただければなと思えます。その2点ですね、



総合案内所の関係とですね。

○委員長（大内輝夫委員長） 関主幹。

○関 克身商工観光課主幹 ただいまの総合案内所、（通称）遊ゆう館ということで町内のところに置いてあるところの場所のことを指して言っておりますが、まず1つはあそこの組織なんです、農商工連携のいわゆる商工会に委託されている事業、今行っている事業をあそこに持って、今遊ゆう館というか総合案内所、情報発信をする場所ということで、そちらのほうに1名いらっしゃいます。

それから、今回の緊急雇用ということで、これも国の事業で道が行っている事業ですが、雇用の事業で1名置いております。今度考えられているのは、そのいわゆる総合案内所というところで人、物、金というところで3つがあるんですが、そのところの核になるような施設になっていただきたい。いわゆる観光客から物産から、それから住みたいという情報だとかということも、できればワンストップに解決できるような場所にしたいなというふうに思っております。これは実際、役場の中でこの業務を担っておりますが、いわゆるハード的にやはり敷居が高いというところの要望もありますし、もっと観光客の目線だとか、住民の目線で近いところということであそこに位置づけて、その機能を充実させていきたいなというふうに思っております。

ただ、委託ということで行政が知らないというわけじゃなくて、やはりそこを統括するのは当面行政だということで、我々の組織の中でしっかりと一緒にやっというふうなことで、それぞれ商工会の方、それから新しい今回立ち上げられましたNPOの方、それから観光協会の方、そして行政ということで一体となってあそこで事業展開をしたいというふうに思っております。

それから、修学旅行のPRのことでございますが、現実的には修学旅行は本町に来ているのはスキーの修学旅行が中心になっております。ただ、スキーの修学旅行も非常に頭打ちでございます。夏場の観光客をどう入れていくかということは、これはもうずっと大きなテーマでございます。今までは、やはりそういった受け入れのキャパというか、そういったことも開拓をし切れなかったということもございますので、杉山委員さんもそういったことの農家の方だとか、そういった方々の協力ももしかしたら得られるんじゃないかということも踏まえて、しっかりと検討していきながら考えていきたいなというふうに思っています。ただ、これは事業者がありますので、その事業者としっかりと連携をとりながらということになります。

○委員長（大内輝夫委員長） 商工観光課長。

○早坂清光商工観光課長 今、関主幹のほうから説明させていただきましたけれども、後

段のファームイン等の関係ですけれども、今十勝では東十勝、浦幌の近江さんという方を中心に修学旅行の漁業、農業体験の受け入れということで頑張っているわけですね。十勝、浦幌、あちらのほうだけでも受け入れがなかなかたくさんの方が来られるような状況になっているので、十勝管内各町村協力してほしいというようなことのお話になっています。私どもの地元の農協さん等ではそういう話、受けてもらっていないというようなことで、参加されているところが逆に少なくなっているというような状況でございます。

先般、こうした受け入れ事業の内容の説明会がございましたので、農協の担当者のほうにも一緒に参加をして話を聞いてほしいというようなことで参加をいただいて、これから個別、農家の方になりますけれども、ご協力いただける方には協力いただくような形で、こちらからも頑張っていきたいというふうに思っております。

○委員長（大内輝夫委員長） 2番、杉山委員。

○2番（杉山幸昭委員） 理解いたしました。

それで、1点なんですけれども、道の緊急雇用のこれで1人人員を増やされるということなんですけれども、この方の身分というのはどんな形で考えておられるんですか。

○委員長（大内輝夫委員長） 関主幹。

○関 克身商工観光課主幹 基本的には、町の臨時職員と同等の給料と身分を有して、そちらの業務をやっています。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 上士幌ゴルフ場の利用促進対策なんですけど、これはゴルフ場への助成だと思ってるんですけど、どのような内容かと、それから、これは今後継続的にされるのかどうか質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 宮部主査。

○宮部直人商工観光課主査 ただいまの質問にお答えいたします。

上士幌ゴルフ場への支援ということの予算組みになってございます。若干、背景等も目的等も含めて説明させていただきますけれども、ゴルフ場においては入場者がかなり低迷してきているということで、企業の経営的にもかなり厳しい状況にあるということはお話で聞いているんですけども、そんな中で企業としてもこれまで専任で置いていた支配人を兼任にするだとか、冬期間はほかの施設に職員を派遣するなどして人件費の圧縮等、その他経費の圧縮も努めてきているわけなんですけれども、なかなか厳しい状況があるという点が1点。

それから、上士幌ゴルフ場におきまして町内においてなかなか認知がされていないと

いう部分も、これは我々も同様に感じておるんですけれども、ゴルフをやっている方には当然認知はされていますが、それ以外の町民にはなかなか地域の資源としての認知がされていないということもあって、ゴルフ場といたしましても町内におけるPR、いわゆるゴルフ人口の拡大も含めてですけれども、そういったPR事業、それから住民の方たちにゴルフ場に足を運んでいただくような努力、ゴルフ以外でも何かイベントをやっ、ゴルフ場の魅力を少しでも伝えていきたいと。それから、これからゴルフを始めたいという方でも、なかなかゴルフを始めるには道具だとかで結構経費がかさんで、それがハードルになっているということもあつたりしますので、それらの例えば割引ですとか、町民に関しては無料でレンタルをするですとか、そういった事業をゴルフ場としても検討をしているということでお話がありました。町に対しても、それらの取り組みに対して支援を要望ということでのお話がありまして、行政におきましても住民の健康増進、1つにはそういった目的、それから誘致企業として町への経済波及効果なり、税収といった面でかなり経済の効果があるということを確認した上で支援をしてまいりたいということで今回予算計上させていただいています。

平成21年度にも、同様な形でゴルフ場に対しての支援をしてきているんですけれども、今回につきましても同様の要綱の制定を予定しておりまして、一応1年間で要綱については失効するという予定で、1年限りの補助ということを予定しております。ただ、町民向けの事業で、例えばジュニアの育成、これは子供たちですけれども、そういったものですとか、住民の健康に大きく寄与できるようなもので単年度ではなかなかその成果を見るのが難しいようなものが出てくれば、またその点については検討して一部来年度また改めて補助ということも可能性としてはありますけれども、今の段階では1年間ということで予定しております。

○委員長（大内輝夫委員長） 9番、渡部委員。

○9番（渡部信一委員） 先般の委員会でも観光の事業については細かく丁寧に説明を受けたわけですが、確認なんですけれども、先般も説明されたわけなんですけれども、ワカサギ釣りに伴うところのトイレの設置を試験的に今年の冬やっている旨の説明があったわけですが、これ具体的にそういった項目の中で予算と申しますか、いずれにしても人が1人ついて好評だという、そういう報告を受けているわけなんですけれども、今年は試験的にやっている、どういうデータが出れば23年度に向けて具体的にどのような定着した環境とか、あるいは国立公園の中のこういう清掃と申しますか、そういったものが具体的にあるわけで、それがどういうふうにもこの予算段階で出てきて、23年度に向けて22年度の結果に基づいてどのようなことを考えているのか、まだ考えて

いないのか、そこら辺を質問しておきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 関主幹。

○関 克身商工観光課主幹 ただいまの渡部委員さんのお答えですが、糠平湖のワカサギ釣りのトイレのいわゆる試験的な設置ということで行っております。まだ終了していませんが、今のところの段階としては非常に利用者の方から好評を得ていると。特に女性、それから子供の方に関しては逆にもうちょっと早くやってくれたらよかったのにねというくらいまでの、いわゆる好評を得ているということのお話をいただいております。

ただ、好評を得ると、もちろん入り込みも増えますし、そうすると容量の問題とかということで、現在は足りない場合はもう1基追加してということも踏まえてとか、途中でいわゆるタンクがいっぱいになったら投げにいつてということも想定しながらの事業を行って、利用者の方にいわゆるサービスの低下が起きないようにということを行っております。

これはしっかりと終わった後で検証しなければいけない事項でございますが、今のところは次年度も引き続きこの事業についてはやっていきたいというようなことで、地元からも徴収員の方からもお話がきております。それを受けまして、これは実際始まるのが大体1月でございますので、その間の間にしっかりと議論をまとめた後で、皆さんにまたご提案を申し上げながら、予算背景をどうしたらいいかということも踏まえて議論をしていかなければいけない事項だなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 9番、渡部委員。

○9番（渡部信一委員） いずれにいたしましても、今年は土日、あるいは毎日やっているわけではなく、どうしても土日とか、そういうほうが釣り客と申しますか、多いのではないかと思うわけですが、例えばこれは私が昨年もこの問題で質問して、それで取り組んでくれたんだと思うんだけど、例を出せば登山へ行くんでもお持ち帰りのような、そういった容器を売るなり、あるいは貸し出すなりをしているわけなんです。そのくらいやっぱり環境をきちんとみずから守っていくという、あるいは清掃していくというのは昨今の1つの流れだと思っておりますけれども、単なる試験に終わらせず、継続して次の段階でどういうふうにこのトイレの設置事業を拡大していくか、少なくとも撤収するということはないと思っておりますけれども、なかなか人も1人つかなきゃならない、あるいは移動しなければならぬ、固定的に設置しておけないという部分もあろうかと思っておりますけれども、ほかの例えばどこのワカサギ釣りだとか、あるいはそういったものでもかなり町とかそういったものがきちんとトイレなんか整備しているわけですよ、

このごろね。だから、土日に限らず、やはり財源もかかることでしょうけれども、片方では釣り代も徴収しているわけですから、無料か幾らか負担してもらうかは別にしても、そういう検討はあろうかと思うんですけれども、ぜひともこれをもっともったときちんと国立公園の中の清掃というか、そういう視点からも環境を守っていくということからも、ぜひとも拡大するような形で検討していただきたいなというふうに思うところでございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 商工観光課長。

○早坂清光商工観光課長 実証実験ということで今年進めているということで、3月まで21日、これまで予定をしております。その状況がどうだったかということをもう1回検証させていただくということで、またああいう寒冷地で冬期間ということになりますので、普通のトイレであればしばれてしまうというようなことにもなりますので、そうしたことでそういうトイレでも、ずっと使えるようなトイレがあるのかどうなのか、そんなことも調査といいますか、製品がないのかというようなことも確認もこれからしてみたいと思っていますし、またそういうことで来期に向けてその辺検討を進めさせていただきますので、ご了解願いたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に136ページから137ページに入ります。  
ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に土木建設に入りますので、人がそろうまで暫時休憩といたします。

（午後 2時37分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時38分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、138ページから139ページに入ります。

7番、中島委員。

○7番（中島卓蔵委員） 139ページの都市再生整備事業の整備事業の内容と、それから健康森林広場整備工事の工事の整備の内容についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 名波主査。

○名波 透建設課主査 それでは、ただいまの都市再生整備事業の中身について説明したいと思います。

都市再生整備事業、いわゆるまちづくり交付金事業ということで進めておりますけれども、23年度の予定としましては道道の上士幌上士幌線の街路灯設置事業、これは今、辻本商店のところから上士幌小学校のところまで道道で用地買収を進めております。それについて来年度、小学校のところまで一気に700メートルほど道道で工事を実施予定しております。それに伴って、町でこの事業で気球型デザイン照明、これを停車場線と延長して設置をしたいというふうに思っています。

ただ、デザイン的には今まで2灯式のものは商店街のほうはやっていましたけれども、来年度からは1灯式の気球型のデザイン照明というふうに考えております。これが約700メートルで19基程度を考えております。

それから、もう一つ、道道の上士幌上士幌音更線街路灯設置事業ということで、今営林署のところの停車場線から真っすぐ南へ国道241号線へ抜ける道道の整備を今計画をしております。来年度、北海道で南側から約300メートル程度、森林管理署さんの入り口ぐらいのところまで来年度予定しております。それに伴いまして、先ほど言った道道上士幌上士幌線と同じように、うちのほうで街路灯の設置を考えております。

それから、3点目については健康森林広場の整備工事ということで、これについては今言った道道上士幌上士幌音更線の沿線にございます町有地、それからまだ用地取得は完了しておりませんが、森林管理署の用地に対して散策路等の設置を計画しております。具体的な散策路が延長が250メートル程度、それからベンチが5基程度、それからあずまやが1基というふうな中身になっております。

それから、4つ目については、情報板の設置工事ということで、道道、国道、町道、主要なところに公共施設の案内表示看板を設置したいというふうに考えてございます。

それから、最後に1区、北1号線道路改良舗装工事ということで、これも今言いました上士幌上士幌音更線、具体的に場所的には昨年度みなみ野団地から上士幌上士幌音更線、既設の道路につながる道路を約70メートルほど整備しましたけれども、それから北に移りまして本町中央通り線、いわゆる桜井団地の真ん中ぐらいから40メートルほど上士幌上士幌音更線、道道の工事とあわせて行って、道道へ団地のアクセス道路を設置したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） 同じことで実はお聞きをしたいんですが、街路灯については事前にもらっている資料で説明が、街路灯があるということで、これの電球は何なのか。つまり、今LEDということを盛んに言われてきていますし、電灯の内容についてはマ

イマイガ等、これから今は大丈夫だけれども、何年後かにはまた一昨年のような話になるのではないかと心配も含めて考えます。新規のときにどういうものを選んでいくかというのは、きちんと考えなければいけないというふうに考えているものですから、その辺の検討はどうなっているのかお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、もう1点、138ページの中の使用料及び賃借料になるんだと思いますけれども、土木積算システムの使用料149万6,000円、これについてはわかるんですが、その下の著作権料というのはこれ一体何を示しているのかと、つくった人の著作権を別に払うということなのかなというふうにも理解をしますけれども、この内容の説明をお願いをしたいというふうに思います。お願いします。

○委員長（大内輝夫委員長） 名波主査。

○名波 透建設課主査 まず最初に、私のほうから先ほどの街路灯の電球の種類ということでお話がありましたけれども、もともと水銀灯ではなくてメタルハライド球という若干虫の寄りにくい球を使用していたんですけれども、昨年のガの件もございまして、昨年度からはナトリウム灯、オレンジ色に光る球に変換しております。それで、今LEDというお話もありましたけれども、LEDに関しては今のデザイン照明につくような球にかわるようなLEDのものがまだ出ていないということで、今のところ去年と同じナトリウム灯を考えてございます。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 尾形主幹。

○尾形昌彦建設課主幹 佐々木委員の14番の著作権料についてですけれども、この著作権料は今年から予算計上させていただいております。中身的には、建築の道の単価表を町の工事の積算の際にも採用させていただいているんですけれども、その際に道の単価表の単価を決めるに当たりまして、道は建設物価並びに積算資料という月刊の資料の公表をしている雑誌がございまして、これは毎月本屋さん等で発行されているんですけれども、その価格をもとに市場単価を取り入れているという状況にございます。この2社につきましては、当然会社の調査費をもとに民間の会社でつくった資料ということで著作権を主張してございまして、その著作権に対しての料金を支払わないと道としても道の単価表を配付できないという状況になりまして、今年度からその2社に対しての著作権料を支払うという中身になってございます。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） ちょっと今わからなかったんですけども、一般に市販をして

いるんだね、この雑誌は。一般の会社の業界誌というものだと思うんですが、それは出ているわけですよ。それを見ても、単価はわかるんじゃないですか。それを使用するに当たっては、要は著作権が発生するのかなという気がするんですけども、もう一度その辺について初めてだということもあるんで、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 尾形主幹。

○尾形昌彦建設課主幹 道の単価表の単価を決めるに当たりましては、市場の資材単価並びに道が直接とる場合もございますけれども、市場的に幾らぐらいするのかという単価を主にこの2社のいわゆる市場に出ている公表単価というものを参考にいたしまして、それと道の積算基準の中で物をつくるに当たってどのくらいの手間がかかるのかという人件費、それから会社等の経費を組み合わせる複合的な単価をつくってございます。いわゆる平米単価とか、一式単価とかいうものになるんでございますけれども、その単価をつくるに当たりまして、この2社の市場単価を調査したものを使っているということから、その調査費等に当たる部分の著作権料といえますか、ちょっと……

雑誌には、物の単価、価格しか載ってございません。資材の価格ですね。道の単価表というのは、それに合わせまして施工費だとか経費を乗せた複合単価というものが載ってございますので、その複合単価をつくるに当たって、この2社の単価を採用といえますか、いただいているという中身になってございまして、その分の著作権料ということでございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） この際、参考的に聞きをしたいんですが、過去、単価表について自前の単価表をつくれぬのかと、論理的にはできるけれども、経費的には膨大なものになるという話で、というものわかりですねという話をした経緯があります。

でも、今話を聞くと、民間の資材単価をベースにして、あとはいわば平米単価等というのは、当然労働単価というものも積算されるし、プラスアルファの部分も積算されて平米単価というのは出ると思うんですが、そういうことであるならある意味、道の単価表にすべて固執しなくても、予定価格がつくれぬものなのかどうか。逆にいえば、こういった道等の補助事業で道単価を従来のように使用しなければ、補助申請の対象にならないというか、補助申請のときの積算根拠の問題で問題を起こすと、過去はそういう話だったんですね、自前でつくってもなかなか難しい部分には、1つには根拠性を持つためには膨大なお金が必要だということと、果たしてそんなことをして道、上部機関がヒアリング等でどういう話をするのかと、こんな話があったんですが、その辺についてまだ当時というか、もう20年近く前ですけども、同じ内容で今各補助事業等、こうい



った事業については進められているのかどうかも含めて、これを参考としてこの際お聞きをしておきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 尾形主幹。

○尾形昌彦建設課主幹 補助事業、最近余りやっていないこともあるんですけども、特に公営住宅の関係では最近やっていないんですけども、そのほかの補助事業、例えば学校だとか、牧場の牛舎だとかにつきましては、よりどころとなる単価の根拠がやはり求められているという状況にはございます。

ただ、昨今値動きの激しいもの、例えば鉄骨だとか、そういうものに関しては実際に直接見積もりを取って市場価格を取り入れているという状況、これは昔からあるんですけども、そういう側面もございます。

ただ、なるべく多くの項目につきましては、根拠のある数字を示せということで、事務处理的には求められている状況にございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 建設課長。

○高橋 智建設課長 佐々木委員の質問なんですけれども、単価というのは物すごい数の単価、実際、もう何千という単価があるわけです。それを一町村でつくとすると、お金というよりも人的にもう全然今の人ではやっていけないという状況があると思います。現在でも、一部単価表に載っていないものもありますので、そういうのは3社で見積もりを取ったりして、そういう単価をつくっているというものはあるんですけども、やはり一般的には道でつくっている単価を使わなければ、今の人材の人数の中ではやっていけないかなというふうに考えております。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に140ページから141ページに入ります。

6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） 141ページの航空公園のキャンプ場使用料についてお尋ねします。

先ほどもちょっと触れましたが、口蹄疫の問題で去年は熱気球フェスティバルは開催されていないわけですけども、このキャンプ場の使用料を徴収しているわけですが、昨年と同じように80万ということで、ごみ処理分と記載になっておりますけれども、このキャンプ場の使用料徴収している現在とされていない前とお客さんの入り込み数がかかなり違うんでないかなと、こんなふうに思っておりますけれども、これは継続して本来の意味である観光振興を目指している本町にとって、この使用料をいただいて、それでお客さんが減少しているということでは、これはどうかなと思っておりますけれども、引き続きこれを今回は予算化されているわけですが、こ

の辺現時点でどんなふうに思っておられるか、ちょっとお願いしたいと思います。

(「歳入の関係、歳出。これを支払う金ということ」の声)

○6番(山本裕吾委員) 支払う金、業者に支払う金ね。

いや、わかった、わかりました。ちょっと私の質問の仕方訂正します。

これは委託業者のほうにお支払いということですが、この使用料を取って、こういう管理をされて、その前には使用料をいただいていたわけですから、この観光客のキャンパーの入り込み状況と、使用料を取り始めたことについての歳入の面で今回のこの執行に当たってどんなふうな見解をお持ちなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○委員長(大内輝夫委員長) 建設課長。

○高橋 智建設課長 キャンプ場の使用料につきましては、平成18年に条例改正をしまして、そのときから使用料をたしか取っていたかなというふうに思います。現在ちょっと手元に、その18年以前の入り込み人数とその後のですね、要するにその前はお金取っていませんので、要するに自由にお客さんが来て泊っていったという状況がありますので、その数というのは把握していないものですから、18年度以降は実際お金取っていますので、その数はちょっと今手元にないんですけれども、去年は気球がなかったせいでもかなり入り込みは減っております。

今後についても、特にお金を取るようになってから、実際入り込みが減ったかどうかという正確なものは資料としては持っていない。

○委員長(大内輝夫委員長) 1番、佐々木委員。

○1番(佐々木 守委員) コガネムシの幼虫駆除、公園関係でのあれですけれども、これはどここの場所なのか、ちょっと場所をお聞きをまずしたいというふうに思います。

○委員長(大内輝夫委員長) 田中主査。

○田中義朗建設課主査 今ご質問のありましたコガネムシ幼虫駆除の散布場所ということですが、23年度に予定している場所につきましては、町内のパークゴルフ場と、あと航空公園のキャンプ場、あとちびっこロードの西側の草地といいますか、そちらを今予定しております。

○委員長(大内輝夫委員長) 1番、佐々木委員。

○1番(佐々木 守委員) これちなみに、薬剤は何をお使いになっていますか。

○委員長(大内輝夫委員長) 田中主査。

○田中義朗建設課主査 コガネムシの幼虫に効きますダイヤノジンという薬剤を使います。

○委員長(大内輝夫委員長) それでは、142ページから143ページに入ります。

7番、中島委員。

○7番（中島卓蔵委員） 142ページの公園整備でちょっとお尋ねしたいんですが、今回この公園整備の事業については、反対するものではないんですが、前年度、高台公園のあずまや改修事業で109万5,000円予算計上していて、今回補正で34万9,000円減額になっていますね。ちなみに、今高台公園のことで一町民の方からも声があるんですが、あそこの鉄さくパイプとかが非常にもう壊れている部分があったり、それから建物が非常に古くなっているんで、あれを撤去して駐車場などを設置してもらえれば最高にありがたいという、そういう声があるんですが、特にあの公園は子供たちに非常に人気のある場所だということを聞いているので、今後の整備事業の中でその考え等はないのかちょっと。

○委員長（大内輝夫委員長） 建設課長。

○高橋 智建設課長 今の場所につきましては、公園の南側のほうの遊具のあるほうの話ですね、神社の南側の話ですね。

あそこの古い建物は、総務課の管財のほうで管理している建物なものですから、そちらのほうとちょっと連携を図って、今後どういうふうの使用を考えているのか、そのままなのか、ちょっと建設課のほうでも把握しておりませんので、その辺ちょっと総務課と連携して考えていきたいなというふうに考えて……

○委員長（大内輝夫委員長） 7番、中島委員。

○7番（中島卓蔵委員） きのうもちょっと行って見てきたんですが、やっぱり鉄さくパイプなんかはかなり壊れているし、非常に危険が伴うということで、できれば早急にそういうことを検討していただきたいということでご提案しておきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 今、公園の問題であっちだこっちだというふうに議論になっていたんですけども、公園の整備計画を企画課を中心に何か窓口を一本化したんですよ。それで、全町内の公園をきちんと把握しようというので把握をして、公園整備基本構想みたいなのを企画でつくったんです。それ以後、進まないの、多分どういうふうな公園整備するかなんていうのは企画だと思うんですけども、それで管理は建設だと思っただけなんです。その辺が今まではあそこの公園は総務課とか、団地の公園はこっちとか、ばらばらだったんですよ。ここ役場庁舎は総務課とかね、それを全部一括しようというので、私がいつも公園整備どうするんだといったときに、一括して企画のほうで公園整備の企画立案まとめたはずなんで、もう1回調整してあっちだこっちだじゃなくて、すべきだと思うんですが、質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） ここで15分間休憩といたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせします。

（午後 3時01分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時13分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 山本和子委員のほうから、公園の整備につきましては企画課だということのお話があったわけですが、実は企画課のほうでは平成15年に確かに町民の皆さんとワークショップを開きながら公園マスタープランということで上土幌町で幾つかの公園がございます。その公園のそれぞれの役割と機能ということで、この公園はこんな公園がいいよねとか、それぞれの機能と役割について皆さんからご意見をいただきながら、公園のあり方の一つの考え方としての公園マスタープランというのを企画課のほうで15年のときに作成させていただきました。

それを踏まえた中で、それぞれの機能と役割がより充実できるような形での整備をそれぞれ住民の要望だとかニーズを踏まえながら行ってくださいねというマスタープランなので、そういったところで今回の中島委員のおっしゃるような鉄さくの危険の部分だとか、そういったところはそれぞれで管理されている所管の中で対応させていただいていますし、また新たな遊具の要望がございましたら、そういった機能を踏まえた中で整備をしていくということは所管の中で対応させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、144ページから145ページに入ります。

1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） 今年も橋梁の長寿命化修繕計画の策定事業ということで調査をすることになってはいますが、これ具体的に改良等の計画というのはどういう形で立てていくのか、調査をして当然どういうふうに長寿命化せよという話にはなるんだというふうに思います。その計画は立つと思います。次に、それをどういうふうに実行していくのか、数が数ですし、費用も高額なものが考えられるので、その辺の今後の計画というのは同時進行的に当然進めなければいけないというふうに思うんですが、その辺について今現状押さえている段階での説明をお願いしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 羽田野主査。

○羽田野泰弘建設課主査 ただいまのご質問にお答えいたします。

橋梁長寿命化修繕計画策定事業ということですが、上士幌町が管理する橋梁は現在96橋ありまして、その大半が高度経済成長期以降に集中して建設された橋梁であり、老朽化する橋梁は増え続けている状況にあります。国土交通省では、平成19年度より地方公共団体が管理する橋梁の点検を実施して、橋梁の健全度の把握を行いまして、個々の橋梁に対して最も効率的な修繕を計画的に実施することを目的として、長寿命化修繕計画策定事業補助制度を創設しました。

この制度は、長寿命化修繕計画を策定することで、計画的な修繕、架けかえが促進され、橋梁の長寿命化並びに今後の橋梁の修繕及び架けかえに係る費用の縮減を図ることを目的としてやっています。計画策定に先立ちまして平成22年度、今年度から平成24年度までに対象となる橋梁の点検を行いまして、平成25年度に上士幌町橋梁長寿命化修繕計画というものを策定しまして、橋梁の対策優先順位や対策方法を明確にしていくものです。

平成22年度は8橋行いまして、それは橋梁の長さが15メートル以上のものを点検いたしました。そして、対象橋梁の健全度の把握を行ったところでしたが、おおむね健全でありまして、通行どめとか通行規制を要するような緊急な対策を必要とする橋梁はありませんでした。この事業は平成25年度までに行わなければならないもので、平成26年度以降になりますと橋梁の修繕、架けかえの補助については、この長寿命化計画に載ったものでないとできなくなるものですから、まずは点検を行いまして25年度までに計画を策定していくということになります。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） 多額の費用がかかるんじゃないかという心配をするわけで、単年度でできるような状況では全然ないと。恐らく今後、10年、15年という長寿命の中で考えなければいけないと。今ちょうどその長計をやっているという側面がありますよね。議会としては、できれば基本的な財政計画も含めて考えるべきだという、私はそういう考えを持っています。そういうことで、その中にきちんと組み込まれることができるかどうかというようなこともあって、ちょっと質問させていただいたんですが、今の状況からいうと25年というと、ちょっと時期がずれてしまうというふうに判断をしておかなければならないというふうに理解をしておいていいのかどうかも含めて、ちょっとこの際お聞きをしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 建設課長。

○高橋 智建設課長 今出されたように、平成25年度に計画を策定するということですので、その時点で大至急修繕にかからなければならない橋もあるかもしれませんし、まだまだ大丈夫という橋も出てくるんでしょうから、そのときに計画をつくってみたいと具体的な財政計画も立たないという状況ですので、早急な長計の形態というのはちょっと厳しいのかなというふうには考えております。

○委員長（大内輝夫委員長） 7番、中島委員。

○7番（中島卓蔵委員） 町営住宅の補修事業なんですが、今年度は764万4,000円ですか、前年度と同じ予算を組んでおりますが、これ大規模改修にしてはちょっと予算が少ないような気がするけれども、どの程度の改修をやっているのかちょっと説明をお願いします。

○委員長（大内輝夫委員長） 老月主幹。

○老月公輝建設課主幹 中島委員のご質問なんですけれども、大規模改修にしては額が少な過ぎるのではないかというご質問ですけれども、21年から町で抱えていた営繕担当の者が退職しまして、その後、町内の各建設業界ですとか、そういった業者さんに営繕をすべてお願いをするということで、住宅の退去に関しては当然総合営繕が絡んできますし、あと担当がやっていた営繕すべて業者さんをお願いするというので、あと消耗品等もほとんど金額を減額して消耗品も含めた営繕ということで総体的にやっているものですから、このような額になっております。

21年度につきましても、ほぼこの金額を満度に使うような状況で消化していますし、今年度についても大型改修とまではいきませんが、いわゆる経年数がたった住宅もかなり多いものですから、いろいろな意味で外部の外壁の補修ですとか、ちょっとボリュウムがあるものの修繕もあるものですから、そうした経費に係るということで計上してございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 7番、中島委員。

○7番（中島卓蔵委員） 公営住宅につきましては、もうほとんど特に西団地あたりは老朽化してきていまして、築後もう何十年もたっていますし、そういう意味では今回国の予算で煙突修理だけしたんでしょうけれども、今後これからやっぱりそういう老朽化された公営住宅に関しては整備計画も含めて、その部分だけはどのような処理の仕方をしていくかもある程度年次計画の中に入れたらどうかと思うんですが、その点どう思いますか。

○委員長（大内輝夫委員長） 建設課長。

○高橋 智建設課長 公営住宅につきましては、現在、町の住宅対策ということにつきま

しては、民間の定住の住宅の補助ということで住宅の対策を進めておりました、当面はそれで町の住宅の確保をしていこうということで進めております。

ただ、今ご指摘のように西団地、かなり老朽化しております、現在4分の1程度がもうほとんど住めない状況になっております。また、今民間の賃貸住宅を進めておりますけれども、やっぱり家賃がそれなりの家賃になってしまいますので、公営住宅の家賃とそういう賃貸住宅の家賃、差がありますので、公営住宅並みの低い家賃の住宅というのは、これからも必要な部分もまだあるということでもありますので、ただこれからどれだけ住宅の需要があるかという部分で、現在はほとんどこの22年度につきましては公営住宅、どの住宅もほとんど空きがなかったという状況ではあります。これから民間の賃貸住宅、あと今年も2,000万、来年度も2,000万、また予算計上させていただいておりますけれども、その中で今後の住宅の需要がどうなっていくのかというのはもうちょっと様子を見たいかなという部分もあります。

当然、公営住宅建てるとなると3年程度時間がかかってしまいますので、そういう面ではいけば早目、早目にそういう住宅の需要というのを把握しながら、計画のほうを必要であれば立てていきたいなというふうに考えています。

○委員長（大内輝夫委員長） 7番、中島委員。

○7番（中島卓蔵委員） 今、賃貸住宅も町内の業者さんがいろいろ立てておられますけれども、やっぱり賃貸住宅に入る人たちにとっては、それなりの所得がないと非常に負担がかかると。今、一般の民間に勤めている人たちの所得からいくと、非常にそういう意味では抵抗があるんじゃないかと。だから、やっぱり町が住宅環境整備すること、低賃金で町内で暮らしている人たちの、そういう人たちの入りやすい住宅整備も必要だと思うんです。

もう一つは、今移住定住促進事業やっていますが、よそから人を引っ張るよりも、地元にいる人たちをいかに定着させるかということも含めて住宅需要というのは考えていいと思うんですが、やっぱりそういう面では町の公営住宅というのは非常に大事な部分がありますので、だからそういう意味では非常に今後の住宅整備も、そういうことを検討材料にさせていただきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 建設課長。

○高橋 智建設課長 いずれにしても、当然建てるとなればちょっと現在名前は違うんですけれども、昔、マスタープランというのをつくってきたわけなんですけれども、当然そのような整備の基本計画をつくっていかなければならないんですけれども、その中では当然今後の住宅の需要がどうなっていくかというのがやっぱり重要な部分になり

ますので、先ほど申しあげましたように町内の家賃の状況も含めて、需要がどうなっていくのかというのを見きわめながら計画のほうもつくっていききたいなというふうに考えております。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、146ページから147ページに入ります。  
ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に148ページから149ページに入ります。  
3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 消防女性広報車の件なんですが、これ具体的にどのような活用になるのか質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 女性消防団広報車の活用ということでございますけれども、これにつきましては乗車定員10名というふうになってございます。活用方法でございますけれども、女性消防団員が行う防火査察等の訪問とか、学校、保育所等での火災予防等の啓発活動等に利用する予定でございます。

あと、そのほかに車両の有効活用という側面もございますので、分団等が行う防火査察とか、火災予防広報活動、そういったものに活用するとか、災害発生時には車両が必要になりますので、災害支援とか指揮本部車両ということでも活用をするということになろうかと思っております。

また、代替署員も含めまして研修、講習等に出かけることもございますので、そういった面でも10名乗りということもございますので、そういった場でも活用するというふうにいたしております。

以上でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、教育費のほうに入りますので、休憩に入りたいと思っております。  
暫時休憩します。

（午後 3時28分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時28分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 150ページから151ページに入ります。



ありませんか。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) それでは、次に152ページから153ページに入ります。

6番、山本裕吾君。

○6番(山本裕吾委員) 152ページの小学校管理経費についてお尋ねします。

小学校の上士幌小学校も建てられてからかなり経過しておりまして、他の小学校も修繕するところがあるかとは存じますけれども、現時点の状況とこれから主に上士幌小学校だと思いますが、この保守、維持管理はどのようにお考えなのか、この際お尋ねします。

○委員長(大内輝夫委員長) 佐藤主査。

○佐藤泰将教育委員会事務局主査 ただいまのご質問にお答えいたします。

上士幌小学校におきましては、現在の状況でありますけれども、かなり今おっしゃるとおり年数がたってきております。屋体につきましては、先般耐震補強工事ということで一部修繕もあわせて大規模に工事できているところでありますが、校舎についてはかなり壁等劣化が進んできている状況であります。これにつきましては、大規模改修ということが前提になっていくかとは思いますが、今後の総合計画の絡みも出てくるかと思っておりますが、近い将来改修をやっていかなければならないということで認識しております。

さしあたり、新年度であります。屋上部の突出した部分があるんですけれども、かなりコンクリートが崩れて鉄筋がむき出しになっているところがございます。今のままですと放置しますとさびて鉄筋自体が破損をするという状況になっておりますので、その部分だけは取り急ぎ新年度で修繕をすることで予定をしております。

○委員長(大内輝夫委員長) 6番、山本委員。

○6番(山本裕吾委員) これは総合計画に入れるとか入れないとかという論議の対象ではないと思いますよ。もう私がPTAの役員やっていたときから、屋上の防水シール、外壁等、かなり再三にわたって教育委員会をお訪ねして修繕した経緯もあるんですよ。子供たちを守らなければならないという部分において、そのような総合計画に載せていくような話ではないと思います。これは即時、あの建物自身を長持ちさせるということが一番大前提だと。総合計画載せて改築をするというのなら、また別ですけども、ほかにまだ先ほど申し上げたように改築しなければならない部分は2カ所も3カ所もあるわけで、これはやはりそういういわば遅きに失したというような形では、あの建物自身もつ状況でもございませぬし、何よりも教育施設であるわけですから、早急に予算措置をされて本年度は先般の国の補助によりましてスズメバチの網戸等も設置するわけで

ございますけれども、対策についてですね、早急なこれは改修計画をお立てになって、未来ある子供たちのために施設を維持管理していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（大内輝夫委員長） 教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 今、山本委員の質問に対してなんですが、改修についての総合的な計画の中にどう盛り込むかというのは、近々に総合計画、それから先ほども質問あったように財政計画の裏づけという部分が見える時期にきていますから、今そのような考え方で基本的なお話をしたというふうに思っております。

ただ、近々な部分につきましては、我々については今学校の耐震化、老朽化を含めての耐震化等含めて、今年度まで含めて精力的にやらせていただいたと思っています。今言われたように上土幌小学校も改築以降、かなり年限がたっておりますから、当面の部分で今年については3階に当たる屋棟の部分の改修若干やらせていただく部分ありますが、総合的にもう少し学校の状況を確認しながら対応していくという時期には、間もなくくるだろうというふうに認識しながら、対応していきたいと思っています。その辺については、かなりの費用負担等ありますから、しっかりこの部分については調査をしながらどう改修していくべきか、またどう対応していくか、これについてはまたそういう計画の中に年度を定めながら対応をしていくというふうに考えていますので、若干時間が必要ではないかなと、こういうふうに思っているところであります。

また、言われたように緊急の部分について、網戸、それからその他の急ぐ部分については、適宜対応させてもらっているかと思っていますところであります。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） つけ加えてですけれども、当時もいろいろと小学校の中身の件については私どもも役員のとときに検討したわけですが、やはり学級減と、それと小学校の子供たちの入口ですね、これが学級減によって非常に踊り場と申しますか、玄関ですね、それと各教室、この辺も含めた総体的な中で、中の構造状況も含めた中で抜本的な改善、修繕ということが望ましいかなと、こう思っておりますので、これからこの町の統廃合計画の中でいろいろな形が今後推移の中で見えてくるとは思いますけれども、本町の小学校施設の基軸になる箇所、未永く活用していかなければならない部分ということでございますので、その辺も総合的に今後の本町の教育施設の環境面ということ、未永い、中長期的に見計らって改修をすることが望ましいかなと思いますけれども、その辺もつけ加えて質問して終わりたいと思います。いかがですか。

○委員長（大内輝夫委員長） 教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 今、山本委員さんからありましたように、子供たちの推移、それから空き教室の活用等含めて、かなり大規模的な改修も想定されるだろうと、そういうふうに思いますので、この大規模改修をしたら一定程度、将来を見据えた施設にしていかなければならないと、そんなことでありますし、当然これに対応する国の支援、道の支援等含めて、これについては財源確保のめども考えていかなければならないと、そんなことを含めて対応するようなことになるかというふうに思っていますので、その点ご理解賜りたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 9番、渡部委員。

○9番（渡部信一委員） この質問する予算に対して、反対とか、そういうことではあるわけではないんですけれども、ご存じのように上士幌高校の振興会の助成事業ですね、ご存じのように今年は大幅に、去年の危機的な状況、そういったものから議会総体もそういった要望だとか、そういう機運を盛り上げて、あわせて振興会に対して大幅に予算を拡大して計上されているわけです。

そういった中で、ご存じのように今75名の応募があったと、具体的には試験はまだ発表されていないから、どの程度に落ち着くのか、あるいは全員合格するのか、そこは定かではないんですけれども、そのことはまことに本当に結構なことだと私は思います。

この振興会のことについては、同僚議員が振興会の会長をやっているということもあって、遠慮をして例えばこれだけ予算が大きくなってくると、もっと我々も先ほどの助成金等、あるいは振興に対する支援策の積算ですね、おおよそ今年は通学費全額負担というのは大きな、そういうものはわかるんですけれども、具体的にどのようになっているかというのは1回も、所管の委員会では多分説明されていると思うんですけれども、きちんとして中身等を聞いたことがないもので、というのはほかの同じような議員から上士幌どういうことになったんだと、そういったことを具体的にいい意味で質問されるものだから、多分それにあわせてまたほかの町村あたりも、この予算だけ見るのであれば、お互いに予算の積みあいで生徒の引っ張り合いというか、生徒の獲得というのは働いていくんじゃないかと思うわけです。上高の場合は、それもさることながら、それぞれの関係機関、学校側も含めて上士幌高校の利点等、よく管内的にも理解されて一概にこの予算ばかりではないと思うんですけれども、とりわけ予算ですから具体的にどのような支援策というか、きちんと聞いたことがないもので、いい意味で質問させて、聞かせておいていただきたいわけなんですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（大内輝夫委員長） 綿貫次長。

○綿貫光義教育委員会教育次長 上士幌高校の振興策については、所管の委員会には報告

しているんですけれども、改めてどういう対策をするかということで説明させていただきたいと思います。

まず1点目に、従来の振興策から新規にということで、対象としては地元中学校から高校に入る1年生を対象にして支給するというので、入学準備金という形で支給したいというふうに考えております。支給額についてですけれども、制服代ですとか、指定ジャージ等、通常でいけば10万ちょっとかかるんですけれども、そのうち定額として7万円を助成するというのでございます。

それから、2点目、これも新規の事業となりますけれども、高等学校の就学援助ということで義務教育と同じように要保護、それから準要保護の就学援助をしたいというふうに考えてございます。これについては、支給額については学用品、それから入学時の初納金、それから学校給食の2分の1というふうに考えてございます。これについても、対象者については町内に居住する生徒というふうに考えてございます。

それから、拡充ということで部活動の通学費援助でございます。現行、部活動で通学する際には自家用車等で生徒が来るということになりますけれども、現行月2,500円支給していたものを新たな23年度からは月額5,000円の定額を支給すると、これにつきましても対象者については町内の通学者、町内の居住者ということになります。

それから、4点目ですけれども、一部拡充ということで就学奨学金ですね、大学ですとか短大、それから専門学校等に係る奨学金ということで定額、大学については1人10万円、その他1人については5万円と。それから、進学スポーツ特別待遇への奨学金ということで、支給額については1人5,000円、対象者ですけれども、これについては町内だけでなく、町外の生徒も支給すると。ただし、認定を受けた者ということになってございます。

それから、通学費の補助ということで5点目ですけれども、これも従来通学費については助成していたんですけれども、これを拡充してございます。すべてのバス通学者の全額補助ということにしてございます。対象についても、全学年対象にするということでございます。

それから、6点目、修学旅行の援助ということで、これは新規でございます。修学旅行については、1人大体12万ほどかかるということでございますので、そのうち1人2分の1と、約6万円ほどを定額で助成したいと。これについては2年生の全生徒ということになります。

それから、7点目ですけれども、キャリア教育推進補助ということで、これも拡充ということになります。従来、1年生が実施していた進路見学についてですけれども、実

際進路を見きわめるといふか、決める段階というのは2年生のほうが実際にそういった進路のほうが気になってくる時期でございますので、2年生を含めて実施をすると。さらに、保護者も同行する場合にも支援をしていこうということで考えてございます。

それから、8点目、新規ということですがけれども、学力向上進学対策ということで、進学を希望する生徒に対して基礎学力の向上を図るための講座を開設していくと、そのための助成を振興会のほうにしていこうという内容になってございます。それらを合わせると2,890万という予算になります。

ただ、今回の予算作成した段階では、入学者数が今のところ75名ということで、まだ発表はなっていないんですけれども、通学費が足りなくなるということでございますので、しかる時期に補正で増額をさせていただきたいということでお願いしたいと思っております。

○委員長（大内輝夫委員長） 9番、渡部委員。

○9番（渡部信一委員） 数多くの支援策、今説明されたわけですがけれども、あわせて具体的に就学、生徒が決まった段階でまた補正を組まなければならないというのは、やっぱり地元よりも帯広方面ですか、ほかの町村から来るというのは、それにかかわる全額補助というのが大きいかと思うわけですがけれども、それはそれとしてこういった支援策が功を奏してこれだけの生徒の応募が当然あったというふうに理解するわけですがけれども、今後ますますお互いにこういった地元の高校を残そうというんで死にもの狂いで他にも、絶対的な生徒数というのはどこの町村も少子化の形の中で減っていくと、上士幌でもそう多くは増えないと。そういった中で、町から支援する、限りなく拡大にこの支援額を増やしていくということにはならないと思うんですが、ある程度。あわせて、聞くところによっても上士幌の地元の中学校から75名の中で15名に満たないような、そういう応募数だと。そういった中で、それは町民もいろいろな考えがあろうかと思うんですがけれども、これが最低でもやはりあわせて地元から少なくともいい学校だ、上高はいい学校だという中では、半数以上はね、あるいは6割とか、そのくらいを目標にしながら、まずは地元の少ない中でも何とか定着してもらおうという努力も必要ですし、そういったことの取り組み等、強引に連れてきて入れるということもなかなかこれ、それぞれ子供の立場、親の立場もあろうかと思うんですがけれども、やっぱり地元の高校を何とかして、これだけの予算をつぎ込んで残していこう、あるいは守り発展していこうということであれば、当然そういったことも力を今後入れる必要があると思うんですがけれども。

もう一つは、この振興会なんですけれども、振興会の助成ということで教育委員会のいろいろな、教育委員会の内部組織の諮問だとか、そういう団体ではないと思うんです

けれども、これが全く振興会そのものに予算を預けて任せているとは思わないと思うんですけれども、当然協議会等も、行政も一体となってこの予算の積算ですか、振興策についてともにやっているのではないかなと思うんですけれども、そこら辺の振興会におけるところの行政のかかわりですね。例えば、観光協会であれば、観光協会が事務局になって、民間のようなんだけど、そういう形でやっているのか、あくまでもこの振興会独自で独立なそういった学識経験だとか、そういった人たちを集めながら、そういった振興会の運営をやっているのか、そこら辺も改めて聞いたことないものですから、この際お聞きしておきたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 今回、先般、情報によりますと75名の入学希望者がいて、3日、4日のテスト、面接等については全員参加してもらえたということで、きっとそれがベースになった形で16日には一定程度、上高の最終、1次的な部分の人数が決まるだろうと。最終的には80人の定数でありますから、80人に満たない部分が当然出てきますから、2次募集等を含めて減ることは大幅にはないと思いますが、そのベースは守っていけるのかなと、そう思っています。

今回、特に我々についても、本当にこの確保、振興会が発信して平成5年から以降、きっと一番多い子供たちの入学の希望があったのかなと、そんなふうでありますから、これきっと1間口から2間口に皆様方の協力含めていただいた背景、また十勝町村会等含めてとか、多くのそういう背景、または国のいわゆる授業料の無償化とか、大きく教育現場の状況が変わってきたというふうに思っているところでありますから、その状況を受けて改めて2間口の挑戦という形で、そういうチャンスをいただいたと思っています。

もう一方、今高等学校においては大体準義務教育化的に高校に進学する、これ全国統計的には98.5%ぐらいということで、ほとんど多くの子供たちがワンステップ目の高等学校への進学を希望し、またそこで学ぶ場を、またその中で人間形成を含めて対応する場というふうに認識しております。

そんな意味で、我々について上士幌高等学校、今年で60年の歴史がある学校でありますから、この歴史の中で多くの人材を確保し、また輩出し、またまちづくりの中でこの人材がいろいろな意味で働いていただけたらと、そういうふうに思っているところであります。そんな意味で、小学校、中学校、高校という1つの流れをしっかり持っているまちづくりの大きな1つのグループだというふうに思っていますから、町、それから皆様方の力を借りて、この対応をさせてもらっています。

そんな意味では、非常に多くの町の厳しい財源の中で、財源をいただきながら平成5年以降、振興会のあり方、対応してきました。今、管内の多くの厳しい、少子化によっての子供たちが少ない町村においては、ほとんどの町村がこの振興会等含めて支援をさせてもらっていますが、我が町についても先発的に本当に歴史を持ちながら対応してきたのかなと、そういうふうに思っています。

そんな意味で、今回この通学費の無償化等含めて、財源確保についてはやはり不安を感じながらも、しっかり地元の高校を残していきたいなど、そんな部分もありますし、とりわけこの通学費については新過疎債の中での支援措置も考えられるのかなとか、そんなことを含めてと、また地方路線、いわゆるこれから過疎化、高齢化する中での2つのバス会社の16便の往復バスの維持管理等含めてとかですね、いろいろな意味でこの高校とつながった地域活性化につながる、また地域を守ることになってくるかというふうに認識しているところでもありますから、そんな意味でぜひ高校のあり方と地域のあり方については、かなりいい意味で元気づけも含めてリンクしてくるものだというふうに思っています。

あわせて、この振興会と教育委員会事務局の役割分担ではありますが、我々については振興会等含めて事務局会議の中にうちの職員等含めて、私も含めてですね、必ず複数名参加しながら具体の部分、状況を分析したタイムリーな支援のあり方なり対応の仕方、そんなことを年に数回協議させてもらっていますし、教育委員会として振興会、それから学校等含めて小委員会、上士幌高等学校振興会の小委員会、振興に対する小委員会を設けて情報を交換し、つぶさに対応していますから、そういう形で振興会の事務局と教育委員会については常に情報を共有しながら、しかるべき対応はしてきていると、そういうふうに思っていますので、その点ご理解の上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に154ページから155ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、156ページから157ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、158ページから159ページに入ります。

3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 要、準、いわゆる就学援助の関係なんですが、助成事業につい

て質問いたします。

平成22年度から国のほうでは、支給内容の中で新しくクラブ活動費とか生徒会費、PTA会費等入っていますが、こういう中身については町村に任せられておりますので、23年度についてこの内容が、22年度は多分入っていないと思うんですが、23年度この内容が新たに加わっているかどうか質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 佐藤主査。

○佐藤泰将教育委員会事務局主査 ただいまの質問にお答えいたします。

今、発言がありましたとおり、国の制度改正については平成22年の5月に北海道教育長より通知を受けております。ということで、新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給項目が追加されましたことは認識しているところでございますが、本町における就学援助に係る対応といたしましては、十勝管内の他町村の対応状況や係る経費の問題、さらには新年度からは上士幌高校の振興策の一環として、町内居住生徒への就学援助の新規支援策を講じていくこともありますので、その動きを見ながら今後検討していきたいというふうに考えております。

ちなみに、十勝管内の状況でございますが、新年度新たな支給項目の対応を行う自治体は19市町村中12町村が対応ということで聞いております。残り7市町村は今後の検討を含みまして、今現在対応なしという状況になっております。

以上のことから、平成23年度からの対応には入ってございませんが、新年度にかけてしっかりこの辺検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） まだこれすぐ4月1日からということではありませんので、これはまだ要領ですので、十分検討されて十勝管内でも、私が言おうと思ったら、主幹のほうが言ってくれましたので、対応している町村が多いですので、ぜひ対応するようになっていると思います。

それと、いろいろこの基準につきましては、町村に任せられておりますので、結構基準が生保の1.3だったり、1.5だったり、1.1だったり、もうさまざまあります。それと、新たな課題として今の両親が仕事なくなるとか、いろいろなことで前年度の収入で見るとはすけれども、突然の失業等に対する救済措置が今ありませんので、その辺も十分これからの検討課題と思っておりますが、その点について質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 佐藤主査。

○佐藤泰将教育委員会事務局主査 ただいまの基準、1.3の緩和の件でございますが、今



の経済状況を見ますと山本委員おっしゃるとおり、突然の失業等ということが想定されるところでございますが、就学援助の認定を行うには前年度の総収入をもとに判定をせざるを得ないのが実態であります。失業によりすぐに対応するということにつきましては、失業がどれくらい続くのかなど、流動的な要素がございますので、かなり認定の判断が難しいというふうには考えております。

また、基準の1.3倍の緩和でございますが、平成21年の第5回の当議会におきまして、当面は現行制度に基づく対応とし、今後の情勢を見きわめながら必要に応じ検討していくということで答えさせていただいておりますが、十勝管内の状況としましては、新年度において1.3を超える自治体は2町にとどまっております。ちなみに、1.3を下回るのは2町、残り15市町村が本町と同じ1.3という基準値を用いております。

また、本町の就学援助の認定率ということでございますが、町内全児童・生徒に対する就学援助の認定者の割合ですが、約17%弱ということで、管内的には上から9番目に位置しております。認定率としては、決して低い状況ではございません。

以上のことから、当面は現状の維持で考えておりますけれども、今後の情勢の変化を見きわめながら検討はしていくべきだというふうには考えております。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 就学援助で1点質問し忘れたんですが、要領の中で一番最後のほうに民生委員の意見を求めるとなっていますが、実際には民生委員の意見は求めてはいないと思うんですけれども、それは国のほうでも民生委員に意見を求めることについては削除されていますので、これは要領ですので私が持っている20年の8月1日に改正したのですが、その後見直しをしながらこの部分については削除すべきというふうに思っています。

それと、もう1点、ページがダブりますので、教育研究所運営事業について今年度どういう内容を研究されるのか、あと22年度についてどういう研究をされたのか質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 佐藤主査。

○佐藤泰将教育委員会事務局主査 まず、1点目の民生委員さんの意見の件でございますが、現在、民生委員さんに意見を聞くという事案は、ここ数年発生はしておりません。国が削除になっているということでございますが、本町はまだ残ったままになっておりますので、今後その削除については今後ちょっと検討していきたいというふうに考えております。

2点目の教育研究所の運営事業の関係であります。平成22年度の実施内容をご説明

いたしますと、大きく7点ほどの事業を行っております。1つは、本町の児童・生徒の学力の実態に関する研究、2つ目に学習教材にかかわるデータマップというものを今年度作成しております。3つ目に、学級経営講座ということで年1回、講師を呼んで行っております。4点目は、研究所の所報ということでヌプカという会報を年2回発行しております。5点目ですが、十勝に同じように教育研究所というのがございますが、そちらの事業参加を行っております。6点目、そのほか各種研修会等への参加をしております。7点目ですが、承認会議ということで年10回ほどでございますが、ほぼ毎月開催を行っているところであります。

平成23年度も、今年度同様な事業予定をしておりますが、先ほど2点目に触れましたデータマップについては、今年度完成となっております。これにかわりまして、新年度は新学習指導要領改訂に伴います社会化副読本に不足している単元がございますので、その資料収集及び原稿の作成を行う予定で考えております。新たな社会化副読本の補遺版としては、別途予算を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） ここで15分間休憩いたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後 4時04分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時16分）

---

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 先ほどの研究所事業の中身についてはわかったんですが、その中で学力向上に向けて研究をされているということですので、学力テスト等の結果についてちょっと質問したいと思うんですが、学力テスト、22年、今年から抽出校になったんですが、今年も実施したと、23年度も実施するのかなと思うんですが、この研究所の中でこういうことについて学校支援事業というのがありますよね、学校ごとの支援事業を何と申しますか、ちょっと言い方忘れましたが、つくっていると思うんです。そういうことも含めて、ここの中で検討しているのかどうか。それから、教育委員会との関係について質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 全国学力学習状況調査の関係ではありますが、私のほうか

からお話したいと思いますが、4年間向こう、小・中学校、この対応を図ってきたところ  
であります。その結果によって、ちょうど4年前の小学校の6年生が今回中学校3年生  
として結果が出てきています。いわゆるこの4年間に、中身は3年間ではありますが、小  
学校から中学校へバトンタッチした子供たちの状況がこれから具体的にどう伸びてきた  
か、また何が課題になっているか、こんなことがだんだんわかるという形で、平成23年  
度についても道の学力学習状況調査をする支援を受けて、抽出調査以外の参加希望校と  
して本町については全校参加するというふうに考えているところでもあります。

このよく言われていることについては非常に学力学習状況、特に学力について子供た  
ちの競争をおおったり、順位が優先されたりという部分ありますが、我々についてはし  
っかり子供たち、また学校が置かれている課題の分を把握して、その改善をしっかりと  
対応していきたいなど、そんな意味では大きな流れの中では2つほど検討されていると  
ころであります。

1つは、校内における教職員の授業力なり、また指導力含めてどう向上させていくか。  
もう一つは、その課題から発見された部分については、家庭教育の中にやはり問題があ  
ったのかなど、そんなことを含めて今大きな2つの流れの中で対応させてもらっていま  
す。そんな中では、今、町内の学校教育研究所の研究課題にもありますが、こちらどち  
らかといたら教研式のC R Tの調査結果をまとめているところでもあります。もう一  
つ校内の対応としては小・中・高連携教育推進会議の中で、この学力をどう対応するか、  
この小・中・高の連携の中で今検討させてもらっていますし、我々についても学校改善  
プラン、課題を整理して学校改善プランを各学校に発信し、各学校は学校改善に対応す  
る具体のプランを対応させてもらっている中で、今少しずつ本町の課題になっている部  
分が見え始めておりますので、適宜な対応含めてこの対策をしていきたいと思っていま  
す。

平成23年度については、我々についても道と協議しながら、上士幌小学校、上士幌中  
学校にこの生徒に対応する指導改善教職員を各1名加配でもらう予定であります。もう  
決定しておりますが、あわせまして町内の上士幌小学校を中心としてへき地3校に対応  
して1名加配をもらい、巡回指導教員、こういう制度も取り入れて学力のあり方、先ほ  
どこの4年間、5年間に向かって対応をする課題について、できればきめ細かく対応で  
きればなという形で検討しておりますし、そういう形で動いておりますので、その点ご  
理解賜り、改めて順位争いではなくて、少しでも本町の子供たちの学力、家庭状況含め  
て、この中で調査していければなど、そういうふうにいるところでもあります。

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、160ページから161ページに入ります。

10番、角田委員。

○10番（角田久和委員） 161ページの中学校の暖房設備保守点検業務の内容について質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 佐藤主査。

○佐藤泰将教育委員会事務局主査 ただいまの質問にお答えをいたします。

暖房設備の保守点検ということで、新校舎につきましては蓄熱暖房方式ということで深夜電力で行っておりますが、体育館は重油ボイラーを使っておりますので、そちらの保守点検業務ということで計上をしております。

○委員長（大内輝夫委員長） 10番、角田委員。

○10番（角田久和委員） わかりました。

それで、ちょっとここで関連して質問させていただきたいんですけども、新校舎、コンクリートの躯体に蓄熱して、それで暖房をやるやり方だったと思うんですけども、ひと冬経過しつつある現在、その効果というか、評価ですね、どのようになっているのか質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 佐藤主査。

○佐藤泰将教育委員会事務局主査 新校舎の暖房効果でございますが、新校舎につきましては昨年7月から生徒が入居して活動をしております。丸1年のデータはございませんが、先般補正予算で200万円ほど減額させていただいておりますが、効果としては思った以上に暖房効果は高いということになっております。現場のほうも、基本的に今40度設定を基本にやってきましたんですが、それ以下に下げても結構快適に過ごせるということで、その辺現場は教頭先生が主にその調整を行っているんですけども、現場からもかなり暖房効率がいいですよという話を受けております。この点につきましては、厚岸町の真龍小学校というところが同じ方式をとっております、1度そこにも視察にも行っているんですが、計画よりも実際は暖房そんなにかかっていませんよという話もいただいておりますけれども、実際我が中学校のほうもそういった具合で経過しております。以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、162ページから163ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、164ページから165ページへ入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、166ページから167ページへ入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、それでは168ページから169ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、170ページから171ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、172ページから173ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、174ページから175ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 176ページから177ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、178ページから179ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、180ページから181ページに入ります。

3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 給食の関係についていたします。

教育委員長の執行方針の中に、栄養教諭についてはさらに検討を進めるとなっていますが、具体的にはどういうふうに関係されていくのかと。

それから、22年度に教育委員会のほうでも食育の事業等を行っていますが、役場庁舎全体ではどのような食育を22年度行ってきたのかと、それから23年度の取り組みの予定について質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 綿貫次長。

○綿貫光義教育委員会教育次長 それでは、私のほうから22年度の状況ということでご説明したいと思います。

うちには、学校栄養教諭というのは配置されておらず、栄養士という形で給食センターを主に活動拠点というか、安全な給食をつくるためにということで常時勤務さ

れているんですけれども、学校の要請を受けて食育の指導に行っております。22年度については、学校からの要請に伴って北居辺小学校、それから糠平小学校、それと上士幌中学校で食育に関する指導を行ってきております。

また、町の保健福祉課で主催しております子ども料理教室というのがあるんですけれども、それにも協力してございます。それについては、夏休みと冬休みの2回実施しておりますので、その2回も協力をさせていただいているということでございます。

また、毎月給食だよりの発行を行っているんですけれども、その配布に合わせて食育だよりのということで10回ほど発行を行ってきております。

○委員長（大内輝夫委員長） 教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 同じ質問の中にありました栄養教諭の取り扱い、検討という部分についてももう少し詳しくお話ししたいと思います。栄養教諭制度、今道内の各市町村、共同調理場等含めて2つのパターンで栄養体制なり栄養教諭なり、そういう配置の中で対応しているところではありますが、本町については学校栄養士の配置を優先し、人事等も含めて対応させてもらっているところでもあります。

ただ今後、改めて道教委が採用する教職員については、栄養関係については栄養教諭を採用するという形で、近い将来は別にしてもどこかの段階では必ず学校栄養士が配属されるような流れになってくるかと思っています。それについては、町村の状況によって選択することが対応であります。将来については栄養教諭という体制も考える時代もくるだろうと思いますが、現状、先般ほかの場面でご質問ありました岩見沢の共同調理場の問題等含めて、この問題についてももう少し我々についても真剣に考えていかならんかと、そういうふうに思っているところでございます。

とりわけ、栄養教諭になりましたら、この職務命令権についてはその配属された学校長に職務命令の権限が第一義に対応されますから、学校に所属し、各いろいろな部分の学校行事も含めて対応せざるを得ない可能性がありますから、簡単にいえば給食センターにいる時間がかなり制限されると。そうすると、我々の規模になりますと、かなり栄養指導、それから調理指導、衛生指導含めて栄養士にゆだね、する部分はかなり多い場所だというふうに認識していますから、我々については今栄養教諭でなく、学校栄養士を選択し、当面こういう対応をしていきたいと思いますが、今回23年度については教育委員会の課題としても、この栄養教諭における課題、とりわけ栄養教諭の職務のあり方、それからまた含めてサービスの権限のあり方、それから改めて任用のあり方等含めて、それから先ほど次長から報告しました学校における食の指導の関係、こんなことも含めてもう少し具体的に調査、対外的なもの、精神的なところも含めて調査等もする時期にき

ているというふうに認識しておりますので、そんな形で来年度対応したいと、そういうふうに思っているところであります。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 栄養教諭を置くと、いろいろな意味で厳しいかと思うんですが、学校に籍を置きながら実際にはそういう事業になりますので、給食センターにいて学校に8時何ぼに行く、それすらもう不可能ですので、具体的にできるところからやっていったらいいのかなと思うんですが、ここ数年、栄養士さんが3人協力いたしまして料理教室を夏冬やったりとか、あと教育委員会のこの間は朝ごはんをつくろうというのをやりました。それすごくいいことだなと思うんです。

ただ、そこに来る子というのはやっぱり限られちゃうので、10人とか何人と限られちゃう。そこに来る子というのは、どちらかといえば熱心に食育を自分でしているから来るんだと思うんですが、できれば本当に全児童を対象にした食育を何らかの形で進める形でやってほしいなと思っています。

それと、私は基本的に食べる、寝る、遊ぶというのが自分の信念で、まず食べなきゃだめだと、寝なきゃだめだと、遊びなさいと、それが学力につながるんだというのが私の信念なので、やっぱり食べることは本当に一生の出発点としてどういうふうに教育するのかというのも、栄養教諭を配置するしなだけでなく、センター、それから保育所の先生、栄養士さん含めて、ぜひできるところから課題を取り組んでほしいなと思っていますので、その点あれば答弁願います。

○委員長（大内輝夫委員長） 教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 ただいま委員のほうからありましたように、学校のほうも食育の指導に関する計画、これを具体的に先生方も当然対応していますが、外部からの講師等含めて積極的に対応をする。もう一方では、社会教育的な面からも含めて、この食育のあり方について我々については来年度、もう今からスタートしていますが、早寝、早起き、朝ごはん等含めての1つのキャッチフレーズの中にいろいろな仕組みがあるだろうと。今、委員から言われたように、本当にしっかり食べてしっかり寝て、そしてその結果、体力、学力向上につながるだろうと、そんなことを含めて来年度についてはもう少し運動体を広げていきたいというふうに思っていますので、ご理解賜ればなと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） 1つは、町民運動広場の防風林整備事業というのは、これはどういうことをどのようになさるのか、工事請負費で出ていますが、説明を願いたいと

思います。

それから、町民ソフトボール場の整備事業、水が大変たまって問題だというふうに明暗渠をすることになるわけですが、この抜き口はどうなるのか。暗渠をすると水が集まって、その抜き口に問題はないのかどうか。あの周辺というのは、ずっと国道沿いというか、非常に水が集まる場所で、いろいろな話、今までも急激な多い降雨量があれば問題になっているというふうに理解をしているんですが、その抜き口がどうなっているのか、その辺も含めて説明をお願いしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 大塚主査。

○大塚利晃教育委員会事務局主査 ただいまの委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の町民運動広場防風林整備事業でございますが、今年度、来年度2カ年で町民運動広場の今少年野球の球場になっております名称はアローズ球場となっておりますが、その北側のほうに防風林があったんですが、その木がもう年数がたっていて、防風林効果及び風倒の関係もあったものですから、その木を22年度で伐採含めて整備のほうをしてございます。23年度につきましては、ニオイヒバのほう、1メートル程度のものを千鳥で70本ほど植えて防風の効果を図りたいなということで考えてございます。

もう1点の町民ソフトボール場の整備工事の関係なんですけど、既存でボラコンパイプで整備をして、まだ既存で残っている管があるんですが、その管がまだ管としての機能が満たしているものですから、その管に内野部分及び、ひどいライトの側なんですけれども、塩ビ管のほうで暗渠管のほうを埋設いたしまして、それに接続した形で水のほうを抜くような形で工事のほうを進めたいと考えております。

以上でございます。

（「抜き口はどうなんだ、今の部分で」の声）

○大塚利晃教育委員会事務局主査 その管の東側のほうに浸透柵が3つほどありまして、そこに現状水が流れるような構造にはなっているんですけども、実際のところはその管にいかないで水がたまっている状況になってございますので、その管自体のスパンが10メートル間隔で内野部分実は入っていて、その部分で補う形で5メートル間隔で塩ビ管のほうを入れて水処理をして、落とし口は東側のほうにある浸透柵に落ちるような形で作業を進めたいと思っております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） この町有林の伐採は、今年度は成木になったものを切って、



来年は植えかえをすると、簡単にいえばそういうことだというふうに思うんですが、そうした場合の木代金だとか等というのは、これどういう対応になっているのか。工事費用として金額が出ていますのでね、恐らく木が通常の材としては使えないものなのかどうなのか、実際の木をきちんと見ていないものですからわかりませんが、通常であると伐採すれば収入どこかで見ていくというような形も含めて出てくる。この中で見るところ、そういうものはちょっとないような気がしたものですから、その辺も含めてちょっとご説明をお願いします。

○委員長（大内輝夫委員長） 次長。

○綿貫光義教育委員会教育次長 運動広場の防風林の整備のほうですけども、22年度にその伐採は終わっているんですよ。工事費の中に木の代金も含めて、相殺して22年度では当初予定したよりも木の代金がありましたので、執行残という形で減額補正させていただきました。23年度については、その部分に新たに植林をするという工事費と苗木代を含めた金額でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、182ページから183ページに入ります。

ありますか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、公債費は184ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、予備費は185ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、給与費明細書は187ページから194ページに入ります。

質疑ありますか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、債務負担行為調書は195ページから197ページに入ります。

質疑ありますか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、地方債の現在高調書は198ページに入ります。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、事項別明細書の歳入は11ページからページごとに行

います。

11ページに入りますので、質疑を行います。

4番、堂畑委員。

○4番（堂畑義雄委員） ちょっと歳入で1点だけお聞きしたいと思うんですが、町税の固定資産税が前年対比で1,300万ほど増えてますですが、これについてお伺いしたいんですが、例えば新たな課税客体ができたとか、評価がえはなかったと思うんですけども、例えば賃貸マンション補助事業でどんどんできておりますので、そういう客体が増えたとか、何か原因があるだろうと思うんですけども。

○委員長（大内輝夫委員長） 馬場課長。

○馬場久男町民課長 お答えいたします。

特に、そういった客体が増えたということではなくて、例年この町民税、それから固定資産税の特に償却資産の部分の変動が大きいということで、安全率も考慮して確実に収納される金額で調定してきたわけなんですけど、先般の今回の議会の初日に22年度の補正をさせていただきましたが、町民税、それから固定資産税も3,000万円以上の増額補正ということでさせていただきました。その辺を考慮しまして、23年度については若干安全率も考慮して増額して計上させていただきましたので、これでも確実に収納はされるということで考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、12ページから13ページに入ります。

質疑ありますか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に14ページから15ページへ入ります。

質疑ないですね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、16ページから17ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、18ページから19ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） ないので、次に20ページから21ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、22ページから23ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） それでは、次に24ページから25ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） ないですので、次に26ページから27ページへ入ります。

3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 基金繰入金で財政調整基金が1,000万繰り入れて今回予算組んでいますが、この当初予算資料の中の基金現在高の推移の22年度の見込みというのは、これ当初予算ということですので、多分1月補正ということで載っていますので、この基金の見込み額ですか、どこで聞いたらいいかわからないものですから、その見込み額については例えば今回22年度補正で約5億円、公共整備基金積んだというのは、この22年度の見込みには入っていないというふうに考えていいのかどうか質問いたします。

それと、1,000万基金繰り入れたんですが、もうちょっと基金を繰り入れていろいろな財源等を使うべきではなかったのかなと思ひまして、この財政調整基金の繰り入れについて、もうちょっと増やせないのかということで質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 青木主査。

○青木弘彦企画財政課主査 お答えいたします。

まず、当初予算資料の17ページの表の基金現在高の推移についてですけれども、こちらにつきましてはおっしゃるとおり1月補正後の数値を記入しております。ですので、公共施設整備基金には先般の3月補正の分の4億9,000万は入っておりません。

次に、財政調整基金の繰り入れについてですけれども、こちらにつきましては例年一般財源の不足分ということで財源不足分を繰り入れているところでありまして、今年度につきましては財源不足に、交付税等も多く入っているということでございますので、財源不足調整分としましては1,000万ということにしております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、28ページから29ページに入ります。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） ないですので、次に30ページから31ページに入ります。

ないですね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、32ページから33ページに入ります。

ないですね。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 次に、事項別明細書の総括表は9ページから10ページに入ります。

ないですね。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 次に、一般会計予算書の1ページから8ページまで質疑ありますか。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 次に、議案第23号平成23年度上土幌町国民健康保険特別会計予算は199ページから236ページを一括して質疑を行います。

3番、山本委員。

○3番(山本和子委員) すみません、皆さんお疲れのところ。

国民健康保険の特定健康診査について質問いたします。

この前にもらいました資料の中では、22年度の目標が50%となっていますが、22年度どれくらい達成できたのかと。

それから、23年度60となっても、これはかなり厳しい数字なんです、この見込みについて、さらにさらに受診率高めていかなければいけないと思うので、その点についてどのように検討されているのか質問いたします。

それと、もう1点、財政的な状況なんです、21年度末の基金は50数万でちょっと厳しかったんですが、22年度見込みですので2,000万ほどというふうになっていますが、あと恵愛会病院の療養型の関係で組み替えましたので、多少財源的には余裕ができるのか、厳しいことには変わりはないと思うので、その辺について財政状況について質問いたします。

○委員長(大内輝夫委員長) 森本主査。

○森本宏典保健福祉課主査 まず、1点目の特定健診の関係でございますけれども、22年度の特定健診の実施率というのは、最終的な数値というのは年度を通して加入されていた方のうち何人の方が受けられていたかということで計算しますので、今の段階で年度を通して何人が対象になっているか、いわゆる分母の部分が確定しておりませんので、何%ということでの答弁はちょっとできないということをご了解いただきたいと思います。

ちなみに、2月末時点での受診者というのが538人となっております、前年度の同期と同程度の受診者数となっております。目標値は50%ということで計画目標立ててお

りますけれども、ちょっと50%にはいかないのかなというのが今現在の感触でございます。

それで、受診率向上させていくことは当然必要なんですけれども、今までやってきた取り組みに加えまして、受診できる委託先の医療機関等が増やせないかとか、あとは町内の事業所で職場健診を受けられている方がいますので、個々加入者が受けれる場合はその職場から健診のデータをもらえないかとか、そういうこともちょっと考えながら取り組んでいきたいなということは思っております。

それから、財政状況なんですけれども、財政状況はもう非常に非常に厳しいです。平成22年度の補正予算、先日提案してご可決いただきましたけれども、補正予算でも基金残高をほとんど繰り入れるという予算を提案しまして可決していただきましたけれども、それによりますと崩した場合には今年度末はほとんどなくなると、端数ぐらい残る程度で基金の残高はほぼなくなるということでございますので、財政的な余裕があるということではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（大内輝夫委員長）** 以上で議案第23号平成23年度上土幌町国民健康保険特別会計予算の質疑を終わります。

次に、議案第25号平成23年度上土幌町後期高齢者医療特別会計予算は、255ページから272ページを一括して質疑を行います。

3番、山本委員。

**○3番（山本和子委員）** この予算につきまして、この町でどうのこうのという何か難しい問題なんですけど、262ページの後期高齢者医療システムの改修業務で171万ほど見えますが、これはどういう改修になるのか質問いたします。

**○委員長（大内輝夫委員長）** 森本主査。

**○森本宏典保健福祉課主査** ただいまのご質問でございますけれども、後期高齢者医療システムの改修業務でございますけれども、これにつきましては住民基本台帳法が平成21年7月に改正されまして公布されております。公布の日から3年以内に施行ということで、平成24年7月までに改正住民基本台帳法が施行されることになっております。この法律の中身というのは、外国人住民を住基法の登録ができるようにするというところでございますので、それが改正されますと今現在、後期高齢者の広域連合と私どものいわゆる市町村との間でオンラインの端末結んでおりますし、あと市町村ごとに住民基本台帳のデータを引っ張って活用しているMCLという機械なんですけれども、その機械を使って作業をしております。法律の改正によりまして、扱うデータというものも増えてき

ますし、システムの改修が必要だということでございますので、その法律の改正に合わせてシステムを改修するという経費でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） これはシステム上仕方がないと思うんですが、何かするたびにもうシステム改修しなきゃいけないんで、ちょっと無駄なことかなと思いながら質問させてもらいました。

それと、もう1点なんですが、短期保険証1名発行しているかと思うんですが、それについてはきちんと保険証を届けながら医療を受けれるような体制になっているのか確認いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 森本主査。

○森本宏典保健福祉課主査 後期高齢者医療の短期保険証については、現在発行されている方はございません。

○委員長（大内輝夫委員長） 以上で議案第25号平成23年度上土幌町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

次に、議案第27号平成23年度上土幌町介護保険特別会計予算は、299ページから324ページを一括して質疑を行います。

3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 介護予防事業の22年度の人数等について説明をお願いいたします。

それと、これも財政状況なんですが、平成21年度は8,500万ほどあったんですが、22年度の見込み、23年度の見込み見たらがたがたっと減っているものですから、その財政状況についての、また厳しいという答弁になるかと思うんですが、その点について質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 佐藤主幹。

○佐藤桂二保健福祉課主幹 それでは、私のほうから介護予防事業の人数についてお答えのほうをさせていただきます。

今年度、介護予防教室につきましては転倒骨折予防教室並びに閉じこもり認知症予防教室という形で、転倒骨折は14名、閉じこもり認知症予防教室は11名ということで計25名の方が特定高齢者把握事業の中での介護予防教室への参加者という形になっておりまして、昨年度要支援者を除きますと19人であったのが25名ですので、6名ほど増加という形で現在教室のほうを行った状況でございます。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 木下主査。

○木下由季子保健福祉課主査 介護保険の会計のほうの財政状況につきまして、私のほうからご報告をさせていただきたいと思います。

今現在、すみません、確定している数字のほうがちよっとなかなか出ていないものから、平成21年度決算施策ということでご報告をさせていただきました歳出額が3億8,270万6,000円、そして昨日の平成22年度の補正予算のほうでご報告をさせていただきました支出見込みという形になるかと思いますが、4億5,449万8,000円、平成23年度につきましては予算書の299ページ、ご参照いただきたいと思います、5億超えという形の一応予算書になっております。

介護保険のほうの介護保険会計の準備基金のほうですけれども、こちらのほうにつきましても21年度の3月、22年3月31日現在という形ですが、8,599万5,613円という形の金額になっておりますが、平成22年度の給付費のほうになりますけれども、こちらのほうも訪問介護、ショートステイ、あと認知症のグループホームの関係の在宅系のサービスの伸びと、あと施設系のサービスでも療養病床等の伸びがありますので、歳出のほうの金額につきましてもかなりの伸びがあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大内輝夫委員長） 以上で議案第27号平成23年度上土幌町介護保険特別会計予算の質疑を終わります。

次に、議案第24号平成23年度上土幌町水道事業特別会計予算は、237ページから254ページを一括して質疑を行います。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 以上で議案第24号平成23年度上土幌町水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、議案第26号平成23年度上土幌町公共下水道事業特別会計予算は、273ページから297ページを一括して質疑を行います。

ありませんね。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 以上で議案第26号平成23年度上土幌町公共下水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

これをもって本日の会議は終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて終了いたします。

次回の委員会は、明日3月11日金曜日、午前10時でありますので、ご承知願います。

本日はこれにて終了といたします。

(午後 4時58分)



上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算審査特別委員会  
委員長

署名委員

署名委員

3 月 11 日

平成23年 3月 第2回 上士幌町議会 予算審査特別委員会 会議録

招集年月日	平成 23 年 3 月 11 日								
招集の場所	上 士 幌 町 議 会 議 場								
開会・閉会 日時及び宣告	開会	平成23年 3月11日 午前10時00分					委員長	大内輝夫	
	閉会	平成23年 3月11日 午前11時37分					委員長	大内輝夫	
応(不応)招委員並びに 出席及び欠席委員  出席 10名 欠席 一名 欠員 一名  ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退		氏 名	出欠 の別		氏 名	出欠 の別		氏 名	出欠 の別
	委員長	大内輝夫	○	委員	伊東久子	○			
	副委員長	山本和子	○	委員	中島卓蔵	○			
	委員	佐々木 守	○	委員	渡部信一	○			
	委員	杉山幸昭	○	委員	角田久和	○			
	委員	堂畑義雄	○						
	委員	山本裕吾	○						
会議録署名委員	2番 杉山幸昭 委員				3番 山本和子 委員				
委員会に職務のため 出席した者の職氏名	議会事務局長	河村義憲			議会事務局主査	櫻井淳史			
委員会条例第19条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町 長	竹中 貢			建設課長	高橋 智			
	副 町 長	千葉 与四郎			ナイトイ高原牧場長	松岡 秀行			
	会 計 管 理 者	馬場 久男			教育委員会教育長	江戸波 明			
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教育委員会教育次長	綿 貫 光 義			
	企 画 財 政 課 長	野 中 美 尾			農業委員会事務局長	斉 藤 明 宏			
	町 民 課 長	(会計管理者兼務)			代表監査委員	須 田 吉 一			
	保 健 福 祉 課 長	柚 原 幸 二							
	保 育 課 長	山 口 準 二 郎							
	農 林 課 長	近 野 達 夫							
商 工 観 光 課 長	早 坂 清 光								

(午前10時00分)

○河村義憲議会議務局長 それでは、ただいまより第2回予算審査特別委員会を開会いたします。

○委員長(大内輝夫委員長) それでは、ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに、本日の本委員会傍聴の取り扱いについてご協議いたします。

お諮りいたします。

委員会条例第17の規定により、本日の委員会傍聴の申し出がある場合は、これを許可することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) ご異議なしと認めます。

よって、本日の委員会傍聴の申し出がある場合は、これを許可することといたします。これより議事に入ります。

本特別委員会に平成23年3月8日に付託されております議案第22号から議案第27号までの平成23年度一般会計予算及び5特別会計予算の6案を一括して議題といたします。

昨日の委員会に引き続き、質疑を行います。

各会計ごとの予算に対する質疑が終了いたしましたので、これより町理事者に対する総括質疑を行います。

ありますか。

3番、山本和子委員。

○3番(山本和子委員) 一般会計に対して大きく2点総括質疑をいたします。

1点目は、全体的な財政の予算の組み方についての問題です。基金の問題とそれを具体的に予算化できないかという問題について、質問したいと思います。

基金の状況、平成16年に自立するということを決めて、17年から自立のシミュレーションも通じて、いろいろやってきてまして、その中で17、18、19と基金が増え続けまして、その後について、私も指摘もしたんですが、1回崩しまして、その後20年に1回下がりましたが、その後20年、21年、22年とまた基金が増えています。それで、私は20年との比較でいろいろ調べてみたんですが、20年のいわゆる財政調整基金と公共整備基金とあとつけ加えて、備荒資金の超過分を合わせた金額で私が計算した資料ですので、これが、数字が間違っているかもしれませんが、その合計がいわゆる比較的自由といいですか、予算化できる財源かなと思って計算いたしました。

その中で、平成20年は財政調整基金と公共整備基金と備荒資金の超過納付金を合計し

ますと約21億7,800万円と、平成21年が24億6,100万円と、22年度は決算が終わってませんので、この間の補正の公共整備基金を足した金額で合計してみたんですが、30億8,900万円以上と言わせてもらいますが、それで20年と比較しますと、この合計では約8億7,000万円ほど20年と22年の決算見込みなんですが、約9億円増えたんではないかということまで指摘したいと思います。その点について。

あと、もう1点は、備荒資金の関係で、私もこの関係、全然ほかの他町村の状況がわからなかったもんですから、資料を得ることができまして、いろいろ調べてみましたら、大体普通納付金が1億円前後ですが、超過納付金についてはゼロのところもありまして、本当にさまざまなんですけど、上土幌町は比較的多くて管内では2番目に超過納付金が多いというのがわかりました。これは、いろいろ利率が高くて預けたら財産運用ができるということも前回聞きましたが、その状況を踏まえまして、今大変なときに、例えばの話ですが、今回、平成23年度、1,000万円財政調整基金を崩しましたら、例えば、もう1億円崩した場合にいろんな予算化できる、特に、そんな何千万とかじゃなくて、本当に困ってる方の問題とか、数十万あればできる問題もあります。そういうことについて、きめ細かな予算化をできなかったのかという点について、まず質問いたします。

それから、2点目は、従来平和の問題について質問させてもらってるんですが、防衛大綱がときどき見直しされますが、昨年12月に閣議決定されまして、防衛大綱が見直しをされました。その中身は自衛隊とアメリカが一緒になって、今度は中国とか、アジアに対して、防波堤といいますか、それを組むという中身になっております。その点について、今、普天間基地問題等も揺れておりますが、なかなかきちんと自衛隊が日本のことを守るとか、そういうんじゃないかと、どんどんアメリカの片棒担ぎといいますか、言葉が悪いですけど、そういう形で出ていくように変わってきているんじゃないかと、そういう点について、どのようにお考えが質問いたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 副町長。

○千葉与四郎副町長 基金、備荒資金の関係についてご質問がございました。若干ご説明申し上げたいと思いますけれども、本町の基金の状況につきましても、一時は三位一体改革という中で、特に、地方交付税の減額ということがございました。そういう中では、基金の繰り入れということが大きく生じてまいりまして、一時は基金は減少傾向にあったわけがございます。そういう中で、ご承知のとおり、自立のシミュレーションというものを策定をいたしまして、このシミュレーションに基づく歳出の大幅な削減を行ってきておりますし、そういう中で、この基金の繰り入れというものを最小限にするということに努めてきたところでございます。

今日的には、予算提案の際にもご説明を申し上げましたとおりでありますけれども、いわゆる政権交代等の政治的な変化もございました。そういう中で交付税の緩やかでありますけれども、増加傾向にあるということもございます。

また、あわせて、この景気低迷の中で景気対策ということもあって、臨時交付金もございまして、そういった収入もありますことから、平成21年度においては予定をしておいた基金の繰り入れも行わないことになったという状況でございます。そういった中で、結果として、委員からお話があったとおり、基金の総額は大きく減少させることなく推移をしてきているという状況でございます。先般の補正予算の中でご提案をさせていただいたとおりでありますけれども、平成22年度の年度末補正といたしましては、公共施設整備基金の積立金として、約4億8,700万ほど計上させていただいたところでございます。

また、備荒資金でありますけれども、近年では平成17年度に2億7,000万、あるいは平成21年度に1億6,000万をそれぞれ追加納付をいたしております。平成21年度末の納付額の合計は、約8億6,000万円ほどになっている状況でございます。

しかしながら、ご承知のとおり、国の財政状況も大変厳しい、いわゆる悪化の一途をたどっているというような状況でございますし、今後も景気回復による税収の増加が見込めないという状況を考えますと、この近年のような状況が今後とも続くということは非常に厳しいだろうというふうに考えております。

あわせて、先般ご報告させていただきましたけれども、国勢調査の中では最小限に食いとめることはできたといいいながらも、人口減ということもございますから、当然、地方交付税の額にもそういったことが影響してくるということも間違いない事実でございます。そういう意味では、まさに中長期的な視点での財政運営を考えなければなりませんし、現在、策定中の第5期の総合計画の中におきましても、とりわけ老朽化をしている各種公共施設の改修、改築がいわゆる目白押しであるということを考えますと、現在の基金並びにこの備荒資金の状況というのは、これから予想されます厳しい財政運営のもとでは、これからまちづくりを進める上では、欠かすことのできない重要な資金であるというふうに考えているところでございます。そういう意味では、決して、今、この状況が財政的に余裕があって、運営をできるということではありませんから、まさに、短期的な視点ではなくて中長期的な視点に立って、この財政運営をしていかなければならないというふうに考えておりますので、その点、ご理解をいただければというふうに思います。

それと、平和の問題について若干お話がございました。

世界各地で今なお悲惨な戦争が続いているところもございますし、最近では中東における情勢などを見ますと、平和を求める気持ちというのは、世界共通のものではないかというふうに考えております。今日的に、自衛隊の果たす役割というのは、いわゆる国防という役割とともに、ご承知のとおり、災害時などにおける救助あるいは復旧作業などがありまして、非常に多岐にわたっているのではないかとこのように考えております。本町におきましても、これまでにいろいろな面で自衛隊にご協力いただいております、イベント時への協力もございました。あるいは災害対応なども行っていただいているところでございます。そういう意味では、この自衛隊が実際に長年にわたり存在をし、また、その役割を果たしてきているということも、事実でございます。

この自衛隊の是非について、この場で論ずることはならないと思っておりますし、そういう意味では、日ごろ委員からご指摘もございますけれども、自衛隊の募集業務等も行ってございますけれども、こういった事務事業についても、これまでどおり本町としては、継続してまいりたいなど、そんなように考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（大内輝夫委員長）** 3番、山本委員。

**○3番（山本和子委員）** 昨日の質疑の中でも、会計は別なんです、片や国保会計は本当に底をついて、厳しい厳しいというふうに答弁がありました。介護保険もこれから多分厳しいと思います。同じ町政を預かるわけですから、あと、今、本当に失業とか何とかでいろいろいつ何どき倒産する、いつ何どき失業するかもしれないという方が、本当に明日がわからない、今はいいけれども、明日がわからないという状況の中で、そのときに一時的でも数万、十数万というお金を組めるようないろんな形の政策がないといけないんじゃないかと、ずっとどうのこうのという見通し立っていませんけれども、最小限つなぎとしても、今、困ってる人を助けるような予算化をするに、そんな何億も必要ないと思うんです。その点の予算化がこれから私はずひしてほしいなと思って、今、質問させてもらっているんです。これは、また一般質問にも予定してますので、答弁があればお願いいたします。

**○委員長（大内輝夫委員長）** 副町長。

**○千葉与四郎副町長** ご指摘の部分は理解できるわけでありまして、いずれにしても、先ほど申し上げたとおり、この中長期の視点ということが非常に重要でありますから、もちろん短期的な視点というのは、もちろん持たなければならぬわけでありまして、とりわけ町民のニーズあるいはご要望、あるいは町民の生活を踏まえた必要なそういった政策、施策については、今後とも十分情報を私どもとしても、集めな

ければなりませんし、いろいろなご意見、ご指摘、ご要望をいただきながら、そのたびにその辺の財政運営も含めて、十分考えながら判断をして施策を進めてまいりたいと、そんなように考えております。

以上でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 町長。

○竹中 貢町長 今にも倒産しそうな人がいて、10万お金があれば助けることができると、そういった事実だとか、あるいはそういうような状況があれば、これまでも何回も委員会だとか、いろんな場面で議論をし、政策をつくる場面があったと、そのように思っております。そういう意味では、この10万円を惜しんで町が基金を積んでるなんていうことは、そんなことは一切ないと。町民のための税金の使い方でありますから、ですから、そういったことは議員活動の中で、日ごろの活動の中で十分やっておいてくれれば、幾らでも、本当に困ったところには手当はできるだろうと、そんなふうに思っています。これまでも、補正の関係もきめ細かなそういった補正もあったわけでありから、いろいろな場面で議員の意見を言う場面があったらと思うし、それらに私どもが耳を傾けないということは一切ないと、そのように思っておりますから、ぜひそういったことがあれば、公の場で議論を闘わさせていただければとそう思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） 総括ということで、1問ご質問させてもらいたいと思いますが、私の記憶では、数年前までたしか町税直接税が6億3,000万ぐらいあったんじゃないかと、こう記憶しているわけございまして、今回のこの予算に対して、5億9,000万ぐらいと、非常にこの数値を見ても、本町の経済状況が非常に反映されていると申しますか、そういう状況であるということは、私は今さら言うまでもないことだと思います。

今回のこの全般的な予算に当たって、まずは、イムノリゾートの上士幌推進事業、そして移住定住2地域、あるいは担い手含めて820万ほど、上士幌高校の振興会に対する助成が2,800万。それで、冒頭に申し上げたように経済がこういうような状況ございまして、国も皆さんご承知のとおり状況でありまして、混沌とした状況で、それでも精いっぱい私も頑張って、皆さんとともに頑張ってるわけございまして。

この当初予算の説明にも書いてあるように、元気まちそしてまた協働のまちづくりということで、町長がご提唱されてきておられるわけですが、この上士幌の活性化、あるいは人口増に対するこの企画と申しますか、策と、それと、先ほど山本委員からもお話があったような国保だとか、あるいは介護会計が非常に窮屈な状況になっていると、こういう身につまされた町民のこの生活に密着した部分の予算の配分と。



さらにまた、先ほど話が出ておりましたけれども、社会基盤整備が急を要している部分があると。今般のこの水道の7,900万、そして生涯学習センターの耐震の問題、消防施設の救急医療体制を含んだ救急医療室のそういう衛生管理室もない状況でございますし、保育所に至っては、お楽しみ会もできないような状況であります。そういった中で、他町村と比べてはどうかといたら、これはご無礼になるかもしれませんが、まあ隣町土幌、私、昨日、足寄町の役場も行ってまいりましたけれども、既に牧場も民営化され、いろんな部分で今回もウッドバレーの話もありました。

さらにまた、このファイリングシステムという行政の内部の効率化のことも昨日聞いてまいりました。そういった中で、いろんなことがやはりうちのこの行政には必要、生活には必要な部分でないかと、こんなふうに思っております。今回の予算の執行に当たって、この辺の配分の基本的姿勢は、執行方針で述べられておりますけれども、いま一度こういう細分化した中でのご質問をして、ご答弁いただきたいと思っております。

○委員長（大内輝夫委員長） 町長。

○竹中 貢町長 非常に難しい答弁だなと思っておりますけれども、町、町政を運営するという、あるいは具体的に予算を持って執行するという意味では、今、抱えている課題に対してどういうふうにして手立てを講じるか。そしてまた、中長期の課題も見据えていかなければならんということがあります。町民の要望、ニーズもあります。それから、行政的に必要だという、そういった政策課題もあります。さらには、町長として公約に掲げているそういった方針なり、具体的な施策についての執行ということがありますから、それらをすべて総合的に判断をして、今、特に優先されるところから予算化をしていくということだろうというふうに思っておりますけれども、方針にもありますけれども、その根っこにあるのは健康、環境、観光というこのコンセプトを、これは横断的にすべての部署にわたって、この理念を持って予算化をする、あるいは事業を組んでいくということでありまして、さらに、それを受けてさまざまな農商工連携だとか、あるいは都市と農村の交流、あるいは幼児からお年寄りまでの安心・安全できるような福祉対策だとか、そういったことを総合的に今回の予算の中にも盛りさせていただいているというふうに思っております。

この政策とそれからその成果というのは、なかなか見えるところと見えないところがあって、4年間で答えを出すべきための約束事と、それから幸いといたしますか、気合いを入れて、今回3期目で10年間やっていますから、10年の中で当初課題になっていたところだとか、そういったことについては、幸い継続的に計画的にその事業をかなり事業を進めてきているということでありまして。そういったことについては、そこそこというよ

りも、相当具体的に成果の見えているところもありますし、まだこれからの課題として取り組んでいかなければならない、そんなふうに思います。かなり今のお話、総合的な幅広いお話だったものですから、幅広く答えさせていただきましたけれども、いろいろその根拠となるべきものというのは、今、お話しさせていただいたように町の総合計画もそうでありますけれども、それらいろんなことを含めて、その具体化に向けて事業をし、実施をしているということでございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 6番、山本委員。

○6番（山本裕吾委員） ちょっと幅広くて、町長も答えづらかったんだと、恐縮に思っていますが、冒頭に申し上げたように、やはりこの町が形成されてきたのが、やはり農業があり、林業があり、それに必要に応じて、各産業が出てきたということで、何と云っても、経済基盤、町民皆さんの生活の基盤があつてこそその必要な中での行政のありようであると、私はこう思っております。そういった意味で、細部にわたって、今回も予算、経済の農業基盤整備も基本とした他方面での予算の配分がなされているかと思えますけれども、決して上土幌振興会とか、イムノリゾートが私は悪いと申してるわけではございません。やはりこういった中で、先ほど申し上げた国保会計とか、介護会計、何度も申し上げますけれども、身につまされるこの上土幌での町民の皆さんとのこの協働の生活というものを基軸にどうぞひとつ今年度も、23年度も、皆さんとこの協働という話においてお進めいただきたいと思えますけれども、いま一度、力強いご答弁をいただきまして、質問を終わりたいと思えます。

○委員長（大内輝夫委員長） 町長。

○竹中 貢町長 一般会計と5つの特別会計がございますけれども、それぞれ個別に会計が組まれておりますけれども、全体としては、町1つの中のそれぞれの会計でありますから、それぞれ目的を持って、事業を進めていってまいりますので、町民の生活やそれから経済に問題のかからないようなそういった具体的な政策とそれのための実行を進めていく必要があるだろうというふうに思います。

いずれにしろ、最後にお話がありましたけれども、協働という言葉が出ておりました。まさに、最近はそのではありませんけれども、本当に従来は行政が中心になって予算を投じて物事をやってきたという時代が長く続いてましたけれども、そういったことでは、まちづくりはできないということで、住民ができることは住民にお願いし、そして、また行政ができることは行政で自治体がする。あるいは足りなければ道や国という、そのほかの原則ということと、それからお互いに役割分担ですね、協働ということ。最近では、昨日議員の中に質問がありましたけれども、新たな公共という概念が出てきており

ます。これは、その前は新たな公というふうには言っていたんですけれども、やっぱり非常にコミュニティーも難しくなってきた、一方では行政だけではできないということですから、町民のさまざまな団体活動だとか、あるいはNPOだとか、そういったところもそれぞれの役割を發揮していただいて、元気なまちをつくっていくという考え方があります。そのように足らざるところは人の力もかりながら、まちづくりをしていくということが肝要なことだろうと、そんなふうには思っております。

そんなようなことで、それぞれの立場でまたまちづくりにお力添えをいただければなと、そんなふうには思います。よろしく申し上げます。

○委員長（大内輝夫委員長） ほかに。

1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） まず、総括質疑ということで、高校振興会に関する部分で質問させていただきたいというふうに思います。

昨日も、質疑の中にあつたわけでありましてけれども、町民の中には、町外の生徒に対して一定の補助をすることがどうなのかという疑念の声もないとは思いません。そういう話を聞きます。ただ、多くの方は非常によく頑張ってるなという高い評価をしているというのも事実だというふうに思います。そこで、お伺いをしたいと思いますが、今回、この振興会に対する補助金については2,890万、3,000万弱でありますけれども、ほかの町村は一体同じような振興施策をとっているけれども、どのぐらいかけて、その成果はどうであったのか、一つはこういうことを見なきゃいけないということと、もう一つは、これは、本町における高校が存続できるかどうかというのは、一つは教育施設としての重要性、そういうものを教育の質を大きく落とす、仮に高校がなくなるというような廃校等になるというような状況になればそうなる、さらには、1学級下でも教育効果という側面では大きな違いが出るのではないかと。それは、小学校の統廃合のときの議論を見れば明らかだというふうに思うわけでありまして。

そこで、もう一つは、そういう教育的側面だけではなくて、1学級になる、さらには高校が存続し得ないとなれば、上土幌の全体経済の中での影響も非常に大きいものがあるというふうに理解をするところであります。そういった疑念が一部の町民の中にあるとすればそういうことをもう少しきちっと説明する必要があるだろうというふうに考えます。私は今回の教育委員会を中心とし、さらには振興会の皆さん、さらには高校そのものの教員の皆さんの努力というのが大きな成果を生んだというふうに高い評価をしているわけでありましてけれども、そういう評価ではない部分も町民の中にあるとすれば、そういったものをきちっと説明をしていくという必要性があるだろうと。一番わかるの

は、ほかの町村はどうだったのかというのが、一番理解がしやすいのではないかと思いますので、この際、他の町村の状況を踏まえていれば、ぜひお聞きをしたいというふうに思います。

次に、今、山本議員から、財政の話がいろいろありました。財政については、私も非常に興味を持っていますし、幾ら政策的な展開を言っても、財政的な裏打ちがなければ行政というのは進めることができないのはご存じのとおりであります。上士幌の全体的な財政状況を私なりに評価をすれば非常に良好である、この厳しい国家財政状況の中では、適正に進められているというふうに思っているわけであります。

ただ、非常に気になることがありました。議員の中に備荒資金について、町の埋蔵金だというような言い方をしている人がいるやに伺っております。そういう言い方をするとすぐ町民は隠し金が行政にあるのかと、こういう話になります。埋蔵金という言い方を言いかえれば、埋蔵金というのはどういうふうに考えればいいのかというふうに言えば、埋め隠すことだというふうに辞書には載っていました。

私自身の見解は、備荒資金は一部事務組合の災害対策を基本とした資金運用組合、その一部事務組合という性格からして、非常に見えにくいという側面は、確かにあるかもしれませんが、これは条例に基づいて決算時にはきちっと報告をされていますし、行政としては予算時にも、今回の予算時にも相談ありますけれども、その動きについては、基金とともにその備荒資金については公表している。公表するのは当然ですから、ただ、そういったことで誤解を招くような状況があるのであれば、この際、備荒資金の性格というものについて、もう少し、議員の皆さんは十分熟知はしているんだろうと思うんですが、町民の皆さんには、少しお話しというか、そういう解説を財政運営というのは、ちょうど当初予算時期でありますから、こういったときに少ししておく必要があるのではないかなというふうに思うところあります。

そういったことをして、一つは財政運営にどういう基金と地方債、借金と言われる部分、それと特別会計を含めた総会計の総額のあり方というか、予算総額の考え方、当然この中には経常経費、よく3割自治という話がありますから、経常経費と政策的経費というふうに分けられるんだというふうに思うんですが、そういった部分の比率も含めて、私の私見を申し上げれば、政策予算、つまり今の国家財政、もうすぐ1,000兆円にも及ぶ国債を持つ、借金を持つ国であります。金融格付けランクについても、民有金融機関でありますけれども、最近下げに転じました。そういうことを含めると、今のところ、政権交代等政治の不安定さから、地方交付税等を含む財源については、一定の配慮がなされてきていますが、将来的にはまた合併論議があったように厳しい地方財政を想定し

なきやならない、そういった非常に先行きが不透明な時代に入っているのではないかと  
いうふうに理解をするところでもあります。

そういった中で、基金を含める、一般家庭における預貯金に当たる部分については、  
最低政策予算の5年分程度は持っていないと、例えば、2割落ちただけで今年の経常経  
費がどのぐらいか、計算方法もいろいろあって何%とはっきり出るわけではないという  
ふうに思いますけれども、3割自治ということになれば、3割ぐらいは地方交付税等財  
源が減額をしてでも対応できるような体力を持っていないなければならないというのが私の  
基本的な見解です。そういう部分で言えば、かろうじて、そういった数値内にあるのか  
なというふうに考えるところでもありますけれども、そういうことを含めて、行政側、理  
事者は予算執行に当たり、あるいは予算編成に当たって、その辺の配慮はどのようにな  
されているのかも含めて、この際、答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 教育長。

○江戸波 明教育長 佐々木委員からの1点目の上士幌高校振興会に対する支援のあり方  
等含めて、また、町民等の理解、このことかなというふうに課題は押さえたところであ  
りますが、我々についても、今、上士幌高等学校を考えた場合、1間口での学校体制、  
それから、2間口の学校体制においても、一番大きな課題は教職員の確保、数の問題と  
いう形で、2間口の場合は15名を確保できますが、1間口になると9名という形で大き  
く激減します。9名になると各教科に対応するだけの人材、もしくは生徒指導、それか  
ら部活動、こんなことについて非常に1間口の体制というのは苦慮するなという認識を  
我々もしておりますし、道内でも1間口の学校は結構ありますが、将来については非常  
に厳しい環境になってくるなというふうに予測しているところでもあります。

そんなことを含めて、本町の子供たちだけでは将来すべて本当に入ったとしても、う  
ちの町平均が40人を切るような形で、今、推移されているところでもありますから、非常  
に学校を維持していくという部分については厳しいなと、そんなことで振興会、平成5  
年に検討し、6年から具体的な動きをした中では、何とか2間口を守っていきたい、そ  
んなことを含めて、町外の子供たち、本町の高校の理解を得ながら、少しでも来ていた  
だきたいなと、そんなことで、今日までいろんな意味で支援を対応してきたと思ってま  
す。

そんな中で、とりわけ昨年度厳しかった状況、今年度の4月においては厳しい状況を  
我々認知しながら、本当に今、財政問題も委員からお話しされたところでもあります  
が、厳しい財政問題の中で、少しでも本当に町民の原資を活用して、ほかの町の子供たちに  
支援するという点についても、我々としては苦慮しながらではありますが、まず一つは

しっかりとした高等教育の場を確保していきたい、そこから生じる地域の担い手の問題、こんなことも含めて、やはり対応していかなきゃならない。

ただ、上士幌高等学校の置かれている立場、管内で言えば、本当に数校、同じような環境の町もございます。近くで言えば、新得、足寄、上士幌、それから大樹等含めて、非常に中心部の学校と比べたり、また、教育行政をやってる町村と比べても非常にこの高校問題厳しくとらまえながら、対応させてもらってるなというふうに感じておりますので、何らかの支援をしながら、子供を2間口何とか守っていく、学校教育の少しでも安定した環境をつくっていききたいなど、そんなことはひとつあったと思っています。そんな意味で、一番この部分についても、今、中高一貫教育をやっています鹿追町については、我々の情動的にうちも手元に資料なくて大変申しわけないんですが、ちょっと前の調査の部分の思い起こすと約6,000万を超える高校対策について、対応させてもらっているかなど。

あわせて、新得においては3,000万を超えるたしか数字を持って、新得高校の1間口維持を検討させてもらってますし、大樹においても、本町と同じような予算を対応しながら、本当に対応させてもらっているかなと思ってます。また、足寄についても、若干ちょっと額は低いはずですが、1,000万前後ぐらいの予算等含めて対応させてもらっているかなと思ってます。

そんなことを含めて、何とか3年間、子供たちいろんな環境の子供たちがいるものですから、その子供たちは3年間頑張ってもらいたいなど、そんなことで、我々は支援しているところではありますが、もう一方、本町の子供たち、今年上士幌高校で言えば22名卒業という部分ですが、出口を考えた場合、一つは地元への担い手の一翼を担っていたり、また、本当に大変うれしい話ではありますが、9年間連続で国公立、今年も国立1つ、公立1つという形で、本当に進路等を含めても頑張ってもらっているな、そういうことを含めて、少しずつ管内にも、また、理解を得ながら、この高校のあり方を検討していかなきゃならんと。ただ、本当にしっかり厳しい財政の本当に町民の血税でありますから、これを頭に入れながら、本当に教育環境をしっかり本町の一つのキャラクターとして守っていききたいなど、そういうふうになっているところでもあります。

あわせて、何らかの形で、振興会等の連絡調整しながら、こういう事情、または他町村の事情等含めて、何らかの形でお知らせしなきゃならないかなど、改めて感じましたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（大内輝夫委員長） 副町長。

○千葉与四郎副町長 佐々木委員のご質問ございました。特に、財政の健全化ということ

が非常に重要な視点でのご質問ではないかというふうに考えております。

財政の健全性をはかる指標ということで考えますと、平成19年に制定をされました地方公共団体の財政健全化に関する法律というのがございまして、本町としても平成20年の決算分から議会に対しても、ご報告をさせていただいているところでございます。

この指標につきましては、実質赤字比率、それと連結実質赤字比率、実質公債費比率と将来負担比率の4つの数値に基づく指標でございまして、これによって、財政運営が健全であるか否かということについて、はかる指標になっているというものでございます。本町については、いずれの項目も黒字あるいは比率が算定されないというような状況でありまして、基準あるいはまた基準を大きく下回る結果という状況でございまして、いわゆるそういった法に基づく指標で見ますと、健全な財政運営を行っているということがまず言えるかというふうに思っております。

このほかにいろんな数字がございすけれども、特に、財政の弾力性をあらわす指標であります経常収支比率、先ほどお話しありましたけれども、経常収支比率については、平成21年の決算段階で79%というような状況でございすけれども、これも、一般的には町村の場合75というような数値もございすますが、現実的に、今、この厳しい財政状況の中では、全道的に見ても70%台を維持している市町村はほとんどございせん。全道的に見て、十勝管内では新得、あるいは鹿追が非常に水準的には、数値的には75に近いような状況で維持しておりますけれども、こういう厳しい中では、本町のこの数値もある意味非常に健全な状況で、今、この厳しい中で何とかやっているというのが言えるのではないかというふうに考えているところでございます。

そのほかに、この財政の健全度を判断する数値が幾つかございすので、いずれにしても、それぞれの数値がこの健全度を本町としてはクリアをすることが第一条件であるというふうに思っておりますから、そういう意味でも、先ほど申し上げましたけれども、やはり中長期的な視点に立った財政運営をしっかりとやっていかなければならないなど、そんなふうに考えているところでございます。

また、備荒資金についてのお話もございました。私どももこの備荒資金については、委員おっしゃったとおり、いわゆる町民からわからないような形でしているということではなくて、基本でありますけれども、いろんな資金については、町としても安全かつ有利な運用ということを大前提でございすから、その一つとして、当然一般銀行等にお預けするものもございすし、あるいはこういった一部事務組合の規約に基づく納付金ということになりますけれども、こういう形で毎年配分額がございすけれども、この配分額も一般の定期預金等の利率と比較しますと非常に高い状態でこの数年配分をさ

れていることもございます。

あるいは、備荒資金で言えば超過納付金の分については、いつでも活用できるというようなことでありますから、そういう意味では資金の運用としては、私どももいろいろと方法はあるわけでありましてけれども、非常に安全かつ有利な方法だなということで判断をして、この間、納付をさせていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、委員ご指摘のあったとおり、誤解を受けないような形にするのであれば、やはりこれまでも決算収支報告書等でも数値等明らかにしておりますけれども、町民の方々にそういったもし誤解があるとなれば、そういったことのないように周知のほうについても、今後、十分図ってまいりたいなと、そんなふうに考えているところでございます。

また、その基金等の金額について、政策予算の5年分というようなことも、委員のご判断としてというようなお話もございましたけれども、この辺も基準が実はあるわけはありませんので、何ともこれだというようなことを私も断定できるものはございませんけれども、少なくとも先ほど若干申し上げましたけれども、非常にこれから中長期にわたって公共施設等の大型の改築、改修が目白押しでございますので、そういう意味では、幾らあればいいということは、今、申し上げる数字はありませんけれども、相当程度やはり基金、自己資金を持っていないと、そういった対応ができないだろうというふうに考えております。そういう意味では、いわゆる町民の福祉、これは一定水準以上に確保するということが大前提でありますけれども、そういった中において、いかにまた将来的なそういった大規模な支出に対して対応できるような備えをしておく、これは非常に重要なことでありますから、そういった視点で考えますと、今の本町の状況というのは、そういった面でも、ある意味健全的な状況にあるのかなというふうに考えておりますので、そういった視点で、これからも財政運営を図ってまいりたいなというふうに考えておりますので、そういった視点で、これからも財政運営を図ってまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） まず、高校の支援策についてでありますけれども、私の評価は今年度の予算措置というのは、振興策の中でも町内の在住者に十分配慮した改正をし、一番大きいのは対外的には通学費用の無料化というやつだとか、これはどこにいても、通学費用が発生しないという平準化という側面では、ある意味、当然そういうことをやらなきゃならない施策だというふうに思いますので、反対があるわけじゃありません。



先ほどそういった疑念があるということに対して、どう説明をしていくのかと。私自身は、高い評価を打ちますけれども、説明責任という言葉もありますけれども、そういった説明をきちっとしていくという必要性があるだろうなということで、ただ単に施策を執行するだけではなくて、その内容について説明をしていくというこれは自己評価もした上で、僕は説明をしていっていいんじゃないかというふうに実は思っているんですけども、そういうことが必要ではないかという指摘であります。

次に、財政にかかわる部分ですが、財政をどう見るのか、非常に大きな問題でありますけれども、ただ、備荒資金を埋蔵金だというような感覚、つまり隠している資金だみたいな見方を町民がすると、財政に対する町民の見方が偏向するのではないかなという心配をするんです。そういうことに対する、そういった事実を知ってるかどうかも含めて、そういったことに対する対応をきちっと説明していかなきゃならないというふうに理解をするんですが、その辺について考え方があればこの際お聞きをしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 教育長。

○江戸波 明教育長 振興会の部分について、佐々木委員からありましたように、我々としては、しっかりした評価をしながら、その状況についてしっかりとまたフォーメーションして改善できるもの、また、変えたいと思うものについては、的確に対応するというのが行政の一つのサイクルだというふうに認識しております。

今回、本当に突然の大きな予算にはね返った分で、そういう状況は特に変わってきてる部分の状況というふうにも認識しながら、発展的にこの課題を展開していきたいなど。また、そういう整理の仕方もしっかり町民に向けて対応したいというふうに考えてますので、また、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 副町長。

○千葉与四郎副町長 備荒資金に対する埋蔵金というようなそういった言われ方もしているというお話がございました。少なくとも、先ほど申し上げましたとおり、備荒資金については、これまでの公な形で数字も示しておりますし、そういう意味では、私どもとしては、そういった認識は全くございませんので、先ほど言いましたように、ただ、そういう誤解がもしあるとすれば、それはやはり誤解は解かなきゃならないということになりますので、その方法としては、町の財政運営等を町民に情報提供する際にきちっと基金の状況あるいは備荒資金の内容、そして備荒資金の運用等についても、ある程度わかりやすくそれも含めて町の今財政運営を行っているんだということをしっかりと町民に知らしめるということが第一でありますから、そういったことを通じて、そういった誤解が生まれのないような形にしていくのが行政側の責任ではないかと、そんなように考

えているところでございます。

○委員長（大内輝夫委員長） 1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） この分については、今、答弁いただいたので、大変理解を  
するところでありまして、一つは、これはなかなか適切には数字を出すことができない  
と思うんですが、上土幌高校があるとないとの経済効果、うちの町に与える経済効果、  
これは教育委員会の分野ではなくて、むしろ商工観光であるとか、あるいは企画のどこ  
かで計算をしなければならない部分だと思いますけれども、これは、すぐ出せというつ  
もりではありませんが、そういうことも一つの試算として、町民にこの際、示す必要が  
あるのではないかなというふうに思うところではありますが、その辺について、まずお聞  
きをしたいのと、それから、財政運営については財政の中身について理解を求めていく、  
これは当然必要な話だというふうに思うんですが、そこで、この際ですから、お聞きを  
しておきたいと思いますが、基金も恐らく数多い形で金融機関への預金という形で通常  
は据え置かれているというふうに思います。

今、副町長の答弁にありましたけれども、備荒資金については、備荒資金組合の運用  
の中で、運用利率というか、町にとっては利子に相当する配分金、これが逆算をして利  
息計算をすれば、市中金利よりは相当高いというふうに僕は理解をされていて、それで、  
備荒資金をうまく使っていく。ただ、町内金融機関がある以上、そこにすべてを積んで  
いくなんていうことは、幾ら有利であっても町内の金融機関との関連性からいえばそれ  
も行政の考える程度のいいバランスを持って、その配分をするというのが常識論だとい  
うふうに理解をするんですが、その辺について、最終的な解説を、最後としてお願いを  
したいのと、そういうことも含めて、きちっと町民にもわかりやすく説明をしていくと  
いう必要性があるのではないかなということをお話しをしておきます。

この際、最後ですから、一言話をさせていただきたいと思いますが、平成22年度ある  
意味では最後の議会であり、平成23年度最初の議会ということで、今月の末をもって退  
職される近野農林課長、さらには今一部事務組合に行っておられます米澤所長、さら  
には老月主幹、非常に長い間、行政に携わっていただいて貢献をいただいたことに個人的  
に僕としては感謝を申し上げたいと思いますし、この際、一言いろいろ議会の中でも議  
論をさせていただいた経緯も含めて、お礼を申し上げて、最後の質問にしたいと思いま  
す。

○委員長（大内輝夫委員長） 町長。

○竹中 貢町長 財政の問題についてご議論いただいておりますけれども、最近のこの基  
金の増え方だとか、あるいは地方財政に対する財政の一定の荷重分といいますか、配分

の増加がされたのはちょうど政権が非常に不安定になったときからなんですね。そのときに緊急経済対策だとか、雇用対策だとか、そういった名称で想定外の補正が相当出てきているということが、ここ3年くらいありました。それまでは、合併の後、ずっと交付税が削減されてきたというのが事実であります。この3年間ほどというのは、そういった政治的な背景を含めて想定外の状況で、私どもは今、財政的に少しは基金を繰り入れさせていただいているところでございます。

しかし、一方、このうちの町の財政を見ても、それじゃ本当に裕福なのかと、家計の中でもありますように、借金と収入の関係と見るとまだまだうちはすべての会計を含めると七十数億円の借金があるわけでありまして。そうすると、借金のほうが上回っているということでありまして、それなりのしっかりとした財政運営をしていかなきゃならないと。これを家庭に置きかえて、少し臨時収入があったから、すぐあれもこれもと、そう簡単にはなかなかいかないだろうなというふうに思いますし、未来に対して、私どもも責任を持っていかなきゃならないということでありまして。財政、そこだけでも大事な要素でありますから、まちづくりの中でその辺の短期的なこと、あるいは中長期を含めて、財政運営をしていくということになります。

今回、何か国の財政を見ても、93兆かそのぐらいの予算を組んでおりますけれども、そのいわゆる収入と言われるものは、40兆円前後であります。さらに、国債が43兆円、いわゆる埋蔵金というので残りを補てんするということでありまして、極めてこれは非常事態の予算編成だというふうに言わざるを得ないだろうと思います。

あわせて1,000兆円からのこの国の借金を持っているわけでありまして、先ほどおっしゃったように海外から見れば、この債務がいわゆる国の格付に対しても非常に厳しい見方がされてくる可能性があります。特に、ここ三、四年たったときには、日本の国債が非常に危うくなるんじゃないだろうかといったときに、怖れるのはハイパーインフレのような新興国であったような、そのようなことにならなければいいなというふうに思っております。財政比率は、多分、これからも国のほうでもされていくだろうと思いますし、今のような状況がこれから続くというふうには、決して思ってはまずいことだろうというふうに思いますから、その辺のことを含めまして、お金の有効利用とそれを町民の暮らしと豊かに向けてどう使っていくかということについては、みんなで十分議論しながらやっていく必要があるだろうというふうに思います。

それから、高校の問題であります。まちづくりの視点から、高校を考えたときに、これは、どうしても残さなければならぬ教育機関であると、そのように理解をしておりました。今回も、総合計画を立てるに当たって、いろんなところからの意見を聞いてお

りますけれども、そのときの状況というのは、多分1間口でこのまま推移すると学校閉鎖ということになりかねないという危機感を多くの町民の方々からもらいました。それは、復活できるのはそう簡単なことではないということは、少子化と合わせて北海道教育委員会の方針として、3間口以下については統合、廃校の対象にするという方針を持って学校再編を進めているわけでありますから、2間口いわんや1間口になったときには、これはそういった危機に立たされるということであります。学校があるかないかは、ここに経済、農業があつたり、あるいは商店があつたり、そこに住む人方がいろんな、お互いに福祉の政策があつたりするように、教育もその自治体の中になければならない、絶対必要な要素だと、分野だと、領域だと、そのように思っております。当時、そのときには、なくちゃだめだという大きな声があつたわけでありますけれども、幸いあるいは僕は奇跡的だと思っておりますけれども、この75人というのは、そういうくらい的人数が集まったというふうに思っておりますが、そういったときに、突然、お金の問題だとか、あるいは地元の子供たちがよそに行ってるだとか、そういうことだけではなくて、ここに学校を残すという大テーマのもとで、まずはこの問題について取り組んできたということであります。

最悪の場合は町立であっても残すべき意味を持った、この教育であるという理解をしているところでございます。今回、75名になりました。今、さまざまなそのための政策を打って、遠くから来ていただいておりますけれども、望ましいのはもちろん地元の子供たちが多く入ってそこで学んで、町内外で活躍してもらおうということが望ましいわけでありますけれども、ずっと残念ながらその辺のところは、上士幌高校の置かれた厳しい条件が今まであつたということであります。先ほど教育長からお話しがあつたように、入ってきたときよりも、出ていく子供たちが伸び伸びと大きく成長して、この上士幌高校から巣立っていくという、そういった極めて教育の優れた教育活動をなされているということでありますから、そういったことが続いていければ、きっとまた評価も変わってくるのではないだろうか、そう思いますし、青少年の若者が町の中で闊歩する、あるいはいろんな部活動やあるいは町の活動に参加するということは、町の元気さにもつながることでありますし、高等教育の先生方のそういったいわゆる指導、町の教育の底上げに対する影響力も相当大きいものがあるというふうに思っております。

ぜひ、この75人が安定的に確保できるということになれば、また、そこに新たな経済行為も生まれてくるというふうにも思っております。例えば、学生たちの寮の問題だとか、あるいは部活動によってさらに子供たちが大きく羽ばたいていくだとか、ですから、今回のこの75人がよき伝統となって、持続的に学校が発展していくということになれば、

そのときには、多分、皆さん方から大きな賞賛をいただけるものというふうに思っております。そういう意味で、教育委員会あるいは振興会、さらには学校現場、町も含めてでありますけれども、この資源を大事に育てていって、なおかつ良質ともに大きく育てていく必要があるかなと、そんなふうに思っておりますから、その辺のことについては、議員の皆さん方、いろんな町民との意見の交換をする場があるだろうと思っておりますけれども、ご理解を賜っていただきたいものだなと、そんなことをお願いさせていただきたいと、そのように思います。

○委員長（大内輝夫委員長） 副町長。

○千葉与四郎副町長 委員のほうから、備荒資金の配分金のこともちょっとお話がございました。平成21年分の配分金で申し上げますと、一部事務組合が各市町村からの納付金を運用いたします。その運用した結果、得た益金については、毎年度その納付をしている自治体のほうに配分をするというふうになっておりますけれども、21年度の実績で申し上げますと、普通納付金がいわゆる率で申し上げますと1.2%、超過納付金については0.9%ということでありますから、いわゆる一般銀行での定期預金の利率と比較いたしますと3倍とか4倍というようなことで運用としては、非常に率の高いものになっております。

ただ、委員申し上げたとおり、だからといって、すべてを備荒資金に回すということには当然なりません。これは、日常的な地元の金融機関あるいはJAも含めてですけれども、そういったところの連携、協力も当然必要になってまいりますから、その辺は十分町としても勘案をしながら、その状況を見きわめながら、当然そういった、こういったところに資金を回していくかと、運用するかということについては、そういうことも含めて判断をさせていただいて、これからも運用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大内輝夫委員長） ちょうど1時間になりましたので、ここで、15分間休憩いたします。再開は5分前の予鈴をもってお知らせします。

(午前11時02分)

---

○委員長（大内輝夫委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時13分)

---

○委員長（大内輝夫委員長） 7番、中島委員。

○7番（中島卓蔵委員） 管理費について一つの考え方として質問するんですが、町には公営住宅を含めて、すべていろんな施設がございますが、施設も年々老朽化してきて、改修、整備が非常に費用がかさんでくる現状であると思うんですね。そういう意味からいって、例えば、西団地の公営住宅あたりでも、もうほとんど廃屋化しているところでも、やっぱり現在建っている以上は管理費がかかると思うんですね。そういうところの処分の考え方とか、それから話に聞いている中では、北門とか糠平地区の浄水場の建物も非常に古くなってきていると。壁の劣化とか、雨水も見られると、そういう建物なんかも、現時点で早い時点で改修すれば費用が安くなるという、そういう話も聞いております。

ただ、そういう意味からいって、上士幌町の全町の施設をやっぱり再点検して、整備計画というものをきちっとつくって、できるだけ費用がかからないような予算の計上にしていくのも一つの管理費の削減になるのではないかと私は思うんですが、その点をちょっと。

○委員長（大内輝夫委員長） 副町長。

○千葉与四郎副町長 委員おっしゃるとおりだと思います。現状、行政のほうでも、各施設を管理をしてる、管轄をしている担当課が当然ながら管轄している公共施設の状況等の把握をしているわけでありましてけれども、また、一方では、民間レベルということで、例えば建築二世会の皆さんだとか、建設業協会のほうからもそういった現状を踏まえて、ご提案をいただいているようなこともございますので、総体的に施設の状況については、行政側の視点もちろん、これは当然のことでありましてけれども、民間の視点でもそういったご提案というか、ご指摘をいただいているものもございますので、当然、公共施設のそういった維持、改修については、これも、やはり計画的にやっていかなきゃならないだろうと思っています。

公営住宅の関係もお話ございましたけれども、やはり実際に今までの状況からいたしますと、やはり入居されている状況の中では、中を改修するというわけにはいかないものですから、先般のように煙突だとか、そういった外部的なことはやらせていただいておりますけれども、あとは日常的には入退去した後に、内部改修をして、また、新たに入っていただくというようなことをやっておりますけれども、大規模改修ということになりますと、これまた今実際入居されている方を一たんとかという、こういういろんな難しい問題もございますので、この辺は十分慎重にやらなきゃならないと思っておりますし、とりわけ公営住宅の再整備ということになりますと、昨日、予算委員会の中でもお話ありましたけれども、マスタープランの策定に始まって、そして、実施設計等々行っ

て、建築に至るまで3年かかるというようなこともございますので、その辺も含めて、特に、この住宅問題というのは、確かに今重要な段階に来ておりますので、そういったことも含めた検討はしていかなきゃならないというふうに思っています。

いずれにしても、総体的に公共施設、あるいは昨日お話あったような橋梁等のお話もございましたけれども、こういった施設の運営については、単純に老朽化したからということではなくて、きちっとその辺の安全度もチェックをしながらやっていきたいと思っておりますし、今、お話のあった水道施設等のお話もございましたけれども、これも現場のことについては、私どもの情報を聞いておまして、今回もいろんな予算の詰め段階では、特に、老朽化の激しいところからということで、予算づけもさせていただいておりますので、順次そういった公共施設のしっかりとした把握を進めながら、計画的に整備をしていくということについては、これからもしっかりとやっていきたいなというふうに考えております。

○委員長（大内輝夫委員長） ほかにありませんか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） ほかに質疑がございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上で、議案第22号から議案第27号までの平成23年度各会計予算に対する質疑を終結いたします。

これより各議案会計ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第22号 上士幌町一般会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

（「はい」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 討論がありますので、これより討論を行います。

先に、本案に対する反対の討論を行います。

3番、山本委員。

○3番（山本和子委員） 平成23年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

ますます混迷する政治の中で、医療、福祉を初め生活全般にわたって、ますます不安が渦巻いています。国は企業へは相変わらず法人税引き下げなど優遇したり、アメリカの言いなりになり、軍事面だけではなくすべての産業まで大きな打撃を与えるTPPに

参加しようとするなど国民そっちのけの政治が続いていると思っています。

では、国民へはどうかといいますと、年金や各種手当が平成23年度さらに引き下げられようとしています。あげくの果てに消費税増税までしようとしていると思っています。このような中、町として町民の命、暮らしを守ることが一層重要になっています。この立場になっていないと判断し反対いたします。

1点目、全体的な予算の編成の問題です。

国は財政は厳しい中でも、ここ数年地方交付税等は増え続け、基金を崩すことなく運営でき、平成21年度は備荒資金に1億6,000万円積み、22年度は公共施設整備基金に約5億円積みました。その結果、基金等は20年から増え続けております。このお金を命や暮らしを守るように活用すべきだと毎年指摘をしてきました。しかし、平成23年度の予算を見ますと、財政調整基金からの繰り入れは1,000万円です。22年度に積んだ公共整備基金は5億円ですが、それに限らず1億円崩すだけでもかなり町民の負担を軽くすることができます。例えば、40歳以上の特定健診を無料にしたとしても、目標50%の設定にいたしましても、わずか九十数万です。保育所料金5歳児を無料にいたしましても、約10年分は可能です。高齢者への福祉対策、少子化対策は待ったなしの今すぐ必要なことです。

それと、先ほどの総括質疑の中でもやりとりがありました。長期的な展望に立って、このお金をどう活用するかが私も十分関心を持っています。老朽化している公共施設の問題など含めて、財源は確かに必要です。待ったなしの5万、10万というお話をしましたが、それも必要ですが、長期的な立場に立って私の立場から、今、不安に思っていることは、町民の健康や医療、福祉、少子化問題です。それぞれの立場の方々が議員になっておりますので、それぞれ意見はあると思います。私はその点について、町長には指摘をしたいと思っています。

例えば、国民健康保険、介護保険等本当にこれから厳しくなると思っています。それには、長期的な観点で医療や健康をどう守るか、それは、ここ一、二年で成果はあらわれません。もしかしたら、5年、10年かかるかもしれません。そのときに、どこにお金を使ったらいいかというのは、長期的な点でも私は大事だと思っています。その点で、例えばの例で更別村は検査受診率が管内では1番です。医療費の1人当たりの経費も逆に、健診率が高くて医療費負担が管内では一番安いと。それは、ここ一、二年でできたわけではありません。その点、考えて、長期的な立場から見ても、私はもっと福祉、少子化問題についても予算化すべきと考えております。これは、私の立場の考えでありますので、それぞれの立場からの意見なり、指摘なり、案があっても、私は構わないと思



っています。以上、町民の命、暮らしを守る立場に立っていないと判断いたします。

2点目、平和の問題です。

今、普天間基地問題でも、政府はアメリカにノーとは言えず、沖縄の人々、日本の国民を犠牲にしようとしています。自衛隊のあり方もますます悪くなりました。昨年、12月新防衛計画の大綱を閣議決定いたしました。アメリカの戦略に沿って日本を守るのではなく、中国に対する軍事包囲網を構築するその方針を打ち出しました。自衛隊がアメリカの軍事的な侵略の片棒を担ぐ役割を果たしております。このような中で、自衛隊のあり方は間違っていると判断いたします。このことに同調する自衛官募集事務委託、自衛隊協力会への補助金が含まれているため反対をいたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、本案に対する賛成の討論を行います。

10番、角田委員。

○10番（角田久和委員） 私は平成23年度一般会計予算案に賛成するものであります。

以前は70億円あった一般会計予算は、厳しい社会環境を反映して本年度は55億円と窮屈になっております。しかし、その中で、緊急雇用対策事業、子供医療給付事業などの労働福祉政策、芸術鑑賞会助成事業に見られる文化活動支援、町民や団体からの要望にこたえた交通公園交流施設整備事業、ふれあい公園照明灯整備事業、そして、町の経済活性化へのしかけとして農林商工連携促進事業や魅力発信キャンペーン事業、黒毛和牛ブランド化肥育促進事業など決して豊かな財源ではありませんが、基金の減少を招くことなくソフト、ハード面に有効な投資がされており、評価するものであります。

以上、私の平成23年度一般会計予算案に対しての賛成討論といたします。

○委員長（大内輝夫委員長） 次に、本案に対する反対討論ありますか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 賛成の討論ありますか。

1番、佐々木委員。

○1番（佐々木 守委員） 私は平成23年度の一般会計予算について賛成の討論を申し上げます。

まず、今回の予算をめぐる情勢について、私の考えを申し上げ、賛成の討論とさせていただきますが、大変財政状況は厳しいというふうに言えるといふふうに思います。国家財政は危機的な状況だという判断をする経済専門家もおります。どの経済評論家に話を聞いても、良好だという人はいません。いつ何があっても不思議でないというふうな今日本を取り巻く国際経済はそういう状況の中にあり、さらに、日本の国家財政は先ほども質疑の中で申し上げたように、あわや1兆円を越すような財政赤字を抱えるような国

になっています。そうした中で、近年の地方交付税等は政権の軟弱さからだというふうに私は理解をしますけれども、幾分増えてきているということが言えるわけではありますが、決して将来展望の明るい、あるいは確実性の高いとは言えない状況にある。これも、どの経済評論家も先行き不透明だというふうに言われていますし、私もそのように考えています。そうした中で平成23年度の予算総額55億2,400万円等に関して、その中身については、今、賛成討論をした角田議員の解説にもありましたけれども、遜色はないというふうに理解をしています。

もう一つは、中長期的に見れば、今年の国勢調査速報値で報告があったように、うちの町は十勝管内で人口減少率、過疎化率といってもいいのかもしれませんが、それについては、非常に抑えることができた、減ってはいますけれども、本来であれば、5,000人を間違いなく切るだろうという予測が大半であったのに、5,000人を死守することができて、5年間の減少率は150人程度でおさまった。これは、この過去1年だけではなくて、この数年間、私が今期議会にかかわった行政執行の結果とも言えるのだというふうに理解をしているところであります。

そういうことから言えば、幾分この厳しい経済状況の中でも、基幹産業の農業中心に農業雇用が増えていたり、あるいは町長が積極的に進められている定住対策についても、一定の効果があったというふうに評価をするべきだというふうに考えるところであります。

そうした中で、先ほど議論をさせていただいた高校振興策についても、まずその評価をきちっと議会議員としても評価をすべきだというふうに理解をしています。そういった部分では、高校関係者を初め行政もそれなりの支援ができて、それが一定の成果を生んだというふうに自負をしてもいいのではないかとこのように思っています。そういった中で、本町の財政状況は先ほども議論がありましたように良好といったら語弊があると思いますけれども、この厳しい先の不透明感の中での財政運営は適切であるというふうに理解をします。そういった意味合いからも含めて、今回の私自身は特別会計も含めて77億、今議論になっている、提案されている平成23年度一般会計予算の55億2,400万円についても、妥当な予算だというふうに理解をし、賛成をするところであります。

ただ、一つ苦言を申し上げます。予算審議の中で申し上げましたように、土地の土壌分析についてでありますけれども、町が責任を持って町有地を買う、こういったときには、やっぱり適切な周辺調査というのは必要だというふうに思います。これが、この予算を執行して何の問題もなかった、あれは単純なうわさだったといったら、それを議会

で述べた議員さんについては、一定の責任が生じるものだというふうに私は思うところ  
であります。そういった議員は重い責務も踏まえて、議員活動をしなければならないと  
いうふうに理解をするところでありますし、議員が財政運営や行政執行について、説明  
を求められたときに、その内容が適切に理解をされるような説明をしていかなければな  
らないというのも、議員の責務だというふうに私自身はとらえているところであります。  
そういうことも含めて、この土地の土壌分析については、ひとつ適切な今後の対応を望  
んで賛成討論とさせていただきます。

○委員長（大内輝夫委員長） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） ほかに討論がありませんので、これをもって議案第22号に  
対する討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。起立しない委員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（大内輝夫委員長） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 上士幌町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 討論ございませんので、これより直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

議案第23号は原案可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 上士幌町水道事業特別会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声）

○委員長（大内輝夫委員長） 討論ございませんので、これより直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

議案第24号は原案可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 上士幌町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。  
討論ございますか。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 討論ございませんので、これより直ちに採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第25号は原案可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 上士幌町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。  
討論ございますか。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 討論ございませんので、これより直ちに採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第26号は原案可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 上士幌町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。  
討論ございますか。

(「なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) 討論ございませんので、これより直ちに採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第27号は原案可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

本特別委員会の付託事件審査報告は、今議会定例会の3月23日の本会議において報告するものであります。

ここで、お諮りいたします。

付託事件審査報告の委員長報告は、正副委員長にご一任いただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(大内輝夫委員長) ご異議なしと認めます。

よって、付託事件審査報告の委員長報告は、正副委員長に一任することに決定いたしました。

以上で、本特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

委員の皆さんのご協力によりまして、無事に委員会を終了することができました。ご協力に対しまして、心より厚くお礼申し上げます。

以上で、本特別委員会を閉会いたします。

(午前11時37分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算審査特別委員会  
委員長

署名委員

署名委員